

調査等請負契約における
設計変更ガイドライン

令和6年7月

西日本高速道路株式会社

目 次

1. 策定の背景	P 1
2. 用語の定義	P 2
3. 設計変更に係る規定及び基本思想	P 3
4. 当初発注における留意事項	P 5
・条件明示	P 5
・積算	P 7
・資料の貸与	P 14
・履行期間の設定	P 16
・部分引渡し、部分使用の使い分け	P 17
5. 工程管理及び履行確認打合せに係る留意事項	P 22
・履行確認打合せ	P 24
6. 設計照査の実施	P 27
7. 設計打合せにおける留意点	P 28
8. 設計変更手続きフロー	P 30
9. 設計図書の点検について	P 32
10. 設計変更の対象となるケース	P 35
11. 設計変更の対象とならないケース	P 37
12. 設計変更に係る留意事項	P 38
13. 入札・契約時の設計図書等の疑義の解決	P 46
14. 設計・工事施工調整会議（三者会議）への協力	P 47
15. ワンデータレスポンス	P 49
16. ウィークリースタンス	P 51
17. 請負契約書（抜粋）	P 54
18. 共通仕様書（抜粋）	P 56
巻末資料　調査等特記仕様書作成例	P 60

別冊 「設計実施上の確認事項（設計図書の点検項目）」

1. 策定の背景

➤ 調査等業務の特徴

調査等業務は、地形・地質・環境等の自然条件及び地元・関係機関との協議等を考慮の上、安全性・経済性を追求し最適な高速道路を構築するために行う調査・設計業務である。

基本的な業務の方針は発注者が示し、受注者が技術力を駆使し行うもので、発注者との協働により高品質な成果品を作成することができる。

よって、適正な業務履行を確保するためには発注者の適切な条件提示・業務指示が求められるものである。

➤ 設計変更の現状

現状の業務履行においては、協議未了に伴う設計条件提示の遅れ、条件変更に伴う検討業務の追加や契約内容の変更、発注熟度未了に伴う設計数量の変更、設計打ち合わせの大幅な回数増加、履行期間延期などが頻繁に発生している。

しかし、これらの契約内容の変更については、「検討は契約の範囲内」や「変更上限額の規制」など、発注者の不適切な運用により適正な契約変更がなされておらず、設計変更の取扱に課題を抱えているところである。

➤ 適切な設計変更の必要性

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第三条「基本理念」に「公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期間を定める公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するよう配慮されなければならない」と示されている。より良い社会資本の整備のために、発注者・受注者それぞれの役割分担を適切に行なう上で、設計変更内容についても両者が合意し契約を締結することが不可欠であり、調査等業務においても同様の理念が求められている。

➤ ガイドライン策定の目的

設計変更、並びにそれ以外の業務の円滑化を図るために、発注者と受注者の双方が、設計変更が可能なケース、手続きの流れ、留意点等について十分理解しておく必要がある。



「調査等請負契約における設計変更ガイドライン」の策定

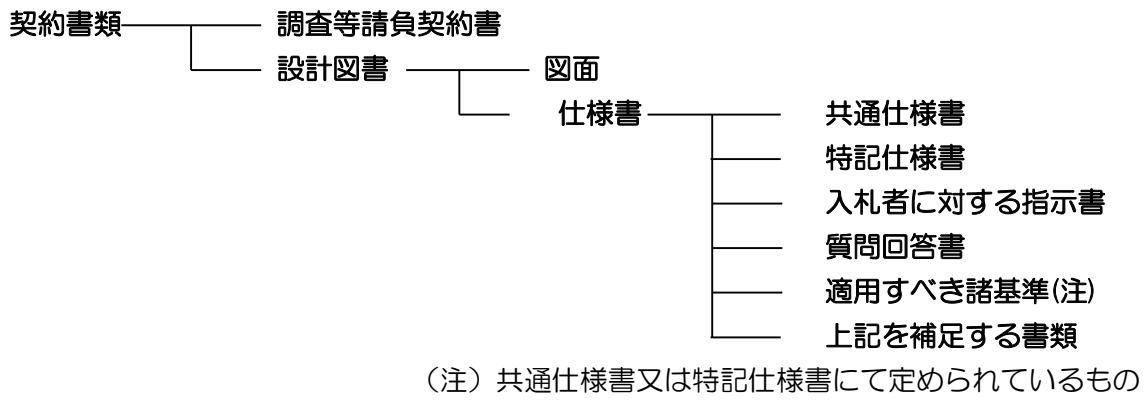
2. 用語の定義

◆設計変更の定義

本ガイドラインにおける「設計変更」とは、受注者に対して行う調査等変更指示（契約書第18条及び19条の規定に基づく調査等内容の変更または設計図書の訂正の指示）により、設計図書の変更を行うことをいう。

◆契約書類の体系

- 調査等の請負契約において発注者と受注者を拘束する契約書類の体系は次のとおり。
(調査等請負契約書第1条)



◆契約書類の用語の定義（調査等共通仕様書 1-2）

契約書類・・・・・・契約書第1条に規定する契約書及び設計図書をいう。

仕様書・・・・・・調査等共通仕様書（以下、共通仕様書という。）及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）、入札者に対する指示書、質問回答書及びこれらを補足する書類をいう。

特記仕様書・・・・・共通仕様書を補足し、調査等の実施に関する明細又は特別な事項を定める書類をいう。また、発注者がその都度提示した変更特記仕様書若しくは追加特記仕様書を含むものとする。

図面・・・・・・入札に際して発注者が交付した設計図及び発注者から変更又は追加された設計図をいう。

3. 変更契約の定義及び基本思想

➤ 変更契約とは

変更契約とは、調査等請負契約書第18条（条件変更等）、第19条（設計図書の変更）及び第20条（業務の中止）等に基づき、履行期間又は請負代金を変更するために、契約の変更を行うことをいう。

なお、共通仕様書に契約変更を行う場合が以下のとおり明記されている。

【共通仕様書 1-28-1 「変更契約」（抜粋）】

発注者と受注者は、次の各号に掲げる場合において、調査等請負契約書の変更を行うものとする。

- (1) 調査等内容の変更により著しく請負代金額に変更が生じる場合
- (2) 調査等完了に伴い精算を行う場合または、契約書第38条に規定する部分引渡しを行う場合
- (3) 履行期間の変更を行う場合
- (4) 発注者と受注者とが協議し、調査等施行上必要があると認める場合

➤ 調査等契約事務処理要領

調査等について、契約細則第68条の規定に基づき追加契約を原契約の変更により処理する場合で、契約変更の累計額が当初の契約金額の30パーセントを超えるときは、現に契約しているものと分離して契約することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。

➤ 基本思想

公共調達における通念上、当初契約を変更する場合には、当初の契約手続きでもって選定した契約相手方を、そのまま変更契約の相手方とする正当性を維持するため、変更契約の内容、規模等を当初契約との同一性を失わせない程度に制限する必要がある。

つまり、当初契約の目的の範囲内に含まれない内容を追加したり、契約金額が大幅に増加する内容を追加すると、仮にそれらを初めから当初契約に包含して公募競争に付したとした場合に、競争参加者の顔ぶれや入札結果が変わる可能性が生じて、当初契約の契約相手方を変更契約の相手方とする正当性に疑義が生ずる。

この「原契約との同一性を失わせない程度」の変更とは、NEXCO西日本においては30%までとしており、これを超える場合には原則として別途の契約としなければならない。なお、当然のことであるが、原契約の目的の範囲内に含まれない業務を追加することは、規模とは関係なく、許されない。

次に変更契約の規模に係る上限を当初契約額の30%以内としている「線引き」は国土交通省の行政実例に準じたものであって、法令等により規制されているものではないため、これを超える変更契約を行ったとしても、直ちにコンプライアンス上の問題が生じるものではない。

よって、NEXCO西日本においては、対原契約比30%を超える変更契約を「原則として」禁止しつつ、現に契約しているものと分離して契約することが著しく困難である場合には、「例外的に」30%を超える変更契約を行うことができるとしている。

この場合、業務が原契約と分離して契約することが困難である理由の事前審査を、支社発注業務においては支社担当課長が、事務所発注業務においては副所長が実施することとしている。

➤ 調査等業務の変更契約における事前審査の運用

調査等業務の設計変更に関して、当初契約金額の30%を超えることが想定されるときは、調査等管理要領Ⅱ第3章3-3「契約変更における事前審査の運用」により事前審査を行うこととしているので、事前審査の運用を活用し、原契約との同一性を失わせないものは、適正な契約変更手続きを行わなければならない。

4. 当初発注における留意事項

- 設計変更における規定及び基本思想に基づき、適正な契約変更手続きを行う必要があるが、調査等業務は工事のように多種多様な条件変更を伴うものでないことから、当初発注時に適切な業務数量の設定と適切な条件明示による設計図書が作成されれば、一般的に大幅な変更を伴うものとはならない。
- このため、当初設計における条件整備等の熟度を如何に高めるかに大きな課題があり、課題別の留意事項を以下に示す。

➤ 条件明示

条件明示は適正な見積もりの必須要件であるが、履行条件・見積条件が必ずしも明確に記載されていない業務も見受けられることから、履行内容に関して受発注者間の認識に齟齬が生じたり、適正な工程が確保されないこと等から**設計成果の品質低下等を招く要因**となっている。

そこで、履行条件の明確化及び適正な工程管理の強化を図る目的で、当該部分に特化した特記仕様書標準記載例を定め、活用を図ることとした。

➤ 特記仕様書に示す履行条件の明確化

- ① 具体な履行内容（業務内容）を明記、隣接又は関連する調査等業務及び受注者名を明記、関係機関との協議を明記（協議先、協議内容、協議完了予定時期）、貸与資料の取扱を明記（貸与予定期限等）、部分引渡し及び部分使用の時期を明記。
- ② 履行条件の明確化に伴い、業務内容の追加変更が生ずる場合の取扱及び履行期間の変更が生ずる場合の取扱において責任の所在が明確となり適切な契約変更が行える。
- ③ 明示した履行条件は、最終的な報告書の内容と整合が図れていることが重要であり、設計図書と成果品が異なることのないよう設計変更を行うものとする。なお、発注者の指示のもと各種検討の結果として成果が異なるものになった場合は、最終の成果の費用だけでなく検討に要した費用も適切に計上することに注意しなければならない。

➤ 発注者の設計方針未定の課題

(1) 不適切な事例

具体的な不適切事例を、参考として列記するので、今後の発注業務において、十分留意されたい。

事象	要因
設計基準の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・NEXCO の独自基準〔設計要領以外〕が業務途中で追加・更新された。 ・適用基準及びその解釈や細目に不確定な部分があった。 ・設計要領や支社統一基準を決定していない事項であり、検討して方針を決める必要があった。 ・統一方針の疑義事項等が、設計途中段階で発生し、その方針決定に時間を要した。 ・複数の類似業務が並行して進行している中で、統一的なプロセスが必要となり合同会議を定期的に開催し決定した。 ・設計や工事の省力化のためのガイドラインや標準設計の作成過渡期だった。
橋梁耐震補強設計	<ul style="list-style-type: none"> ・更なる耐震補強の進め方が業務途中で改定となった。 ・耐震補強の基本方針の決定に時間を要した。 ・設計基準類だけでは判断が難しい項目があり、方針決定までに時間を要した。 ・橋梁の架橋年度が古く、補強状況や構造詳細の不明箇所が多々あったため、復元設計により現況の耐震性能を照査することとなり時間を要した。 ・現況照査の段階で、鋼製橋脚と RC 橋脚が混在していることで、塑性化の考え方の一貫していなかった。 ・近接道路や河川の管理者等との協議に時間を要した。 ・設計発注後に建設当時の報告書等の資料収集に着手したため、資料が見つかるまで設計着手ができなかった。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・併せて実施した市道の条件が並行する開発事業との調整もあり、条件見直しが複数回あった。 ・工法選定にあたり用地買収の有無が関係したため、費用面と工期面の関係から方針決定に時間を要した。 ・地すべり対策業務であり、地すべり委員会により方向性が決定づけられた。 ・交通量観測位置、観測方法について考え方の差異があった。 ・設計打合せに出席する支社の代表者が異なり、各代表により設計方針が少し異なった。 ・外部用又は内部用協議資料で作成すべき資料の内訳や内容が不十分であり、受注後に設計費に見合わない作成量を要求された。 ・受注者相互の協力に、同時進行中の関連する設計業務の記載が無かった。
業務への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・条件決定のための資料作成もあり、作業量・作業工程いずれも想定より多く必要となった。 ・作業が1ヶ月止まったため業務工程にしわ寄せが生じた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・検討が終了していた橋梁の再検討や照査結果の再整理、想定していない検討事項の追加など作業量の増加と工期への影響（+3～4ヶ月）が生じた。 ・方針が決まらない間は作業が進まず、方針を決める際に検討した内容の一部が無駄となり手戻りが生じた。
改善の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・設計方針の決定時期及び作業量に応じた工期設定が必要である。 ・橋梁耐震補強設計は、橋梁ごとに個別の条件が多く、設計基準類だけでは判断が難しいことがある。その際、必要以上に判断に時間を要したり、担当者によって異なる判断とならないよう、支社個別の設計方針を示したマニュアルを整備する。

(2) 対応事項

更なる耐震補強設計については、設計合同会議等により設計方針の統一を図っているところであり、必要に応じて設計方針のマニュアル等を整備し、受注者に提示することで業務の効率化（手戻りロスを無くす）に取組むものとする。

更には、業務の手戻りを生じさせないように、発注者として事前の条件整理、方針確定を行ったうえで業務発注を行うように心掛けなければならない。

➤ 積算

調査等業務の発注に際しては、適切な条件明示はもとより、実施する業務内容と成果を勘案のうえ、適切な業務数量の設定と業務内容に応じた適正な積算が求められる。

業務数量の設定は、後の変更契約における増減額に大きな影響を与えることから、安易な数量計上とせずに、類似業務等を参考に適切に設定すること。

業務内容が不確定な状況においては、発注手続きを見送るとともに架空数量や架空業務の計上は厳につつしみ、発注業務の熟度向上を図ること。

また、積算においては、積算基準の適切な運用に努めることとし、歩掛の低減率や補正係数の安易な適用については、特に注意を払うこと。発注金額の調整等において、過度な低減等は、厳に慎まなければならない。

更に、積算基準にない業務の見積依頼にあたっては、十分な条件明示と適切な見積もり期間を確保し、特記仕様書に類似構造物区分や具体的な修正内容を明記することとし、適正な見積金額等の取得に努めること。

適正な発注金額で、適切な業務成果を得ることに努めなければならない。

(1) 不適切な事例

具体的な不適切事例を、参考として列記するので、今後の発注業務において、十分留意されたい。

事象	要因
積算基準（設計区分）の不適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・橋長が同一で、橋脚高さの違いにより発生断面力が大きく異なる場合（斜パイ等）でも、基本構造でなく類似構造扱いとされた。 ・多径間連続橋の設計で、橋脚高が同一でも地震時の分担力が異なるため設計計算が必要であるが、橋脚高さが同一という理由で、設計区分を低くみられた。 ・複数橋脚の設計で、高さが異なり設計計算が必要であったにも係わらず、ランクD（図面修正程度）で計上された。 <p>【対応】</p> <p>実施設計においては、ほとんどの場合、設計計算が実施されることを考慮し、積算基準の補正係数フローチャートの考え方沿って、適切にランク付けを行う。</p>
修正設計における歩掛の低減率や補正係数の安易な適用	<p>橋梁の修正設計で、基礎バネの見直し等により、部分的な修正にとどまらず、全体に影響する修正内容であったにも係わらず、一般的な補正係数で積算された。</p> <p>【対応】</p> <p>特記に具体的な修正内容を明示し、内容が追加・変更された場合は、条件変更として取扱う。</p>
VR作成ソフトの互換性	<p>VR修正業務において、元ソフトが独自の場合、市販ソフトとの互換性がないため余分な費用が掛る。</p> <p>また、VR業務等で見積により価格を設定する場合、見積にばらつきが生じる。</p> <p>【対応】</p> <p>特記に、市販ソフトの使用を基本とし、独自ソフトを使用する場合は、互換性を持たせるよう明示する。</p> <p>見積徴収にあたっては、詳細な業務内容を明示し、バラツキが大きい場合は聞き取り・再徴収など適切に査定する。</p>
業務数量の不適切さ	<ul style="list-style-type: none"> ・急を要する代替作業が指示され、限度額を超えるため逆に当初契約の鳥瞰図が取止められた。また、作業バランスが合っておらず、大幅な工期延期となり金額と工期が不整合であった。 ・アーチカルバート箱抜き図作成が、当初契約5枚で最終的には40枚と大幅に増加したにも係わらず、変更増額の制限により認められなかった。 ・家屋調査において、当初1棟で計上すべきところ、借家1棟5戸を5棟として計上していたため大幅な減額となった。 ・家屋調査において、調査の可否を事前確認していなかったため206棟の予定が144棟へ大幅減少となった ・LCC縮減の機運から、上部工・下部工の剛結構が採用さ

	<p>れることになったが、標準歩掛がないことを理由にラーメン構造としての歩掛を用いず、適切に設計変更が行われなかつた。</p> <p>-----</p> <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・類似設計事例の参考、調査の意向確認等により、適正な設計数量の計上に努める。また、原契約の同一性を失わないもので必要な業務が契約額の30%を超過する場合は、事前審査を経て追加変更する。（適切な工期延期とともに）
設計内容と積算内容の齟齬	<ul style="list-style-type: none"> ・設計計算を伴うロックボルト付き吹付のり枠工であったが、詳細図作成で計上されていた。 ・複雑な歩道橋が一式計上となっており、橋梁規模が設計金額に反映されていなかった。 ・地形図(完成図)が古く、復元設計を行う必要があったが、復元作業がまったく評価されず、図面修正で査定されたため、作業量との乖離が大であった。 <p>-----</p> <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複雑な構造の設計や特殊な作業など積算基準にない業務は、適切な見積等により設計内容に見合った適正な積算を行う。
積算基準の理解不足、又は不適切な運用	<p>分譲マンションと賃貸マンションでは、前者の調査費用が高いが、過少に計上されていた</p> <p>-----</p> <p>【対応】 積算基準の適切な適用を図る</p>
不適切な仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書等の設計書に見積上必要な補正条件等の明示がなかったため、適切な見積ができなかった。 ・連絡等施設の予備、概略設計であったが、橋梁形式検討、施工計画まで求められた。技術提案事項（書かざるを得ない特定テーマの設定）であったが、仕様の範囲を超えていた。 ・PAレイアウトを多数検討したが、仕様の範囲とされた <p>-----</p> <p>【対応】</p> <p>標準特記仕様書を参考に適切な条件明示を図る。</p> <p>業務内容に応じた適切な費用を当初又は追加により計上する。</p> <p>提案書の特定テーマの設定は、業務（費用）の範囲内とし過度な提案を求めるないように留意する。</p>
I期線類似扱いの適用	II期線での設計であったが、I期線の構造を基本構造とした類似構造物扱いで計上されていたが参考にできる箇所が少なかった。

	<p>【対応】 特記に、設計年次により設計適用基準が異なる場合には形式検討の見直しが必要となるため基本構造物の適用とする。類似構造物とする場合には、断面拡幅、橋長固定等の類似適用理由を明示する。</p>
既設しゅん功図がない場合の復元設計	<p>耐震設計等で、既設のしゅん功図が必要であったが、しゅん功図がなく復元設計が必要となった。</p> <p>【対応】 竣工図がなく復元設計が必要な場合は、当初設計に復元設計が必要であることを明示し、その費用も計上する。</p>

(2) 合同現地踏査による契約内容の確認

現地踏査は、共通仕様書において、各業務内容に応じて「〇〇設計に必要な地形、地質、地物等の現地状況、主要構造物の位置、型式及び延長、交差又は付替道水路、用排水系統等の基本的事項を把握するものとする。」等と規定され、業務着手後速やかに実施することとされている。

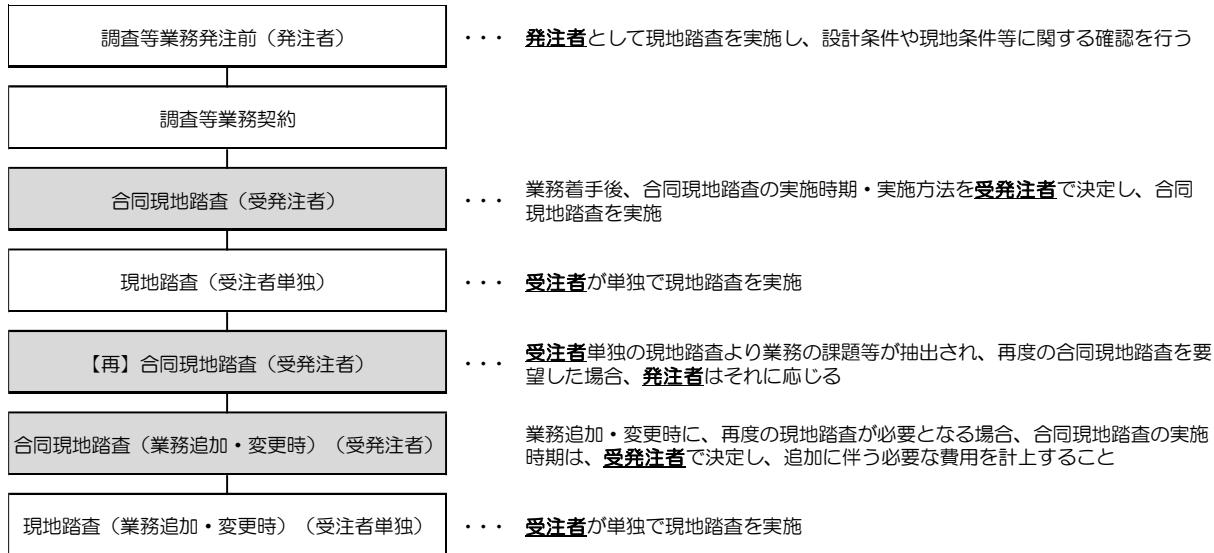
工事の施工は現地特有の条件に対して行う必要があり、工事の設計図書に明記する条件が実際の現場と一致していることが重要である。そのため、調査等段階の現地踏査において図面等のみでは確認することが出来ない現地特有の課題等を抽出し、設計に反映することが重要であるため、共通仕様書5-2-8に規定する「合同現地踏査」として、受注者が行う現地踏査に発注者の同行を義務付け、現地状況等の把握の他、当該業務の課題及び契約内容について確認を行い、受発注者が早期に認識を共有し、「業務計画の立案」や「設計条件の整理」等の円滑な実施、適切な業務進捗の確保と適正な契約変更を確保するために行うものである。

合同現地踏査の実施時期及び実施方法は、業務着手後速やかに行うことを原則とし、受発注者間で協議し決定する。（受注者の行う現地踏査のすべてに同行するものではなく、受発注者にて課題や懸案等が想定される場所へ同行する。）

受注者単独の現地踏査において、受注者より当該業務の課題、契約内容について発注者との合同現地踏査を要望する事項が追加で発生した場合は、それに応じるものとする。

業務の追加・変更に伴い、再度の現地踏査が必要となる場合の合同現地踏査の実施時期については、受発注者間で協議し決定する。その場合、発注者は必要な費用を支払うものとする。

○合同現地踏査のフロー図



(3) 合同現地踏査を実施した効果や良かった点について受注者より次のとおり意見が出されており、受注者の業務履行を進めるうえで、手戻りの解消や省力化を図るとともに、より精度の高い設計成果に繋げることができ効果的であるとの評価を受けている。

事象	効果等
関係構築	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者の設計方針を現地で相互確認できた。 ・業務上の課題を共有でき、意思決定がスムーズに行えた。 ・課題事項を視覚的に確認でき、早期に解決方法が確定できた。 ・発注者との合意形成を図ることができ、後の打合せを効果的に実施できた。 ・現場の課題細部を共有し、発注者からの要望意見を確認できた。 ・現場での問題点を発注者から直接説明を受けることができ有意義であった。
進入経路	<ul style="list-style-type: none"> ・桁下から進入不可の橋梁を道路パトロールカーの活用により本線から進入できた。 ・Ⅱ期線の詳細設計において、道路管理者の同行により安全かつスムーズに踏査できた。 ・耐震補強設計において、通常では進入できない箇所へ監督員立会の下、踏査できた。 ・橋座周りを検査路の利用により確認できた。
確認内容	<ul style="list-style-type: none"> ・排水等の課題 ・既設構造と現場状況の特徴や注意すべき点

	<ul style="list-style-type: none"> ・しゅん功図と現地の差異 ・観測箇所の確認 ・関係機関協議の状況、問題点の把握 ・施工計画（進入路や施工手順）について、妥当性の議論、課題や対応策の共有 ・架橋地固有の条件確認や課題の共有 ・耐震補強方法、施工方法についてイメージの共有 ・移設改良が必要な付属物について現場で直接確認
--	--

（4）現地踏査日数の加算について

四車線化設計等の踏査の制約が多い業務等においては、次のとおり、踏査回数及び日数を増加するものとする。

【道路詳細設計の例（延長3km未満）（設計打合せは1.0日）】

①標準

編成				踏査日数
技師長	主任技師	技師A	技師B	
1人	1人	3人	3人	2.5日

（このうち技師長と主任技師は、設計打合せ1.0日を含む）（現地条件により加算する）

②四車線化設計等で踏査に制約がある場合（当初に全線を踏査する場合）

編成				踏査日数
技師長	主任技師	技師A	技師B	
1人	1人	3人	3人	3.5日

（このうち技師長と主任技師は、設計打合せ1.0日を含む）

③四車線化設計等で踏査に制約がある場合（段階的な踏査が望ましい場合）

〔当初〕

編成				踏査日数
技師長	主任技師	技師A	技師B	
1人	1人	3人	3人	2.5日

（このうち技師長と主任技師は、設計打合せ1.0日を含む）

〔2回目〕

編成				踏査日数
技師長	主任技師	技師A	技師B	
		3人	3人	2.5日

（このうち技師A 1人と技師B 1人は、設計打合せ1.0日を含む）

○一式契約項目の内訳明示

現地踏査、設計打合せ等の業務内容で一式契約項目となっているものは、条件明示の必要性に鑑み、特記仕様書に内訳明示を行うことに努めるものとする。

なお、業務の追加、変更に伴い、当初計上した数量から著しく増加する場合は、新たな単価項目の追加を行い、適切に費用を計上するものとする。

【現地踏査の内訳例】

〔当初〕

編成				踏査日数
技師長	主任技師	技師A	技師B	
1人	1人	3人	3人	2.5日

(このうち技師長と主任技師は、設計打合せ1.0日を含むものとし、打合せ回数を控除する)

〔2回目〕

編成				踏査日数
技師長	主任技師	技師A	技師B	
		3人	3人	2.5日

(このうち技師A 1人と技師B 1人は、設計打合せ1.0日を含むものとし、打合せ回数を控除する)

【設計打合せの内訳例】

- (1) 業務着手時及び業務完了時には、管理技術者が立ち会うものとする。
- (2) 打合せ場所は、○○事務所又は△△支社で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従わなければならない。
- (3) 打合せ回数は、監督員が行う関係機関協議への同席、完了検査を含め、原則として〇回（事務所〇回、支社△回、協議〇回）とし、標準編成は下表のとおりとし、編成変更に伴う単価の変更は行わない。
- (4) 打合せの検測数量は一式とし、業務に大幅な変更が生じない限り打合せ回数が増減しても打合せ費用の変更は行わないものとする。ただし、業務の大幅な変更が生じた時や監督員の都合により行政協議等に立会わせた場合は、別途、監督員と協議するものとする。
- (5) 下表打合せ回数には、部分引渡し（又は部分使用）に伴う検査を含むものとする。

編成（1回当り）				
種別	打合せ回数	主任技師	技師A	技師B
当初	1	1	1	
中間	6	1		1
最終	1	1	1	

注) 現地踏査を行う場合は、現地踏査に当初及び2回目の打合せを含むものとしているため、別途計上してはならない。

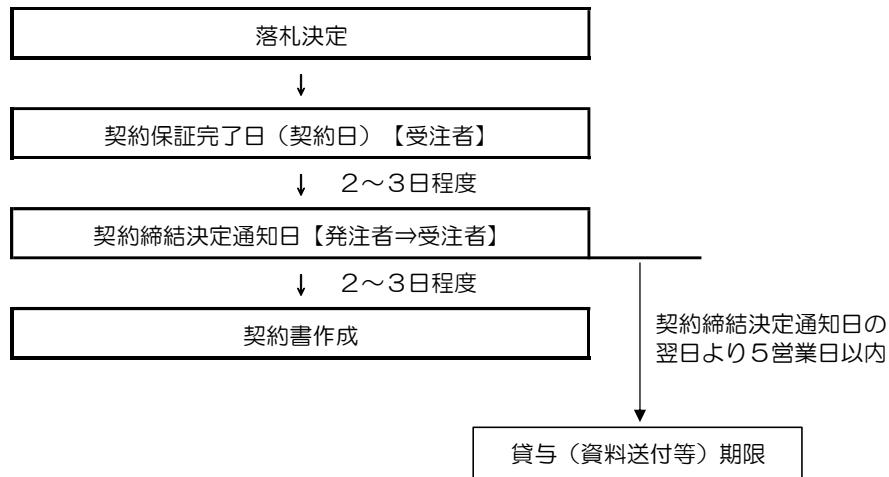
なお、踏査日数は現地条件や業務量に応じて適切に計上するものとする。

➤ 資料の貸与

調査等業務における資料の貸与については、調査等共通仕様書1-15「資料の貸与及び返却」に記載しているところであるが、契約後すみやかに資料を貸与することで、「業務計画・現地踏査計画の立案」や「設計条件の整理」等を早期に計画できるようしなければならない。そのため、下記に配慮し貸与資料の準備を行うものとする。

- (1) 入札公告前に、業務に必要な貸与資料（報告書又は電子データ）が手元に揃っていることを確認する。なお、当該時点で業務期間中である等の理由により、貸与する予定の資料が手元にない場合は、いつまでに手元に貸与資料が揃うのかを確認しておく。
- (2) 設計種別に応じ調査等共通仕様書1-15-1資料の貸与に基づき貸与する資料の成果品名、業務名、貸与予定日、成果品の形式（電子成果品、紙、電子データ(PDF、CAD、TIFF等)）を特記仕様書に記載する。
- (3) 貸与すべき資料が確認できない場合（貸与予定資料が紛失している場合等）には、発注前に復元設計等の必要性を検討し、その旨を特記仕様書に明記するとともに、必要な作業日数について工期設定に反映させる。
- (4) 貸与予定日までに資料を貸与できない場合は、調査等請負契約書第20条第2項の規定に基づき調査等の一時中止指示を行うとともに、履行期間の変更について協議する。

○落札決定後のフロー図



【特記仕様書記載例】

○-○ 資料の貸与

共通仕様書1-15-1及び5-2-3資料の貸与に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。ただし、履行期間中の調査等業務について、その成果等の貸与予定日は次のとおりである。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備 考
地形図(1:1,000) 実測縦断図 実測横断図 座標計算図	○○地区路線測量	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内（注）	電子成果品
土質地質調査報告書	○○地区第一次土質調査	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内（注）	電子成果品 STA〇〇～〇〇
	××地区第一次土質調査	令和〇年〇月〇日 (土質柱状図の貸与)	電子成果品
	△△地区構造物基礎調査 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (土質柱状図の貸与) 令和〇年〇月〇日 (成果品)	STA〇〇～〇〇 (××橋基礎調査) STA〇〇～〇〇 (△△橋基礎調査) 電子成果品
実測地形図	○○地区詳細測量 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (詳細平面図の貸与) 令和〇年〇月〇日 (詳細平面図の貸与)	STA〇〇～〇〇 (××橋詳細測量) STA〇〇～〇〇 (△△橋詳細測量)
	○○自動車道 ○〇～〇〇 完成図	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内（注）	紙及び電子データ (TIFFデータ)
道路等概略設計成果品 橋梁高架等の一般図	○○橋橋梁一般図 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (設計成果品の貸与)	
	××橋橋梁一般図 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (構造一般図の貸与)	

(注) 土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12月29日から翌年1月3日まで、夏期休暇(3日)を除く

➤ 履行期間の設定

調査等業務の履行期間は、業務内容に応じて現地踏査、計画準備から業務細部、照査及び成果品作成まで、高品質な成果品を取得するために適切な期間を設定する必要がある。特に、設計業務における適切な照査期間の確保は、業務成果の品質確保を図るうえで重要な要素であるので、必要に応じ履行期間の延期も考慮し確実に確保しなければならない。また、発注者としても設計に現地条件が適切に反映されているか等の確認が必要である。

設計等業務は、原則として、協議案件等を全て解決し、業務発注を行うことが望ましい。しかし、多種多様な協議が山積する現状では、一部業務と並行せざるを得ない部分もある。

特記仕様書に業務の着手可能時期を明示するものの、実施においては、協議未了案件の解決の遅れ、関連業務の引渡し時期の遅れが発生しており、更には履行期間の変更が行われず受注者に短期間での業務集中を余儀なくするなど、適切な作業期間が確保されない問題が生じている。

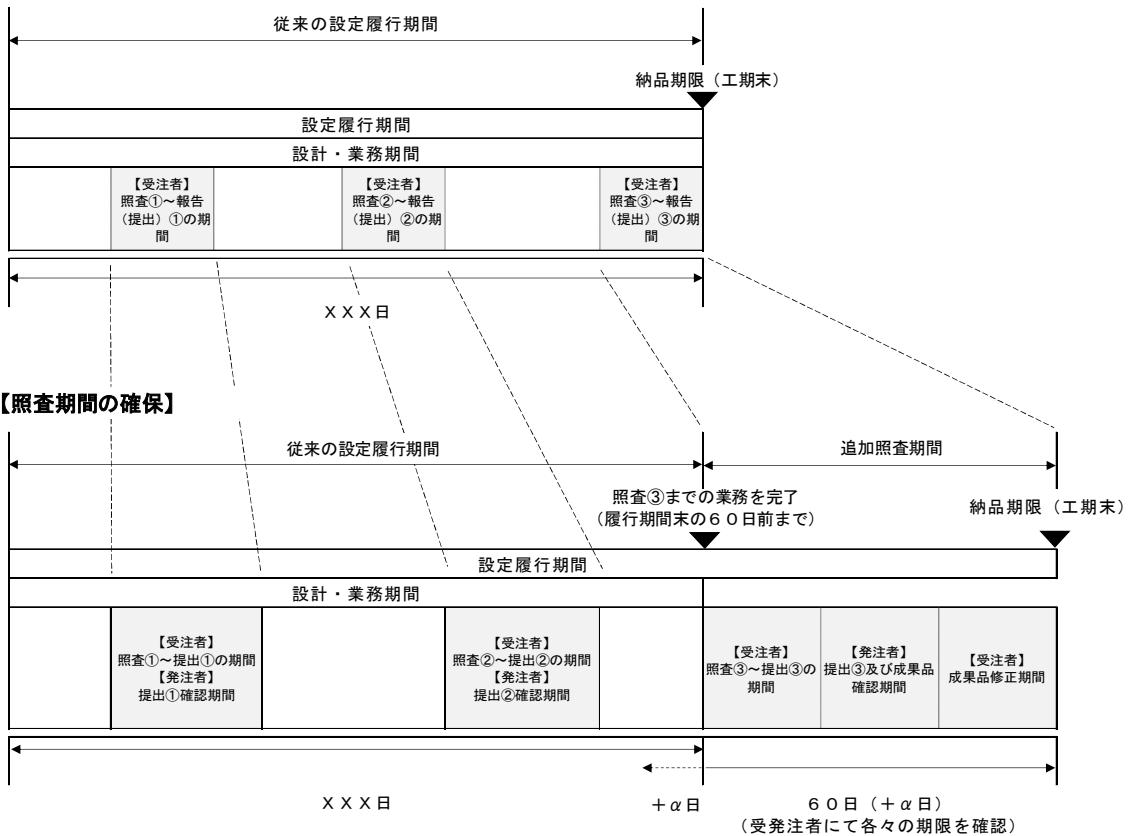
また、工事発注のために一部成果の早期引渡しを求める場合などに、契約後に引渡し条件を附す場合もあり、受注者に業務負荷を与えていている。

特に、協議等の解決見込み時期の遅れが頻繁に発生しており、履行期間を設定する際の課題として認識するとともに、業務実施においては協議の進捗に応じて条件の決定時期を明確にしたなかで適切な履行期間の確保に努めなければならない。

➤ 照査期間の設定

成果品の正確性及び品質向上を確保することを目的に、本ガイドライン6.に記載する「設計照査の実施」について、通常必要な「設計・業務期間」を圧迫しないよう照査期間及び監督員の確認期間として60日を付加し工期を設定する。下図は、設定のイメージであり照査①～③は当社ホームページに掲載する「設計照査の手引き」による。

【従来の履行期間】



(履行期間の設定イメージ)

- 成果品貸与、過去の資料整理期間：〇 日
- 設計・業務期間：220 日
- 協議に要する期間：〇 日
- 受注者の照査期間、発注者の確認期間、成果品修正期間：60 日
- ◎ 履行期間：280 日間（〇 日 + 220 日 + 〇 日 + 60 日）

➤ 部分引渡し、部分使用の使い分け

「部分引渡し」は、工事における一部しゅん功検査に相当し、部分引渡しを受ける部分（指定部分）について完了検査の手続きに従い検査を実施し、成果品の引渡しを受け、指定部分に相当する請負代金額の支払いが生じ、引渡しを受けた部分の成果品の所有権は発注者に移転（帰属）することになる。

一方、「部分使用」は、部分使用検査を実施するが、請負代金の支払いは発生しない。所有権についても移転することは無く、受注者に帰属したままとなる。所有権が受注者に帰属したままとなるので、部分使用を受けた部分について、発注者は善良な管理者の注意義務をもって使用することになり、また、部分使用中の成果品の加工及び変更を行うこと

はできない。

したがって、調査等業務の完了前に、工事発注等に成果品の一部を使用する場合には、部分引渡しを受ける必要がある。部分使用により一部を使用する場合は、協議等により調査等業務を継続するための条件を確定する場合、または先行する土質調査業務で知りえた土質定数を後発の設計業務の設計条件にする場合等、用途を限定すべきである。

やむを得ず、部分引渡し若しくは部分使用を行う必要がある場合は、使用開始時期までの照査期間を受注者が確保できるよう、適切な時期を設定しなければならない。

いずれにしても、「部分引渡し（契約書第 38 条）」 及び 「部分使用（契約書第 34 条）」 は、特例規定のため、協議により契約の履行条件（設計条件等）を決定しながら業務を進める必要がある場合を除いては、原則「部分引渡し」、「部分使用」を発生しないよう、調査等業務及び工事の発注工程を調整しなければならない。

なお、「部分引渡し」と「部分使用」の違いについてまとめると、次のとおりである。

表-1 部分引渡しと部分使用の違い

	部分引渡し	部分使用
契約書条文	第 38 条	第 34 条
共通仕様書	1-30-6 一部完了検査	1-33 部分使用
検 査	一部完了検査	部分使用検査
請負代金の支払	有	無
成果品の所有権	発注者に移転	受注者に帰属

（1）部分使用・部分引渡しの取扱い、課題及び対応

現状の業務を確認すると、工事発注用資料、基本設計協議やアドバイザーミーティング等の社内会議資料及び後続業務への提供資料として、部分使用又は部分引渡しが行われている。

上記に記載するよう部分使用・部分引渡しは、特例規定のため、原則「部分引渡し」、「部分使用」を行わない業務発注を行うよう工程調整する必要があるが、工事の多様化に伴う業務量の増加を受け、多くの業務で実施されているのが現状である。

このことから、部分使用、部分引渡しの課題及び対応を下記のとおり整理したので、今後の発注業務において、十分留意されたい。

なお、部分使用や部分引渡しが、履行期間が短い等適切な履行期間の確保がなされていない場合、競争参加者は入札を躊躇する傾向があることを留意しなければならない。

課題	対応等
<ul style="list-style-type: none"> 部分使用は業務途中の成果で、完了までに内容が変わる場合があり得るため成果品の使用には注意を要する。 途中経過との認識であり設計条件が最終ではなく、これ以降に詰めればより良い成果となる。 部分使用しながら提供後の内容変更に対し厳しい指摘を受ける場合があるため軽々しく適用して欲しくない。 当初から予定されていれば問題ないが、業務中に追加されると工程が厳しくなる。 部分使用の場合は工期に余裕を持たすこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 発注時の条件明示として部分使用を行う成果物の内容と時期、理由を明確にすること。 部分使用は、最終成果ではないことを理解したうえで使用するものであり、対外協議の進展のためなどに使用すること。 適切な工期・工程の確保を行うこと。 工事発注を目的とした場合は、部分引渡しを原則とすること。
<ul style="list-style-type: none"> 対象橋梁一覧の備考に成果引渡し時期が記されているだけで、何処までの内容を要求されているのか分からず業務がある。 業務開始時に貸与資料の提示の遅れや設計条件が不明確で発生する新たな業務等が生ずる場合は、引渡し時期を変更すべきである。 無理のない工程を設定することと、一部完了検査の費用も計上すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 発注時の条件明示として、求める成果物の内容を詳細に明記すること。 適切な工期・工程の確保を行うこと。 一部完了検査の費用は、中間設計打合せの回数に計上すること。

(2) 影響を与えた事例

業務実施において履行期間へ影響を与えた事例を、参考として列記するので、今後の発注業務において、十分留意されたい。

事象	要因
協議未了（方針未決定）	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者との流末協議の未了 調整池協議の未了（設計方針の調整に時間を要した） 用地幅くい未確定箇所の修正設計の実施 OV 添架物配置計画の設計条件確定に 1.5 ヶ月要し、履行期間が不足 <ul style="list-style-type: none"> 河川の断面が未決定 河川協議が進まず IC ランプ橋の線形未確定のため支間割り検討が遅延

	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関協議が未了で、環境監視内容が未決定 ・交差協議の実施が遅れにより、条件決定が大幅に遅れたが、履行期間延期は認められなかった
協議遅延	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体施工の交差道路等の設計遅延 ・測量立入了解が得られず着手が遅延 ・開発 IC での関係機関協議の見込み不十分(発注時期不適切) ・ボーリング調査の遅れ ・上位機関との協議により履行期間の後半になり、設計方針が大幅に変更となったが、履行期間の延期が行われなかった
部分引渡し	<ul style="list-style-type: none"> ・引渡時期を考慮した発注となっていない ・発注工事の関係から4ヶ月の前倒しを求められた ・仕様書に明示がなく、初回協議で部分引渡しを求められた ・供用開始の2ヶ月前倒しに伴い、履行期間が不足 (工事遅延による現況測量の遅延、道路敷界点の未設置、関係機関協議の未了、業務指示の不備による手戻り等)
既往成果の不備	<ul style="list-style-type: none"> ・既往成果の設計に不備が多く、業務開始までに時間を費やす ・基本詳細設計の修正設計であったが既往設計が未完了 ・既往成果の不備により、詳細設計であるにもかかわらず、形式を見直す予備設計の実施後詳細設計を行ったが、履行期間の延期は認められなかった
業務内容の齟齬	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥瞰図作成が軟弱地盤検討と入替り、履行期間が短くなった ・2月契約だが、5月まで積雪で現地調査出来なかった ・受注後に調査ボーリングが発注され調査成果が遅延 ・道路橋示方書の改定時期に当り、改定に伴う形式変更の指示が履行期間の1ヶ月前であった ・傾斜地の橋台位置検討に際し地質データが不足しており、追加調査に伴い業務が遅延 ・耐震補強設計や床版取替設計等は新規構造物の設計と比較すると、必要工期が長くなる傾向があるが、設計工期の設定が不十分であった。

(3) 技術的難易度の高い協議への受注者の同行

共通仕様書 1-17 地元関係者の協議等において、「地元関係者との協議は、原則として発注者が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。」と規定している。

業務の進捗に応じて、設計条件等の確定のため関係官公署等と協議を実施する場合において、調査及び補償業務等における地元協議と同様に、受注者の協力が必要な場合は、監督員が同席を指示し、必要な費用を支払うものとする。

特に、難易度の高い設計条件等を解決するための協議等において、間接的に協議内容を伝えるよりも、協議内容を直接理解した方が業務の確実な進捗が見込まれる場合等は、積

極的に採用するものとする。

【特記仕様書記載例】

○-○ 関係官公署等との協議

本業務に関連する主な施設及び管理者、必要な協議並びに協議の完了予定時期は、下表のとおりとする。なお、本項目に記載する協議は、受注者が共通仕様書1-16に従って行う協議以外に発注者又は監督員が行う協議であり、原則として発注者が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。受注者は、協議案件に熟知した者を参加させるものとし、協議内容を直接理解し、業務履行の確実な進捗に努めなければならない。なお、これに要する費用は、別途協議するものとする。

(1) 道路関係 【交差や近接するもの、設計において改良を予定するものを記載】

位置	路線名	管理者名	必要な協議	協議完了予定時期
STA〇〇付近	県道〇〇線	〇〇県	〇〇橋の交差協議	令和〇年〇月末
STA〇〇付近	町道〇〇線	〇〇町	上空交差の計画協議	実施済み

(2) 鉄道関係 【交差や近接するもの、設計において改良を予定するものを記載】

位置	路線名	管理者名	必要な協議	協議完了予定時期
STA〇〇付近	JR〇〇線	〇〇旅客鉄道	上空交差の計画協議	実施済み

(3) 河川・水路関係 【交差や近接するもの（または流末となるもの）を記載】

位置	路線名	管理者名	必要な協議	協議完了予定時期
STA〇〇付近	一級河川〇〇川	〇地方整備局 ××道事務所	〇〇橋の交差協議	令和〇年〇月末
STA〇〇付近	普通河川〇〇川	〇〇市	流末協議	令和〇年〇月末

5. 工程管理及び履行確認打合せに係る留意事項

- 契約業務の適切な工程管理及び業務内容のチェックは、円滑な業務履行と適切な契約変更のためには必須要件である。
- 発注者は、長時間労働の是正など、適正な履行期間で請負契約を締結する役割を担う。また、当初設計図書の条件明示が不明確であると、業務に手戻りが生じるなどにより後の作業工程に影響を与えることが原因で、以後の長時間労働に繋がりかねない。そのため、本ガイドライン4.に記載する「当初発注における留意事項」を遵守することが求められる。
- しかし、現況の契約においては、協議未了に伴う条件提示の遅れ等により履行期間を圧迫し、照査期間を不足させる等の影響が頻繁に発生していること。また、変更指示等の不備に伴い実施した業務の設計変更が行われないこと等の課題が発生している。
- このため、これらの課題を解決するために有効と考えられる「計画工程表」と「履行確認打合せ」の活用を図ることとし、その留意事項を以下に示す。

➤ 工程管理

適切な工程管理（履行期間の確保）を図るため、特記仕様書で明示した、関連する業務や関係機関との協議、資料の貸与時期、条件提示時期等の遅れが生じないよう、協議完了時期、貸与時期、部分使用時期、部分引渡し時期、設計照査時期等を記載した計画工程表を作成・提出させる。

業務の着手に先立ち、具体的にどのような業務履行上の課題等が存在するか等に関し、受発注者で情報共有や意思疎通を図り、不明な点や課題等の解決に向けた各々の役割分担について明確化した上で、履行期間中にわたって知り得た情報を逐次共有することが、工程遅延を防止するために重要であることから、計画工程表は、計画工程表に変更が生じた都度、受注者が作成し提出するものとし、設計打合せ等により監督員と受注者の双方で共有し、進捗状況及び懸案事項を確認しながら業務を実施する。

また、施工計画に影響する懸案事項がある場合は、その内容を明記するとともに、課題解決のための受発注者それぞれの責任分担、対応者（監督員又は受注者）及び対応時期を明記することで、「だれが」「いつまでに」が明確になっている計画工程表を常に共有し、処理すべき懸案事項の遅延を未然に防止することで、履行遅延を防止するものとする。

新規工種の追加や数量変更等についても、隨時、工程表に追記し、常に相互に確認・把握するものとし、明示した履行条件の変更等に伴い契約履行期間内に業務が完了できなくなった場合は、変更計画工程表の確認を行い、必要に応じて履行期間の変更について協議を実施する。適切な履行期間を確保することで設計成果の品質等の確保に努めなければならない。

【特記仕様書記載例】

○-○ 計画工程表の作成

(1)受注者は、作業着手時の設計打合せにおいて、監督員と工程について協議し、下表に示す作業完了目標時期を考慮した計画工程表（様式－1）を作成するものとする。

なお、計画工程表は、業務内容が監督員に容易に分かるよう作成すると共に、打合せ時期、資料の貸与時期、関係機関との協議完了時期、部分使用時期、部分引渡し時期及び照査技術者が行う照査時期等も記入しなければならない。業務遂行に影響する懸案事項がある場合は、その内容を明記するとともに、課題解決のための受発注者各々の責任分担、対応者（監督員又は受注者）及び対応時期を明記するものとする。

(2)前項の規定に従い作成した計画工程表を、履行期間にわたり受発注者双方で確認し認識を共有するものとする。

(3)受注者若しくは発注者は、受注者の責に帰することができない事由等により、当初の計画工程表に明記した事項に変更が生じる場合は、速やかに変更計画工程表を作成し監督員に提出し、確認を得なければならない。

(4)監督員は、変更計画工程表の確認に伴い、必要に応じて履行期間の変更など適切な手続きを行うものとする。

業務内容	作業完了目標時期	備考
設計計画	令和〇〇年〇〇月下旬	
〇〇図作成	令和〇〇年〇〇月上旬	

➤ 履行確認打合せ

「履行確認打合せ」とは、従来の業務を進めるうえでの課題・解決策の確認などの設計打合せとは異なり、契約時に提示した各種条件と当初の作業計画書及び計画工程表（業務スケジュール管理表）に基づき、また、業務の追加や変更指示を行った場合は変更手続きと変更計画工程表等に基づき、適正に業務が履行されているか業務の点検を行うものである。

発注者の条件提示に変更や遅れが生じていないか（設計協議や対外協議等）、受注者の業務進捗に遅れが生じていないか、今後の業務進捗を見据えた上で新たな課題が生じていないか、また、業務の追加変更は適切な手続きがなされているか、といった課題の有無に着眼し実施するものである。

なお、課題が発見された場合は、必要に応じて契約上の措置を含めた対策を別途講ずるものとする。

(1) 対象業務

「履行確認打合せ」の対象とする業務は、業務の履行期間が長期にわたるもので当初契約の工程において、当初と最終の打合せが概ね6ヶ月を超える設計業務に適用する。

(2) 実施方法

発注者は監督員（所長）又は副監督員（副所長）が、受注者は管理技術者が参加するものとし、高品質な業務成果を得ることを主眼に、受発注者が対等な立場で公正に確認、協議することとする。

(3) 実施時期

実施時期は、業務の中間において実施するものとし計画工程表に明示するとともに、業務の進捗に応じて適切な時期に行うものとする。

【特記仕様書記載例】

○-○ 設計打合せ

設計打合せは下記とおり行うものとする。

- (1) 業務着手時及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこと。
- (2) 打合せ場所は、○○事務所又は△△支社で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従わなければならない。
- (3) 本業務の設計打合せ回数は、監督員が行う関係機関協議への同席、完了検査及び履行確認打合せを含め9回とし、日帰りを前提とする。
- (4) 打合せの検測数量は一式とし、業務に大幅な変更が生じない限り打合せ回数が増減しても打合せ費用の変更は行わないものとする。ただし、業務の大幅な変更が生じた時や監督員の都合により行政協議等に立会わせた場合は、別途、監督員と協議するものとする。なお標準編成は下記のとおりとし、編成変更に伴う単価の変更は行わないものとする。

【参考例：業務内容に応じた適正な打合せ内容を明記する】

項目	打合せ 回数	編成（1回当り）			
		技師長	主任技師	技師A	技師B
【道路設計】の例 詳細設計(当初)	1	1	1		
(中間)	6			1	1
履行確認打合せ	1		1	1	
完了検査(最終)	1	1		1	

項目	打合せ 回数	編成（1回当り）			
		技師長	主任技師	技師A	技師B
【構造物設計】の例 詳細設計D	6		1	1	1
履行確認打合せ	1		1	1	

(3)履行確認打合せとは、業務の高品質確保を目的として、業務の中間時点において、適正な業務履行がなされているかを確認する業務点検をいう。

(4)履行確認打合せは、契約時の条件提示又は業務途中の変更指示にて提示した各種条件と作業計画書及び計画工程表（業務スケジュール管理表）に基づき、業務が計画通りに遂行されているか、発注者の条件提示に変更や遅れが生じていないか、受注者の業務進捗に遅れが生じていないか、今後の業務進捗を見据えた上で新たな課題が生じていないか、といった課題の有無に着眼し実施するものとする。

なお、課題が発見された場合は、必要に応じて契約上の措置を含めた対策を別途講ずるものとする。

(5)履行確認打合せは、発注者は監督員（所長）又は副監督員（副所長）が、受注者は管理技術者が参加するものとし、高品質な業務成果を得ることを主眼に、受発注者が対等な立場で公正に確認、協議するものとする。

また、実施時期は、業務の中間において実施するものとし計画工程表に明示するとともに、業務の進捗に応じて適切な時期に行うものとする。

計画工程表

※記入例【道路設計の場合】

6. 設計照査の実施

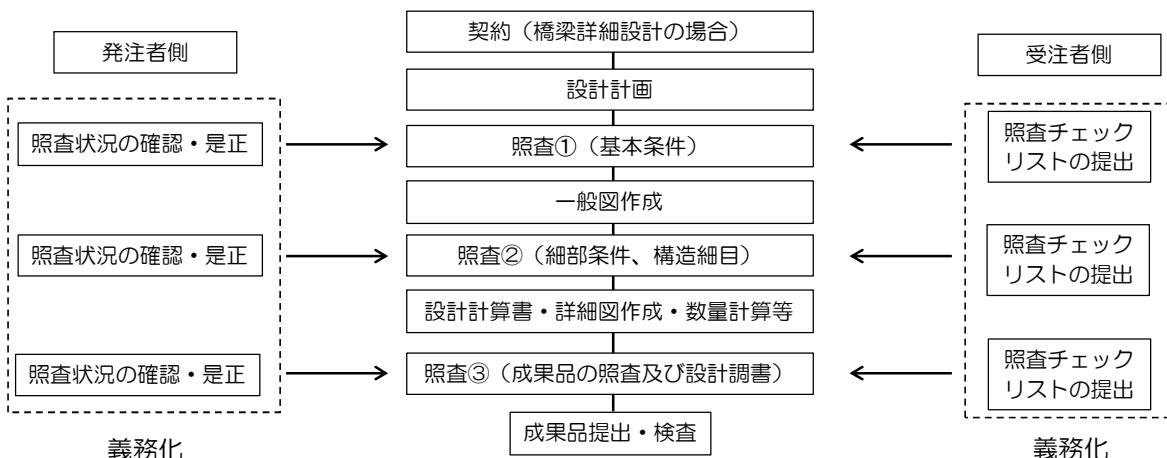
高速道路整備を推進する上で、建設コンサルタント業務の成果はもっとも基礎的で重要な要素であり、その精粗が事業の完成に重大な影響を与えることになる。そのため、成果品の品質向上を図り、正確性を確保するため共通仕様書1-9-3に照査の実施を規定している。

設計照査の時期は、①基本条件の設定、②細部条件・構造細目の設定、③成果品のとりまとめ等の必要時期に実施するなど、手戻りなく実施しなければならない。

特に詳細設計（構造物設計にあっては基本設計を含む）の設計成果品は工事発注のための設計図書と密接に関係することから、適切な時期に設計図と設計計算書、設計図と数量計算書等のそれぞれ及び相互の整合を、確認マークをするなどして分かりやすく示し、間違いの修正を行うための照査（「赤黄チェック」という。）も合わせて実施し、成果品の品質向上を図らなければならない。

なお、設計照査の実施内容、実施時期や照査項目、赤黄チェック提示時期等については、当社HPに掲載している「設計照査の手引き」を適用するものとする。

○設計照査の実施フロー



7. 設計打合せに係る留意事項

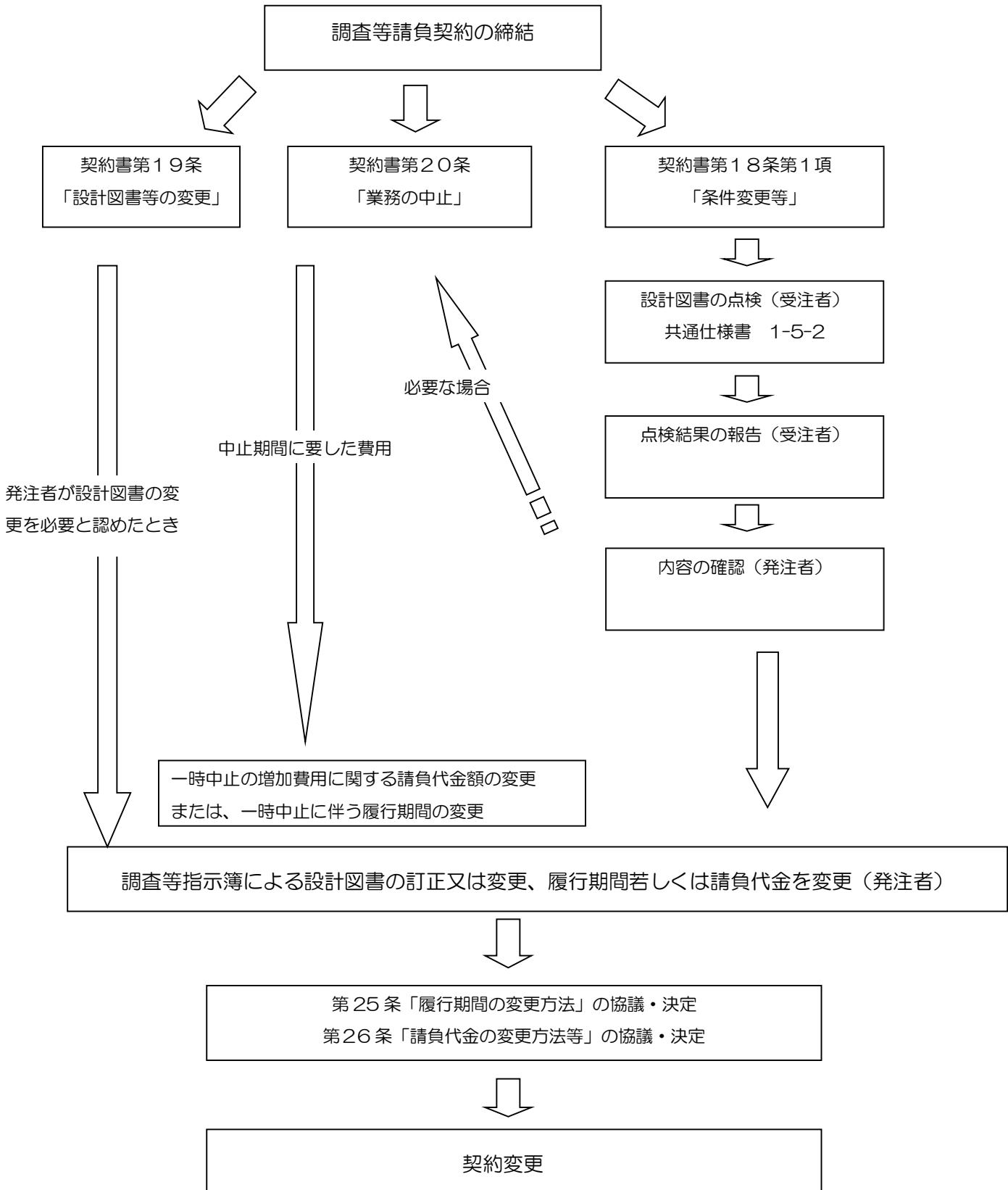
- 業務を適切に履行するためには、業務ステップ毎に行う設計打ち合わせの熟度を高める必要があるが、現況においては、条件提示の遅延や変更が頻繁に行われるなど、設計打合せに課題を抱えているところである。
- 計画工程表（業務スケジュール管理表）に基づき、適確な業務履行を図り、適正な実作業期間及び照査期間を確保し、高品質な業務成果を得ることに努めなければならない。
- 不適切な事例
具体的な不適切事例を、参考として列記するので、今後の業務履行において、十分留意されたい。

事象	要因
方針判断の迷い・遅れ	<ul style="list-style-type: none">・高盛土の地震安定性検討を行う予定であったが、数回の打合せ後に取止めとなった <p>【対応】</p> <p>関係部署に業務の必要性を事前確認し、適切な業務内容を指示する。また、指示し検討等を行った内容に対しては、適切な費用負担を行う。</p>
条件明示が適切な時期にされない	<ul style="list-style-type: none">・調整池の設置方針、付替道路の設置方針、TN 坑口位置の変更が明示されず手戻りが生じ、工程が厳しくなった。・路側擁壁の形式、側溝の基礎、付替道路計画、張芝工の範囲など細部事項の変更が多く手戻りが生じ、工程が厳しくなった・建築限界に対する遮音壁の干渉の照査位置、幅員のラウンドの仕方について修正指示が多く、また変更要因が大きく、手戻りが生じて工程が遅れた。 <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・設計打合せにおける計画工程表の確認において、遅延の要因を明確にし、業務履行に必要な費用及び履行期間を確保する。・業務に手戻りが生じないように発注者の技術力を高め、適切な指示を行う。
関連協議の不備	<ul style="list-style-type: none">・道路法面と砂防施設の切土のり面の重複箇所における処理方法について、砂防施設関連協議後に道路施設協議が実施され、その中のり面勾配が変更されたため、手戻り作業となり工程が厳しくなった。・交差協議等の実施時期の遅れにより、交差条件が変更となり、大きく手戻りが生じてしまい、工程が厳しくなった。・関係機関の基準書の解釈を確認して作業を進めていたが、次の協議で解釈が変更され、履行期間間に再度方針変更を指示され工程に著しく影響した。 <p>【対応】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 関連する協議が複数存在する場合は、協議資料の作成を行い、協議終了後、本設計に着手することとし、別途協議資料の作成費用を計上する。 協議記録を基に、調査等指示簿で変更を指示し必要な費用及び履行期間を確保する。また、必要に応じて、受注者の同行を活用する。
決定者の不在	<ul style="list-style-type: none"> 発注者側の上位者不在のために、打合せ事項が保留となり工程が厳しくなった。 <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 打合せは原則として課長、工事長等の決定権者が出席する。 不在の場合等は、打合せ事項を報告のうえ迅速に決定し受注者へ伝え、受注者は打合せ記録簿を速やかに作成し提出する。
設計方針の変更	<ul style="list-style-type: none"> 新形式の構造を提案し、承認を受け詳細設計を実施したが、発注者側の異動・交替により、従来形式に見直すように指示され、大きな手戻りとなり工程に著しく影響した。 <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務履行の経緯を尊重し、安易な変更は行わない。 変更が必要と判断し指示した場合は、必要な費用及び履行期間を確保する。
打合せ回数の増加	<ul style="list-style-type: none"> 条件見直しや追加項目検討による影響 支社打合せと事務所打合せがあるため、また打合せ内容が変更されるため 統一事項の策定にあたり関係会社との合同協議が必要であったため 地権者協議が長引いたため 対象橋梁数やTN・道路・付帯工設計と多岐にわたるなど、業務量と回数が合致していないため <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務量に応じた適切な回数を設定する。また、追加項目にあたっては、打合せ回数も追加を検討する。 単純な報告など打合せ内容によっては、電子メールで済ませる。 事務所、支社で意見を統一、また事前確認を行う。 受発注者ともに課題の見落しや漏れを減らすことに努める。 <p>◎協議資料を事前に共有し、内容を確認、把握したうえで、ポイントを絞った打合せを行うことで打合せを効率的に実施できる。</p>

8. 設計変更手続きフロー

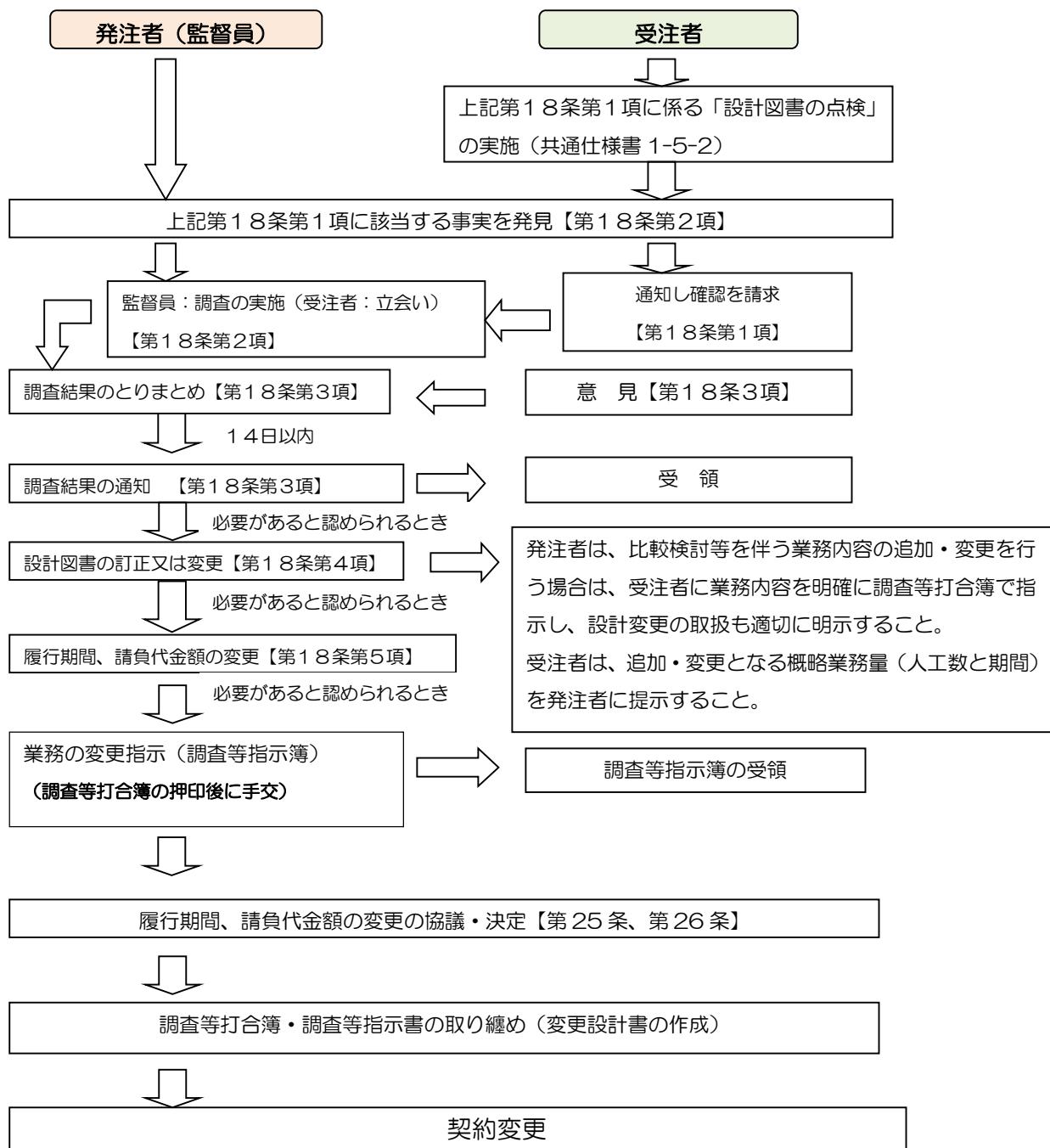
◆設計変更の手続き（全般）



◆契約書第18条（条件変更等）関係の手続き

【調査等請負契約書第18条第1項】

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
- 二 設計図書に誤謬又は脱謬があること
- 三 設計図書の表示が明確でないこと
- 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること
- 五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと



9. 設計図書の点検について

◆設計図書の点検に関する規定

- ▶ 調査等請負契約書及び共通仕様書において、受注者には、自らの負担による「設計図書の点検」が義務付けられている。

【調査等請負契約書第18条第1項（条件変更等）】

受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
- 二 設計図書に誤謬又は脱謬があること
- 三 設計図書の表示が明確でないこと
- 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が實際と相違すること
- 五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

【共通仕様書1-5-2（設計図書の点検）】

受注者は、自らの負担により設計図書の点検を行い、契約書第18条第1項第1号から第5号に該当する事項がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、その確認を受けなければならない。

◆設計図書の点検の範囲

- ▶ 共通仕様書1-5-2に規定する発注者へ変更確認を求めるため、受注者が実施する点検の範囲

- ① 適用すべき諸基準と整合した業務内容となっているか
- ② 設計図書と現地が整合しているか
- ③ 既存業務の成果、適用すべき諸基準の取違いの不備はないか
- ④ 既存業務の調査結果等が適切か、調査不足は生じていないか
- ⑤ 業務条件確定のための関係機関協議は実施済みか、もしくは実施済み内容が明示されているか

◆ 「設計図書の点検」の項目及び内容

受注者が実施する設計図書の点検は、別冊の「設計実施上の確認事項（設計図書の点検項目）」の該当する業種の項目について実施するものとする。

また、設計図書の点検項目の対象業種以外についても、本ガイドラインに準拠できるものであれば、発注者と受注者で協議のうえ、運用できるものとする。

◆ 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの

- 受注者が実施すべき「設計図書の点検」の範囲を超えるものとしては、以下のものなどが考えられる。この場合、発注者がその費用を負担するものとする。
- なお、受注者は照査の範囲を超える事象と判断した場合、その対応について監督員と協議するものとする。

- ① 応力計算を伴う既存成果の照査
- ② 関係機関協議結果と既存成果の照査
- ③ 設計計算と図面（配筋詳細など）の照査

◆ 既存設計等の誤りに関する取扱

- 設計図書の点検において、既存業務の成果品に誤り等があることが発見された場合、受注者は速やかにその事実を発注者に報告しなければならない。
- 発注者は、既存業務の受注者に対して成果品の欠陥及びその原因について調査を指示し、事実関係の確認を行うものとする。その結果、誤りが先発受注者の責にある場合は、契約書に基づく『契約不適合責任』による履行の追完を請求するものとし、速やかに修正させ、修正後の成果品を後発受注者へ提示する。
- なお、誤りの原因が発注者の責による場合は、その費用は発注者が負担するものとする。また、先発、後発どちらの受注者に修正を指示するかは、修正の内容及び効率的な業務の推進等を考慮のうえ、適切に判断するものとし、責任の所在を明確にしないまま費用負担も行わずに、安易に後発業務の受注者に修正を指示することは、厳に慎まなければならない。

◆既設道路設計・設計図の復元等に関する取扱

- 既設道路や構造物の設計計算書や設計図等が揃っていないかったり、マイクロフィルム又は紙で保存されている状況である。また、成果品が紛失や判読不明、さらには現場の最新状態を反映していないものもあるなど設計に着手する前段階の資料収集整理や復元設計に多大な労力を要している。（下記事例参照）
- これらを改善するためには、発注者が事前にマイクロをデータ化、図面を CAD 化する取組みを行うなど、建設時や補修補強時の図面、各種計算書入手しやすい環境に努めなければならない。

項目	更新内容
・トレース等	<ul style="list-style-type: none">・しゅん功図面と設計図書、現地踏査による照合を行い、最新の資料に整理。・複数ある過年度の図面や計算書を現地状況と照らし合わせる作業を実施。・紙で受領した既存資料のスキャンとスキャン図面の CAD 化・一般図のトレースや現地での簡易測量等による補足 〔CAD オペが複数人で数ヶ月を要することもある〕
・復元設計	<ul style="list-style-type: none">・しゅん功図等に示された設計基準に基づいて PC 構造（ラーメン橋）の復元設計を行ったが、初期プレストレス量の決定根拠が不明確であるため、断面力の復元が必ずしも十分でなかった。・当時の設計基準、設計手法にあった設計ソフトがないこともあり、完全復元は困難・借用資料一覧表は業務名もしくは工事名であり、そのリストから必要資料の貸与を受けたが必要橋梁が業務名等では把握できないことがあった。（複数の抱き合せ）・既往設計図書がなかった橋梁は推定で復元設計を行った。

10. 設計変更の対象となるケース

①図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合（契約書第18条第1項一）

- 設計図書（図面と仕様書）の相互間に相違がある場合は、特記仕様書、図面、共通仕様書の順に優先すること。（共通仕様書1-4-2）

②設計図書に誤謬又は脱謬がある場合（契約書第18条第1項二）

- 設計図書の誤り、設計図書に表示すべきことが表示されていない場合

③設計図書の表示が明確でない場合（契約書第18条第1項三）

- 設計図書の表示が抽象的な表示で、実際の業務の実施に当って判断し得ない場合

④履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合（契約書第18条第1項四）

- 自然的条件には、設計する橋梁の架橋地点の川幅、地すべりにおける地表の形状・変動量・水深・地下水位などがあり、人為的条件には、現地調査のための立入条件や準拠すべき技術基準がある。

⑤設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（契約書第18条第1項五）

- 特別な状態の発生例としては、自然生態上の貴重種の新発見や新たな施行条件とならざるを得ない地元関係者からの要求等である。

⑥発注者が必要があると認め、設計図書の内容を変更する場合

（契約書第19条）

- 現契約の内容を極端に逸脱しなければ、発注者の意思で変更できることを認めたもの。

- なお、変更指示に伴い生じた最終の成果とされない途中段階の検討業務について、検討資料を成果とし設計変更の対象とする。

（具体例）

- 工事発注図書の提出後の施工条件の変更に伴い仮設桟橋の幅員が変更したが当初提出した図面も設計変更の対象。
- 地元調整用の迂回路を監督員の指示で数案提示した。その数案全て設計変更の対象。

⑦ 「設計図書の点検」が点検の範囲を超える場合

- 受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合。
※本ガイドライン「設計図書の点検の範囲を超えるもの」参照。

⑧ 業務の全部又は一部について監督員が一時中止を指示した場合

(契約書第 20 条)

- 受注者の責に帰することができないものにより業務に損害が生じ若しくは調査現場の状態が変動したため、受注者が調査を実施できないと認められるときは、監督員は「契約書第 20 条」の規定により業務の全部又は一部を中止させなければならない。
- 監督員は、業務の全部又は一部を一時中止させた場合において、受注者から中止期間中の増加費用の負担について発注者に協議があり、かつ必要があると認められるときは、増加費用の負担を行う。

【一時中止の増加費用を負担することができる業務】

次に定める理由のうち、受注者の責によらないもの

- (1) 調査個所の立入了解が得られず、業務が出来ない場合
- (2) 設計図書と調査個所の施行条件が相違し、業務の継続が不適当又は不可能となった場合
- (3) 関連する業務の進捗が遅れたため、当該業務の続行が不適当と認めた場合
- (4) 環境問題や地元要望により、当該業務の続行が不適当と認めた場合
- (5) 天災等により調査器具等に損害を生じ若しくは現場の状態が変動したため、業務を継続できなくなった場合
- (6) その他上記と類似する場合

⑨ 受注者から技術的提案がなされ、監督員が認めた場合 (契約書第 21 条)

- 調査及び設計業務において、受注者から技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項提案がなされ、監督員が当該業務の履行において有効と認め、業務の変更・追加を指示した場合。

11. 設計変更の対象とならないケース

- 以下のような場合においては、原則として設計変更できない。

① 契約書類に条件明示のない事項において、発注者からの「協議」又は「指示」等の通知がなく、受注者が独自に判断して業務を実施した場合。

- 受注者は、契約書第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により発注者（監督員）に提出し、確認を求めなければならない。

② 発注者との協議が整う前に業務を実施した場合

- 契約書第18条第3項の規定により、発注者は調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知することになっており、速やかな通知は発注者の責務である。

しかしながら、協議内容によっては各種検討・関係機関との調整等により、やむを得ず受注者の意見を聴いた上で通知を延期する場合もある。その為、受注者はその事実が判明次第、出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

③ 調査等請負契約書・共通仕様書に定められた所定の手続きを経ていない場合（契約書18条～26条、共通仕様書1-25,26,28,29）

- 発注者及び受注者は、協議・指示、業務の変更、一時中止、請負代金額の変更など所定の手続きを行わなければならない。

④ 書面によらない場合（口頭のみの指示等）

- 受注者は、書面による指示があるまで業務を実施しない。ただし、緊急を要する場合その他の理由により発注者（監督員）口頭による指示等を行った場合はこの限りではない。この場合、発注者は口頭指示をした業務内容について、速やかに書面により指示を行わなければならない。

12. 設計変更に係る留意事項

- 業務の履行に伴い生ずる業務の変更や追加については、契約の同一性を失わない範囲で必要な業務は適切に調査等指示簿を手交し、適正な設計変更を行わなければならない。
- そのためには、業務の進捗に伴い生じた諸々の変更業務や追加業務について、その都度、調査等打合簿において費用及び工期の契約上の取扱を明確にしておく必要がある。
- また、業務途中における変更契約見込み額が把握されていない現状があり、最終変更時に30%を超過することから適切な変更がなされない課題等を解決するためにも、調査等打合簿を活用して受注者から概略業務量の提示を求めることとする。

➤ 調査等打合簿への概略業務量の提示

契約書第2条に規定されているとおり、調査等の履行に伴い生ずる変更や追加については、必ず書面で行わなければならない。

調査等業務の履行においては、現地条件や協議条件等の変更及び設計基準の改定等に伴い、当初契約内容の変更や追加が生ずる。この場合、発注者が「調査等指示簿」を発出し、業務の内容変更とともに、請負金額変更協議対象の有無、履行期間変更協議対象の有無を指示することとなっている。

しかし、調査等指示簿が適切に発出されずに、業務の履行が行われ、変更に係る受発注者の認識のずれが、最終設計変更における費用計上の問題へと繋がっている。特に比較検討等を伴う設計成果については、最終の設計成果に係る費用のみが計上され、比較検討に係る費用が計上されない、また、見直した形式によっては減額になる事象も発生するなど、大きな課題となっている。

このことから、発注者は調査等打合簿に業務変更等に係る打合せ事項を適切に記載するとともに、受注者は当該業務に係る概略業務量（人工数と期間）を記載し提出しなければならないことを規定する。そのうえで、発注者は適切な時期に調査等指示簿で指示しなければならない。

なお、提出を求める概略業務量は、調査等積算基準に定めのない業務とする。

また、提出された概略業務量は、変更契約額・変更工期を拘束するものではなく、見積審査の参考に活用するなど、適正な変更契約に向けた参考資料として位置付けるものとする。

➤ 設計変更の現状

- 現行の契約履行においては、協議未了に伴う設計条件提示の遅れ、条件変更に伴う検討業務の追加や契約内容の変更、熟度不良に伴う設計数量の変更、

設計打ち合わせの大幅な回数増加、工期延期などが頻繁に発生している。

- しかし、これらの契約内容の変更については、「検討は契約の範囲内」や「変更上限額の規制」など、発注者の不適切な運用により適正な契約変更がなされていらないなど、設計変更の取扱に課題を抱えているところである。

➤ 不適切な事例

具体的な不適切事例を、参考として列記するので、今後の業務履行において、十分留意されたい。

事象	要因
・歩掛が未整備の業務は支払い対象と扱われない ・検討費用の計上が曖昧 ・最終成果に繋がらない検討	<ul style="list-style-type: none">図面作成の前作業（既設橋梁図面の CAD 化、施工計画等）は、業務の範囲内として変更が認められなかった。壁高欄補強設計において、10 ケースの比較検討に対して 1 ケースしか認められなかった。河川協議が難航し、条件提示毎にスパン割計画を 3 回行ったが、契約の範囲内として処理された。構造変更検討（@8→@7、上・下線分離→一体）によりコスト縮減を図ったが、最終成果に繋がらない途中の検討費用は、業務の範囲内として計上されなかった。盛りこぼし橋台基礎は、レベル 2 地震時の特殊解析が必要となるが、歩掛のない解析費用は通常の設計範囲内として、費用が認められなかった。延長床版設計費、張出橋脚不適用（張出長が短いとの理由）で適切な費用計上がされなかった。 <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none">発注業務の仕様書等から適正な業務範囲を理解し、不要な検討業務等は実施させないこと。業務の進捗に伴い、新たな技術的観点から業務範囲を超えるものを指示した場合は、適切な費用を計上すること。発注者の指示により工法等の比較検討や構造変更検討を実施した場合は、最終成果に繋がらない途中段階の検討業務についても検討資料を成果とし設計変更の対象とする。
既存設計の不備	<ul style="list-style-type: none">構造形式を決定した既設計等の不備により、詳細設計の中で形式を見直したが、条件変更を伴わない修正は理由付け困難とのことにより、設計変更が認められなかった。 <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none">発注者は、既存業務の受注者に対して成果品の欠陥及びその原因について調査を指示し、事実関係の確認を行うものとする。その結果、誤りが先発受注者の責にある場合は、契約書に基づく『瑕疵担保』請求を求めるものとし、速やかに修正させ、修正後の成果品を後発受注者へ提示する。

	<ul style="list-style-type: none"> なお、誤りの原因が発注者の責による場合は、その費用は発注者が負担するものとする。また、先発、後発どちらの受注者に修正させるかは、修正の内容及び効率的な業務の推進等を考慮のうえ、適切に判断するものとする。
曖昧な変更合意	<ul style="list-style-type: none"> 設計変更について、担当者段階では合意していたが、発注者側の上位者の承認を取れず、大幅な減額となった。 <p>【対応】</p> <p>業務の追加変更は、その都度調査等打合簿において概略業務量を確認し、適切な時期に調査等指示簿により請負代金及び履行期間の変更協議対象の有無を含めて指示する。</p>
設計熟度の不足	<ul style="list-style-type: none"> 1本のトンネル設計を取止め、替わりに他の業務を追加することで金額が調整された。発注時の設計内容の組立思想が不明確であった。 <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発注業務の設計項目及び数量を十分に精査する。 (熟度不足は業務の必要性を欠く) 原契約との同一性を有さない業務の追加は不可。 (行ってはならない)
契約外業務	<ul style="list-style-type: none"> 工期終了後、地権者へ調査結果の配布に同行を依頼された。 <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発注者としての優越的地位の乱用は、厳に慎まなければならない。不適切と思慮される指示又は要求は、コンプライアンス案件となる。 <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 橋梁基本設計において、各部において構造詳細図の作成を求められたが、費用は業務の範囲内として計上されなかった。 <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 橋梁基本設計では、当該構造物の形状、主要寸法及び使用材料の種別及び数量を把握できる程度の図面作成を行うものである。構造詳細図の作成等、業務範囲を超えるものを指示した場合は、適切な費用を計上すること。
施工計画	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画には工事積算（発注）のものと工事完成のものがあり、設計業務に求められるものは、概略の工事発注のためのものと認識してもらいたい。 細部の精度アップや最適化の検討などは要望しないようにしてもらいたい。 詳細な施工計画は施工会社に対応していただきたい。 <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施工計画は工事発注に際し、発注者が考えた計画を掲示するものであり、工事の実施に当たっては受注者の施工計画が設計と異なることは多々あることを認識し、設計時に求める熟

	<p>度は過度に高めないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、施工時の手戻りを少なくするため熟度を高める場合は、検討に必要な応分の費用を計上すること。
交通規制	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路における交通規制は、独自のルールがあるので計画するための条件や方針、計画範囲を漏れなく速やかに指示を願いしたい。 <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制計画の作成に当っては、当該事務所における各県警とのこれまでの協議状況を踏まえ、必要な条件提示とともに手戻りを無くすための事前協議等を行うなど効率的な業務遂行に努めること。

- 上記具体例より、大きな課題として捉えられる項目は「検討費用の計上が曖昧」「歩掛の不適切な適用」「既存設計の不備」「設計熟度の不足」「変更業務の曖昧な合意」であり、全て発注者サイドの課題である。
- 本ガイドラインを活用し、設計熟度の向上を図り、適正な価格設定と適切な変更手続きを行い、高品質な業務成果の取得に努めなければならない。

➤ 業務の追加・変更及び一時中止に伴う適切な履行期間の変更

契約書第18・19条の規定により業務の追加変更を、第20条の規定により一時中止を行った場合は、調査等打合簿による概略業務量（期間）の明示及び設計打ち合わせに活用する計画工程表等により、業務途中において履行期間の変更の必要性を受発注者ともに把握し、適時適正な履行期間の変更手続きを行うものとする。

なお、業務の一時中止を行う場合は、調査現場の保全対策及び中止期間中の必要な措置を明確に指示し、手戻りとなる不要な検討など業務ロス・費用ロスを生じさせないようにしなければならない。

昨今、履行期間の延期が著しく長くなるケースも散見されるところであるが、契約書第47条において、業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたときは、受注者はこの契約を解除することができると規定されている。

履行期間の長期延期に際しては、業務の進捗状況や技術的適性等から引き継ぎ業務履行が望ましい場合は適切に協議し、承諾を得られた場合は履行期間の延期手続を行うが、一時中止期間の業務に従事していない期間は、手持ち業務量から除外する証明書を発行、また、従事技術者の変更も同等の資格・能力を有する者を代替とし、柔軟な対応に努めることも検討するものとする。

発注者の一方的な意向を押し付けることなく、契約書に基づく適切な協議により、履行期間の変更を行うとともに、必要な増加費用を負担するものとする。

➤ 一時中止の要件

契約書第20条第1項の規定は、現場調査業務を対象としている。「自然的又は人為的な事象」には、埋蔵文化財の発掘調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。また、「作業現場の状態が著しく変動」する場合には、地形等の変動といった物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による作業現場の占拠や著しい威嚇行為といったものも含まれる。単に暴風等の受注者に帰責事由のない自然的又は人為的な事象が生じただけでは不十分であり、現に業務が実施できないと認められる状態にまで達していることが必要である。

「業務を行うことが出来ないと認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味し、発注者又は受注者の主観的判断によって決まるものではない。

なお、設計業務においても、発注者の技術基準の改正や関連協議に伴い業務内容の見直しが行われる場合もあり、契約書第20条第2項の規定により発注者が必要があると認めるときは一時中止を行わなければならない。

➤ 保全・管理・再開に関する基本計画書の作成及び提出

■保全・管理・再開に関する基本計画書（変更基本計画書）の作成及び提出

- ・基本計画書は、一時中止指示時点で一時中止期間の履行体制や作業現場の保全管理方法、再開に備えての方策、一時中止に伴い発生する増加費用、履行期間変更を伴う場合の履行期間短縮化方策について、受発注者間で確認することで、受発注者間の認識の相違が生じないようにすることを目的に作成するものとする。
- ・調査等の一時中止を書面により通知した場合、受発注者は、基本計画書の作成に先立ち一時中止期間中の履行体制や作業現場の体制等について調整するものとし、調整結果を調査等打合簿により確認するものとする。
- ・受注者は、上記の調査等打合簿による確認内容を踏まえ、一時中止期間中の履行体制や作業現場の保全・管理に関する基本計画書を作成し発注者に提出するものとする。
- ・基本計画書は、増加費用の算定の根拠資料となるものであり、一時中止期間の変更や調査等内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合は、変更基本計画書を発注者に提出するものとする。
- ・再開に備えての方策について、一時中止期間の見通しが明確でない場合は、再開が円滑に実施できるように講じる方策、体制の確保について明記するものとする。
- ・また、履行期間変更を伴う場合において、発注者より工事発注等のために履行期間短縮を求められた場合は、その方策を明記するものとする。

■履行期間短縮化の方策の作成及び提出

- ・発注者より履行期間短縮化の方策を求められた場合、受注者は基本計画書にその考えられる諸方策を作成し提出するものとする。
- ・方策は、多角的な面から検討し、短縮可能な方策を複数案提示することが望ましい。
- ・これら諸方策の提示は、一時中止が解除された場合に、どのような方策により履行期間短縮が可能か受発注者間において、事前に認識を合わせておくためのものである。
- ・発注者は、受注者より諸方策の提出がなされた場合、施工の確実性、短縮期間及び概算費用等について受注者と協議し、諸方策の是非について適切に把握するものとする。
- ・発注者は、一時中止期間の解除を踏まえ履行期間短縮の方針を確定させた場合は、その方策について速やかに変更指示するものとし、受注者に調査等の適正な履行を求めるものとする。
- ・履行期間短縮のために係る費用は、変更指示において別途計上することを基本とする。

※一時中止の解除や調査等の変更に伴い、保全・管理・再開に関する基本計画書の内容に変更が生じるため、変更内容（必要に応じ工程短縮化の検討を指示）を受発注者間で調整し調査等打合簿により確認するとともに、変更基本計画書を作成することとする。

保全・管理・再開に関する基本計画書の記載内容

◇一時中止時点における調査等の進捗状況、社員の体制、労働者数、搬入済みの資材及び調査等機械器具等に関すること

◇一時中止に伴う作業現場の体制の縮小と再開に関すること

◇作業現場の維持・管理に関する基本的事項

- 受注者の社員の体制、労働者数（必要な場合のみ）
- 現場点検の実施方法
- 天災等緊急時の対応、連絡体制
- 一時中止期間中の実施作業
- 一時中止期間中に現場存置が必要な調査等機械器具・施設、その目的等
- 一時中止期間中に運転が必要な調査等機械器具・施設、その目的等

◇再開に備えての方策

- 受注者の社員の体制
- 資機材の調達

◇上記の調査等一時中止に伴う増加費用概算金額及び算定根拠

◇工程短縮化の方策（必要な場合のみ）

【例】

- 履行体制の強化、パーティ一数の増加 等

※調査等一時中止が解除された場合など増加費用概算金額が変更となる場合は、変更基本計画書を提出しなければならない。

※基本計画書に記載する概算金額については、増加費用の目安金額であり、最終的な負担額とは異なる。

管理責任

◇一時中止した作業現場の管理責任は、受注者に属するものとする。

◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

➤ 一時中止の増加費用等

発注者は、業務の実施を中止させた場合においては、請負代金額の変更では補填し得ない受注者の増加費用又は損害の賠償をしなければならない。この場合において、増加費用の負担には、第三者の所有する土地への立入について、土地所有者等の承認を発注者が得ることができない場合など、発注者に過失がある場合に生じたもの（損害賠償の性格を有するもの）と暴風雨の場合など契約の基礎条件に事情変更を生じたもの（事情変更による費用の調整の性格を有するもの）の2種類の性格のものが含まれている。

また、損害賠償についても、発注者に過失がある場合に生じたものと事情変更により生じたもの2種類の性格のものが含まれている。別の見方をすれば、増加費用の負担と損害賠償は、法的には同じ性格のものであるが、便宜上、直接的に増加した費用を増加費用と呼び、間接的な費用の増加を損害額と呼んでいるにすぎない。

増加費用には、作業現場の維持に要する費用（業務中止期間中の仮設物置場の借地料、作業現場の保安に要する経費等）、調査機械器具等を保持するための費用（業務中止期間中も最低限必要となる技術者の賃金、作業現場に備え置く必要のある調査機械器具の損料、リース料等の経費等）が含まれる。

また、損害には、業務中止前の作業現場の施行体制から業務中止中の維持体制に体制を縮小するために要する費用（不要となった調査機械器具、技術者の配置転換に要する費用等）、業務中止中の体制から再開後の施行体制に体制を変更するために要する再開準備費用（調査機械器具の再投入、技術者の転入に要する費用）が含まれる。

しかしながら、増加費用か損害かの効果は、発注者による費用負担であり、全く差がないことから、増加費用と損害を識別する意味はあまりないため、一時中止の増加費用として取扱うこととする。

また、一時中止の増加費用の算定方法については、契約書第25条第3項に規定があり、発注者と受注者が協議して定めることとなっている。

設計業務については、一時中止の増加費用の発生が生じ難い業務であり、発注者の適切な指示に基づき、手戻りとなる不要な検討など業務ロス・費用ロスを生じさせないようにしなければならない。

なお、一時中止を行った場合において、受注者からソフトや機器のレンタル料等について増加費用負担の主張がなされた場合は、契約書に基づき適切に協議して定めるものとする。

13. 入札・契約時の設計図書の疑義の解決

- 設計図書に係る疑義については、下記により、入札前の段階、契約後の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更に繋がることになる。
- 入札手続きにおいて、設計図書に対する質問が出された場合は、発注者は適切に対応しなければならない。質問が多く出されることは、見積を行うに際して設計図書に不備があることを示すものとして認識しなければならない。
- なお、特記仕様書標準例等を参考に、適正な条件明示に努めるなど設計図書の品質を高めることに注意を払わなければならない。

【入札前】

- ・発注者は、設計図書について、適切な条件明示がなされているか、設計書と図面に齟齬がないか等を良く確認し、条件明示が不可能なもの等に対しては、設定歩掛等を閲覧に付する等、適正な設計図書の作成に努めなければならない。
- ・入札参加者は、契約書、設計図書及び現場を熟観のうえ、入札に臨まなければならぬ。この場合において設計図書について疑義があるときは、契約担当部署へ質問書を提出し、その回答を求めることができる。
- ・質問に対する回答は、受注者にとって入札条件の確認機会であり、発注者にとっても設計図書の適正化を図る機会であるので、不明確な条件明示や設計書と図面の齟齬等は、適正に訂正しなければならない。
なお、設定歩掛等で設計金額の算出に直接係る質問は、回答を控えるものとする。

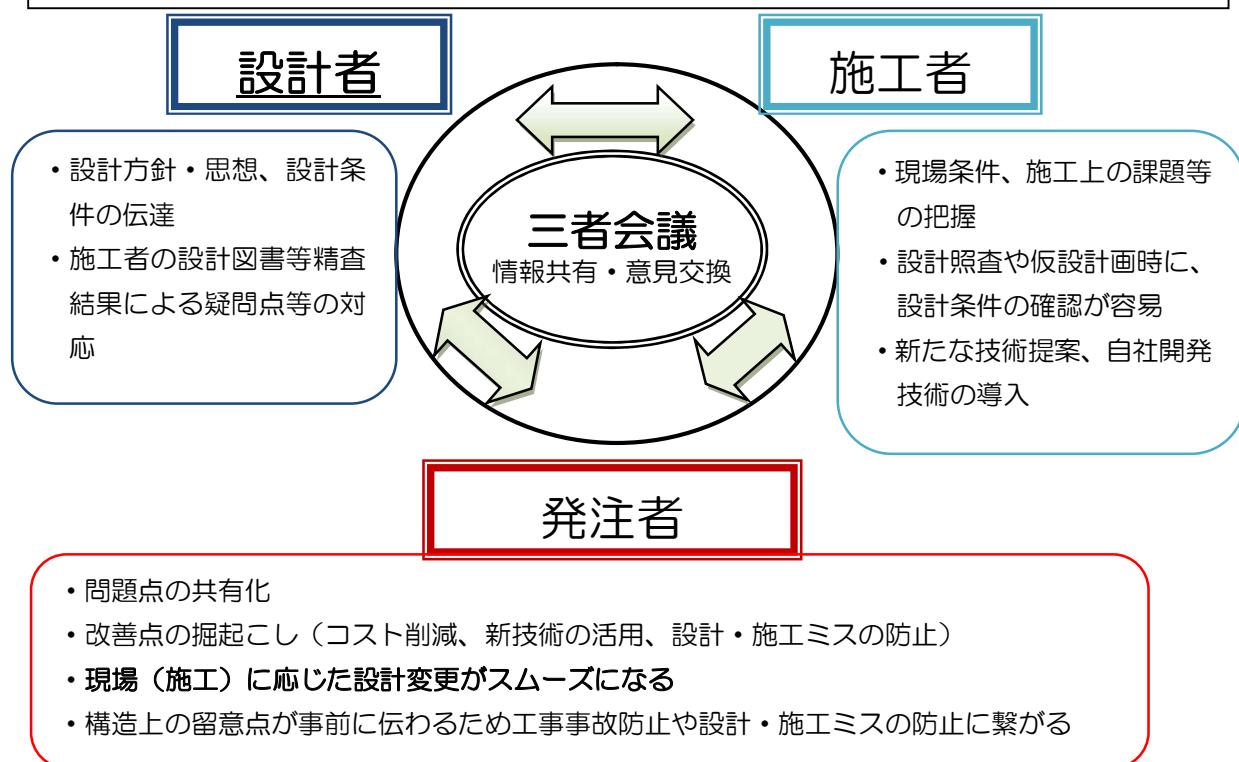
【契約後】

- ・受注者は、業務の着手前及び履行途中において、受注者の負担により契約書第18条第1項 一から五に係わる設計図書の点検を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。（共通仕様書1-5-2「設計図書の点検」）
- ・発注者は、受注者より確認を求められた場合は、契約書第18条第2項以降の規定に基づき、適切な対応を図らなければならない。

14. 設計・工事施工調整会議（三者会議）への協力

工事施工の円滑化と品質の確保を図るために、施工者が設計図書と現場の整合性や設計意図を十分に把握した上で施工することが重要である。工事着手前や施工途中において施工者が照査の結果判明した設計図書と現場との相違や予期し得ない現場条件との変更等について、施工者及びその設計等を担当した設計者、発注者の三者により、設計方針・意図の確認や設計図書と現場の整合性の確認を行うものである。

設計業務の受注者は、三者会議の対象となった場合には、協力を行うものとする。

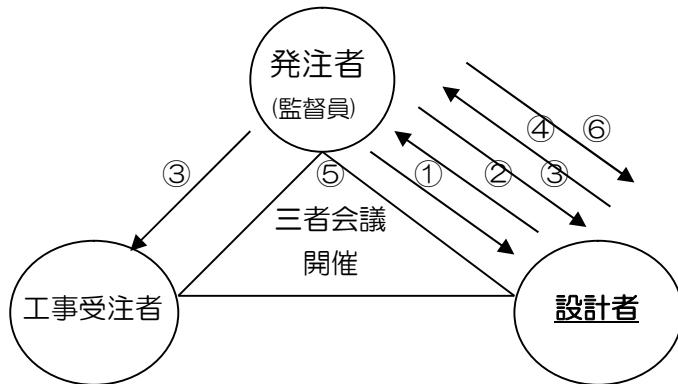


【三者会議の対象工事】

三者会議の対象工事は、下記に該当する工事の中から発注者が選定し、特記仕様書の補足事項に三者会議の開催が明示された工事、及び発注者（監督員）から開催を通知された工事。

- ① 構造計算を伴う重要構造物（橋梁等）を含む工事（但し、詳細設計を含む工事は除く）
- ② 杭基礎、地滑り対策、土石流対策、軟弱地盤対策、高盛土施工等の地盤定数の確認及び解析を要した工事
- ③ マスコンクリート等コンクリートの品質確保に解析や工夫（配合含む）を要する工事
- ④ 大規模な切梁・腹起しによる土留め、瀬替え、特殊支保等の特殊工法を伴う工事
- ⑤ ライフライン等の既設構造物の切り回しに解析等を要する工事
- ⑥ 新技術・新工法を前提として設計した工事
- ⑦ 環境整備、景観等専門的な意匠を確認する必要がある工事
- ⑧ 複雑な設計条件のある工事や設計条件の変動の恐れがあり、変動による工事目的物への影響が懸念される工事
- ⑨ その他発注者が必要とする工事

○設計・工事施工調整会議（三者会議）手続きフロー



- ① 三者会議参加への協力依頼（所長 ⇒ 設計者）
- ② 三者会議の同意書（設計者 ⇒ 所長）
- ③ 三者会議開催通知（発注者 ⇒ 設計者及び施工者） ※注-1
- ④ 三者会議開催費同意書（設計者 ⇒ 所長）
- ⑤ 三者会議の開催
- ⑥ 支払金額の支払い（発注者 ⇒ 設計者）

注-1； 開催通知の送付に当っては、回答書の作成期間が必要なため、設計者と事前に日程調整を行う。

○設計・工事施工調整会議（三者会議）の内容

- ① 発注者から事業目的及び協議調整事項や現地条件等の工事全般に関する注意事項等の伝達を行う。
- ② 設計者から設計業務の成果品より設計方針・条件等の伝達を行う。
- ③ 施工者から事前に提出した設計図書の照査を踏まえた現場条件又は施工上の課題、設計照査結果や仮設計画に関する疑義を生じた点について説明を行い、三者で確認を行う。
- ④ 三者会議の開催に伴い、原設計の瑕疵が明らかになった場合は、原設計の請負契約条項により対処するものとする。
- ⑤ 予期し得ぬ現地状況等の変更に伴い、原設計を再考する必要等新たな対応を要することが生じた場合は、別途発注者、施工者、設計者の三者で協議して対処する。ただし、新たな費用が発生する原設計の変更の実施判断は、発注者が行うものとする。
- ⑥ 会議の内容は、施工者が議事録を作成し、発注者、設計者へ提出するものとする。議事録により記述された施行上の責任分担について明確化し、三者でその内容を確認しておくものとする。

15. ワンデーレスpons

ワンデーレスponsは、監督員が個々において実施していた「業務を滞らせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的、システム的なものとし、現場に密着したより良い設計成果をより迅速に作成することで、適正な工期を確保し、調査等において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものである。

(1) 意義と目的

1) 問題解決の迅速化

調査等業務において、発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定に時間を費やす場合があるため、調査等期間が短くなり業務等の品質が確保されないケースが発生していると指摘されている。そのため、発注者は「ワンデーレスpons」の実施により問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

2) 適切な工程管理

公共事業の発注者、受注者に課せられた使命は「良いものを、早く、適正な価格で国民に提供すること」といえる。個々の業務において、受注者、発注者それにメリットがあり、かつ誰でも取り組むことができる共通目標のひとつに、「所定の工期内に業務を完成させる」ことがあげられる。

発注者と受注者間が意志疎通を図り適切に工程管理をおこなうことにより、工期内に業務を完成させ、早期に供用開始をおこなうことでメリットが発生する。

(2) 実施方法

1) ワンデーレスpons(one-day-response)

ワンデーレスponsとは、受発注者間における質問、協議への回答について、基本的に「その日のうち」に回答することにより、業務において発生する諸問題に対し迅速な対応を行い、業務の待ち時間等を解消するための取り組みである。

2) 実施における留意点

➤ ワンデーレスponsの実施には、「所定の工期内に業務を完成させる」ことを共通目標とし発注者と受注者との双方で取り組む必要がある。

① 注者

- ・計画工程表に基づいて、関係する業務や関係機関との協議、資料の貸与時期、条件提示時期等を業務の先々を予見しながら履行するものとする。
- ・受注者は、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合には、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督員に報告するものとする。

② 発注者

- ・業務の進捗状況を常に把握し、業務遂行上の問題点を事前に把握する。

- ワンデーレスponsは基本的に、業務履行の中で発生する諸問題に対し迅速に対応し効率的な監督業務をおこなうための取組であり、調査等の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。

- ① 受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうちに」する。
- ② 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ「回答期限」を予告するなど、次の段取りができるような回答をその日のうちにする。
- ③ 予告した「回答期限」を超過することが明らかになった場合、発注者は速やかに受注者と新たな「回答期限」を確認し受注者に連絡する。

16. ウィークリースタンス

- 就業環境の改善を目的に、受発注者ともにさまざまな取り組みを実施している中で、働き方改革関連法が平成31年4月1日より順次施行され、時間外労働の上限規制が導入されるなど、ワーク・ライフ・バランスのより一層の実現に向けた更なる取組みが必要となっている。
- これにより、受発注者双方の1週間の仕事の進め方、就業環境改善の取組み（ウィークリースタンス）を共有し、計画的に業務を履行することで、より一層業務を円滑に進めることができ、非効率的な業務環境が改善され、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すものである。

➤ 実施における留意事項

- ・ウィークリースタンスを実施する調査等は、原則すべての調査等とする。
- ・実施にあたっては、ウィークリースタンスの主旨を鑑み、受発注者双方が共通目標として取組む必要があることから、作業着手時の初回打合せ時に、以下の事項について、確認・調整の上、詳細な内容を設定するものとする。
 - ①毎日、扈休み、17時以降は、会議しない・電話しない
 - ②仕事の依頼は、依頼内容に見合った作業期間を必ず確保する
 - ③休日明け日（月曜日など）を、依頼した仕事の期限日としない
 - ④勤務時間外に仕事を依頼しない
 - ⑤休日前（金曜日など）は、新たな仕事を依頼しない

なお、確認した内容は、別添1に示す「ウィークリースタンス確認表」に必須事項を記載し、調査等打合簿により確認するものとする。

- ・災害時等のやむを得ない緊急事態対応については、受発注者双方で協議し決定すること。

➤ 実施状況の確認

- ・ウィークリースタンスの実施状況について、中間打合せ時に受発注者間で取組み結果（効果・改善等）のフォローアップを行うものとする。
- ・フォローアップの結果、発注者または受注者が当初確認した内容が適切に実施されていない等改善が必要と判断した場合、書面により改善が必要な事項について、協議及び確認を行うものとする。
- ・なお、書面により改善の必要性について確認し、協議を実施したにも関わらず、改善されない場合は、契約書14条第1項に基づき発注者は受注者に、同第3項に基づき受注者は発注者に、業務の実施若しくは職務の執行について、不適切である旨を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

➤ ウィークリースタンスの取組みにおける受注者の意見

- ・工期間近の検討の追加指示や変更指示は避けて欲しい。
- ・作業、検討を依頼する場合は、余裕のある期限設定とともに必要な事項の〆切を事前に明示して欲しい。
- ・構造規模や難易度によって、標準工程では不足する場合があり、状況に応じた工期を設定して欲しい。
- ・成果作成期間を十分に取って欲しい（1ヶ月前に成果を挙げるため、その分を柔軟に）
- ・業務内容に応じた適切な工期設定を。また追加・変更に伴う適切な工期延期をして欲しい。
- ・金曜日依頼で月曜日提出は必ず実施しないことを徹底させて欲しい。また20時以降のメール送付は禁止して欲しい。

Wiークリースタンス確認表（記載例）

(1) 打合せ参加者等

調査等名	〇〇道路 〇〇～〇〇間道路詳細設計					
履行期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日					
打合せ日時	令和〇年〇月〇日					
出席者	発注者側	・主任補助監督員 〇〇 〇〇 ・補助監督員 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇		受注者側	・管理技術者 〇〇 〇〇 ・照査技術者 〇〇 〇〇 ・担当技術者 〇〇 〇〇	

(2) 営業時間等

項目	発注者	受注者
始業時間	9:00	9:30
昼休み	12:00～13:00	12:00～13:00
終業時間	17:30	18:00
定時退社日※1	毎週水曜日、毎月 16 日※2	毎週水曜日、毎月 25 日、最終週の金曜日

※1：定時退社日は、毎月の定時退社日、曜日等を記入する

※2：16 日が休日の場合は、休日前の平日が定時退社日となる

(3) Wiークリースタンス取組み実施内容

実施項目	特記事項
① 毎日、昼休み、17 時以降は、会議しない・電話しない	16 時以降に打合せを設定しない
② 仕事の依頼は、依頼内容に見合った作業期間を必ず確保する	最低中 3 日を確保する
③ 休日明け日（月曜日など）を、依頼した仕事の期限日としない	
④ 勤務時間外に仕事を依頼しない	緊急対応時は除く
⑤ 休日前（金曜日など）は、新たな仕事を依頼しない	
⑥ その他の項目※1 ・打合せ時間は、10 時から 16 時までの間とする	

※1：実施項目①～⑤以外で取組み内容がある場合に、⑥その他の項目に記入する

(4) 緊急時等の対処方法

緊急時等の対処方法
・災害等により緊急対応が必要となった場合は、双方で協議し決定。
・権利者等との調整の結果、休日作業が必要な場合で、あらかじめ監督員から指示があったに限り実施する。
・権利者等の第三者の要求によるものを除く勤務時間外の業務対応を求めない。

業務内容や特性を踏まえ、災害時等のやむを得ない緊急事態対応や、第三者の要求に伴う対応方法について、受発注者双方で協議し設定

17. 調査等請負契約書（抜粋）

◆契約書第17条（設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務）

（設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務）

第17条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者による協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならぬ。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

◆契約書第18条（条件変更等）

（条件変更等）

第18条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- 五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

◆契約書第19条（設計図書の変更）

（設計図書の変更）

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第21条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

◆契約書第20条（業務の中止）

（業務の中止）

第20条 現場業務を行う場合において、第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰することができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

◆契約書第25条（履行期間の変更方法）

（履行期間の変更方法）

第25条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第23条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

18. 調査等共通仕様書（抜粋）

◆共通仕様書1-4（契約書類の解釈）

1-4 契約書類の解釈

1-4-1 契約書類の相互補完

契約書類は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一によって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

1-4-2 共通仕様書、特記仕様書及び図面の優先順位

共通仕様書、特記仕様書または図面との間に相違がある場合には、特記仕様書、図面、共通仕様書の順に優先するものとする。

1-4-3 図面の実測値と表示された数字の不整合

図面から読み取って得た値と図面に書かれた数字との間に相違がある場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

◆共通仕様書1-5-2（設計図書の点検）

1-5-2 設計図書の点検

受注者は、自らの負担により設計図書の点検を行い、契約書第18条第1項第1号から第5号に該当する事項がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、その確認を受けなければならない。

◆共通仕様書1-46(3)（三者会議の協力等）

(3) 三者会議の協力等

三者会議とは発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等に一堂に会して事業目的、設計方針・条件等の情報の共有及び施工上の課題に対する意見交換等を行う会議である。

受注者は業務が関係した工事が発注者の実施する三者会議の対象となった場合には、協力をを行うものとする。

なお、これに要す費用は、発注者の負担とする。

◆共通仕様書1－25（調査等の変更等）

1－25 調査等の変更

1－25－1 調査等の変更指示

監督員が、契約書第18条及び第19条の規定に基づく調査等内容の変更または設計図書の訂正（以下「調査等の変更」という。）の指示を行う場合は、調査等指示簿（様式第1－3号）によるものとする。

1－25－2 変更調査等の施行

受注者は、調査等の変更指示が行われた場合には、その指示に従って調査等を実施しなければならない。

◆共通仕様書1－26（調査等の一時中止）

1－26 調査等の一時中止

1－26－1 調査等の一時中止における措置

契約書第20条第1項及び第2項の規定に基づき、監督員が調査等の全部または一部の施行を一時中止させた場合において、調査等現場の保全を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従わなければならない。

1－26－2 調査等の一時中止に伴う増加費用の協議

受注者は、調査等の一時中止に伴い増加費用が生じた場合は、請求額を記した増加費用の協議書を発注者に提出するものとする。

受注者からの請求があった場合においては、発注者が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。

増加費用の額について発注者からの協議書により受注者は同意書（様式1－16号）を発注者に提出するものとする。

なお、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め受注者に通知する。

◆共通仕様書1－28（契約変更）

1－28 契約変更

1－28－1 契約変更

発注者と受注者は、次の各号に掲げる場合において、調査等請負契約の変更を行うものとする。

- (1) 調査等内容の変更により著しく請負代金額に変更が生じる場合
- (2) 調査等完了に伴い精算を行う場合または、契約書第38条に規定する部分引渡しを行う場合
- (3) 履行期間の変更を行う場合
- (4) 調査等施行上必要があると認める場合

1－28－2 契約変更書類の作成

前項の場合において、受注者は、変更する契約書類を当社所定の書式により作成し、変更契約決定通知書に記載された期日までに、記名押印の上、発注者に提出しなければならない。なお、変更する契約書類は、次の各号に基づき作成されるものとする。

- (1) 本章1-25-1の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
- (2) 調査等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済みの事項
- (3) 精査による変更
- (4) その他監督員と受注者との協議で決定された事項

1－28－3 請負代金額の変更

請負代金額の変更については、調査等の実施条件が異なる場合で調査等費内訳明細書の単価によることが不適当な場合、原則として変更指示時の価格に落札率を考慮したものを基礎として発注者と受注者が協議して、その他の場合は調査等費内訳明細書の単価を基礎として定めるものとする。

◆共通仕様書 1－29（履行期間の変更）

1－29 履行期間の変更

1－29－1 事前協議

事前協議とは、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条の規定に基づく調査等の変更において、当該変更が、履行期間変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認することをいう。

1－29－2 事前協議の手続き

監督員は、調査等の変更指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて通知するものとし、受注者はこれを確認するものとする。

なお、受注者は、監督員からの通知に不服がある場合には、7 日以内に異議を申し立てることができる。

1－29－3 履行期間変更協議の手続き

受注者は、事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び契約書第 20 条第 1 項並びに第 2 項の規定に基づき調査等の一時中止を行ったものについて、契約書第 25 条に基づく協議開始の日に、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、速やかに履行期間変更協議書（様式第 1－8 号）を発注者に提出するものとする。

なお、発注者は、事前協議により履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び調査等の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残作業量等から履行期間の変更が必要ないと判断した場合には、履行期間変更を行わない旨の協議に代えることができる。

1－29－4 受注者からの履行期間延長の請求

受注者は、契約書第 23 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、速やかに履行期間延長請求書（様式第 1－9 号）を発注者に提出するものとする。

調査等特記仕様書作成例

【総則編・設計細部編】

令和6年7月版

調査等特記仕様書 令和〇〇年〇〇月
西日本高速道路株式会社 〇〇支社〇〇工事事務所

第1章 総 則

1－1 調査等概要

1－1－1 調査等名 ○○自動車道 ○○地区 ○○設計

1－1－2 路線名 ○○自動車道 ○○線

1－1－3 履行箇所 自)○○県○○市○○町 (STA. 00+00. 00)

至)○○県○○市○○町 (STA. 00+00. 00)

注1. 路線図及び縮小版(1/2000～1/5000) 平面図(橋梁等構造物の位置、延長を明示)添付図面とする。

1－1－4 主な履行内容 【道路設計(詳細設計)の場合】

項目	単位	数量	備考
道路設計 詳細設計(注1)	km	○○	○○後の詳細設計(注2) 土工延長: ○○km (平地○km、山地○km、急峻山地○km) (注3) 橋梁高架延長: ○○km
連絡施設設計 詳細設計(注1)	km	○○	○○後の詳細設計(注2) △△J C T or▽▽I C 及び○○S A or○○A (注4)
附帯工設計 溝渠工設計	基	○	
擁壁工設計	断面	○	逆T式擁壁
付替・取付道路	箇所	○	
付替・取付水路	Km	○	
付替・取付道路	Km	○	
詳細図作成	枚	○	

設計協議説明用図面作成	枚	○	(注5)
-------------	---	---	------

注1. 主な履行内容を記載する。※具体的な設計条件は、細部事項に記載すること。

注2. ○○には、協議用図面作成A又はB、幅杭設計等を記載する。

注3. 設計延長及び地形区分を記載する。

注4. △△ J C T or▽▽ I C 及び◎◎ S A or◇◇ P Aには、連絡施設又は休憩施設の仮名称を記載する。

注5. 設計協議が未了で、河川、道路管理者等との協議用図面の作成が必要な場合（設計の完了に先立ち行政協議に提出するもの）は、部分使用等の条件とあわせて記載する。

1-1-4 主な履行内容【道路設計（幅杭設計）の場合】

項目	単位	数量	備考
道路設計 幅杭設計 (注1)	km	○○	○○後の幅杭設計 (注2) 土工延長: ○○km (平地○km、山地○km、急峻山地○km) (注3) 橋梁高架延長: ○○km
連絡施設設計 幅杭設計 (注1)	km	○○	○○後の幅杭設計 (注2) △△ J C T or▽▽ I C 及び○○ S A or○ P A (注4)

注1. 主な履行内容を記載する。※具体的な設計条件は、細部事項に記載すること。

注2. ○○には、協議用図面作成A又はBを記載する。

注3. 設計延長及び地形区分を記載する。

注4. △△ J C T or▽▽ I C 及び◎◎ S A or◇◇ P Aには、連絡施設又は休憩施設の仮名称を記載する。

1-1-4 主な履行内容【構造物設計（橋梁基本・詳細設計）の場合】（注1）

名称	設計種別	内訳書の項目	数量	類似構造物区間	備考
上部工	基本設計	PC3径間連続箱げた橋（片持工法）(L= m)	○連	A	本線部A1～P3
		PC5径間連続中空床版橋(L= m)	○連	A	本線部P3～A2
下部工	詳細設計	逆T式橋台(H= m, θ) (H= m, θ)	○基	A	A1, A2
		柱式橋脚(張出無)(H= m～ m)(θ ~)	○基	A	P1
		柱式橋脚(張出無)(H= m～ m)(θ ~)	○基	C	P2
		柱式橋脚(張出有)(H= m～ m)(θ ~)	○基	A	P3
		柱式橋脚(張出有)(H= m～ m)(θ ~)	○基	B	P4
		柱式橋脚(張出有)(H= m～ m)(θ ~)	○基	D	P5 P6
		柱式橋脚(張出有)(H= m～ m)(θ ~)	○基	C	P7
基礎工	詳細設計	場所打ぐい(機械掘削)(φ m)	○基	—	P1～P7

	場所打ぐい(深礎ぐい) (ϕ m)	○基	—	A1, A2
動的解析(非線形動的解析) (注4)		○連	—	
仮設構造物設計	土留工(深さ8m未満)	○箇所	—	
	土留工(深さ8m以上)	○箇所	—	
	仮桟橋(幅員 m)	○断面	—	P1～P2間
その他の	透視図作成(全体・橋台廻り)	○枚	—	(注2)
	協議用資料作成	1式	—	(注3、5)
	架設計画	1式	—	(注5)
	付帯構造物設計	1式	—	(注5)

注1. 主な履行内容を記載する。※具体的な設計条件は、細部事項に記載すること。

注2. 透視図作成が必要な場合は記載する。

注3. 協議用資料作成が必要な場合は記載する。

注4. 動的解析は、特記事項の項に基本的な解析方法を記載する。

注5. 設計数量を一式計上とする場合は、「設計細部に関する事項」に、その内容を具体に記載する。

1-1-4 主な履行内容【耐震補強設計の場合】(注1)

		数量	備考
耐震補強設計			
現地踏査		1式	
既設橋梁動的解析	A	1連	
	B	1連	
耐震補強詳細検討	A	1式	
	B	1式	
耐震補強動的解析	A	1連	
	B	1連	
橋梁耐震補強設計	柱(壁)式橋脚A	1基	
橋梁耐震補強設計	柱(壁)式橋脚B	2基	
施工計画		2橋	
維持修繕設計			
落橋防止構造物	A1	2箇所	基本
落橋防止構造物	A2	1箇所	基本となる設計適用
落橋防止構造物	B1	2箇所	基本
落橋防止構造物	B2	2箇所	基本となる設計準用
支承	A	3箇所	基本
支承	B	4箇所	基本
構造物設計			
仮設構造物設計	仮桟橋A	1断面	
	仮桟橋B	1断面	

注1. 主な履行内容を記載する。※具体的な設計条件は、細部事項に記載すること。

1－○ 管理技術者の資格要件

共通仕様書1－7－2管理技術者の資格要件のうち「③国土交通省登録技術者資格」については下記のとおりとする。

資格の名称	施設分野	備 考
○○○○ (○○)	○○	

1－○ 照査技術者の資格要件

共通仕様書1－9－2照査技術者の資格要件のうち「③国土交通省登録技術者資格」については下記のとおりとする。

資格の名称	施設分野	備 考
○○○○ (○○)	○○	

注) 当該区分の対象とする資格を記載（公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程参照）

1－○ 受注者相互の協力

共通仕様書1－20受注者相互の協力に示す隣接又は関連の調査等については、下記のとおりである。なお、履行期間中に関連調査等が増加した場合は、監督員の指示によりこれらの関係者と相互に協力しなければならない。ただし、関連調査等の履行内容及び履行期限の変更等により、本業務の履行期間に変更が生ずる場合、監督員と協議することとする。

件 名	履行期間	受注者	発注機関	備 考
□□橋基本詳細設計	令和○年○月○日～ 令和○年○月○日	○○設計(株)	当社	
○○地区○○設計（仮称）	未定	未定		

1－○ 関係官公署等との協議【不要項目は削除】

本業務に関連する主な施設及び管理者、必要な協議並びに協議の完了予定期は、下表のとおりとする。なお、本項目に記載する協議は、受注者が共通仕様書1－16に従って行う協議以外に発注者又は監督員が行う協議であり、原則として発注者が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。受注者は、協議案件に熟知した者を参加させるものとし、協議内容を直接理解し、業務履行の確実な進捗に努めなければならない。なお、これに要する費用は、別途協議するものとする。

(1) 道路関係 【交差や近接するもの、設計において改良を予定するものを記載】

位置	路線名	管理者名	必要な協議	協議完了予定時期
STA○○付近	県道○○線	○○県	○○橋の交差協議	令和○年○月末
STA○○付近	町道○○線	○○町	上空交差の計画協議	実施済み

(2) 鉄道関係

【交差や近接するもの、設計において改良を予定するものを記載】

位置	路線名	管理者名	必要な協議	協議完了予定時期
STA○○付近	J R ○○線	○○旅客鉄道	上空交差の計画協議	実施済み

(3) 河川・水路関係

【交差や近接するもの（または流末となるもの）を記載】

位置	路線名	管理者名	必要な協議	協議完了予定時期
STA○○付近	一級河川○○川	○地方整備局 ××道事務所	○○橋の交差協議	令和○年○月末
STA○○付近	普通河川○○川	○○市	流末協議	令和○年○月末

1－〇 現地踏査

現地踏査の内訳は下記を標準とし、編成変更に伴う単価の変更は行わない。ただし、業務の大幅な変更が生じた場合は、別途、監督員と協議するものとする。

【当初】

編成				踏査日数
技師長	主任技師	技師A	技師B	
1人	1人	3人	3人	2.5日

(このうち技師長と主任技師は、当初設計打合せ1.0日を含むものとし、打合せ回数を控除する)

【2回目】四車線化設計等で踏査に制約がある場合（段階的な踏査が望ましい場合）

編成				踏査日数
技師長	主任技師	技師A	技師B	
		3人	3人	2.5日

(このうち技師A 1人と技師B 1人は、中間設計打合せ1.0日を含むものとし、打合せ回数を控除する)

なお、共通仕様書に規定のない業務において発注者が必要性を認めた場合は、現地踏査を実施するものとし、発注者は必要な費用を支払うものとする。

【踏査日数は現地条件や業務量に応じて適切に計上するものとする。】

1－〇 履行確認打合せ【業務の履行期間が長期にわたるもので当初契約の工程において、当初と最終の打合せが概ね6カ月を超える業務に適用する。その場合、設計打合せの項目に

明記する。】

- (1) 履行確認打合せとは、業務の高品質確保を目的として、業務の中間時点において、適正な業務履行がなされているかを確認する業務点検をいう。
- (2) 履行確認打合せは、契約時の条件提示又は業務途中の変更指示にて提示した各種条件と作業計画書及び計画工程表（業務スケジュール管理表）に基づき、業務が計画通りに遂行されているか、発注者の条件提示に変更や遅れが生じていないか、受注者の業務進捗に遅れが生じていないか、今後の業務進捗を見据えた上で新たな課題が生じていないか、といった課題の有無に着眼し実施するものとする。
- なお、課題が発見された場合は、必要に応じて契約上の措置を含めた対策を別途講ずるものとする。
- (3) 履行確認打合せは、発注者は監督員（所長）又は副監督員（副所長）が、受注者は管理技術者が参加するものとし、高品質な業務成果を得ることを主眼に、受発注者が対等な立場で公正に確認、協議するものとする。

また、実施時期は、業務の中間において実施するものとし計画工程表に明示するとともに、業務の進捗に応じて適切な時期に行うものとする。

1－〇 部分引渡し

契約書第38条の規定に基づく指定部分及びその引渡し時期は、下表のとおりとする。

指定部分（注1）	引渡し時期
○○橋の下部工設計	令和〇年〇月末
STA〇〇〇～〇〇〇間の道路設計	令和〇年〇月末

（注1）工事発注において履行期間完了前に設計成果が必要な場合（設計図書とする場合）

等に記載し、指定部分は具体に記載する。（上段は構造物設計の例、下段は道路設計

1－〇 部分使用

共通仕様書1－33の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は下表のとおりとする。

種別	内容	使用開始時期	使用理由
○○橋下部工 (A1橋台)	構造一般図	令和〇年〇月末	別途実施する調査等に使用するため
○○橋下部工 (A1橋台)	構造一般図	令和〇年〇月末	一般国道の道路管理者との交差協議書に使用するため

注）別途実施する調査等業務や対外協議において当該設計成果が必要な場合などに規定

する。（参考：部分使用で記載した事項が、別途実施の調査等業務の特記仕様書の

貸与資料の条項に記載されていることを想定）

※工事発注を目的とし場合の設計成果は、部分使用とせず、部分引渡しとする。

1－○ 作業計画書【測量業務は、計画工程表を含む全体作業計画を確認事項としているため記載しない。】

共通仕様書1－14－2に規定する作業計画書の確認を要する事項は、下記に示すものとする。なお、提出時期については、1－14－2の規定によらず監督員と協議の上、速やかに提出するものとする。

- ・計画工程表

1－○ 計画工程表の作成

- (1)受注者は、作業着手時の設計打合せにおいて、監督員と工程について協議し、下表に示す作業完了目標時期を考慮した計画工程表（様式－1）を作成するものとする。なお、計画工程表は、業務内容が監督員に容易に分かるよう作成すると共に、打合せ時期、資料の貸与予定時期、関係機関との協議完了時期、部分使用時期、部分引渡し時期及び照査技術者が行う照査時期等も記入しなければならない。業務遂行に影響する懸案事項がある場合は、その内容を明記するとともに、課題解決のための受発注者各々の責任分担、対応者（監督員又は受注者）及び対応時期を明記するものとする。
- (2)前項の規定に従い作成した計画工程表を、履行期間にわたり受発注者双方で確認し認識を共有するものとする。(3)受注者若しくは発注者は、受注者の責に帰することができない事由等により、当初の計画工程表に明記した事項に変更が生じる場合は、速やかに変更計画工程表を作成し監督員に提出し、確認を得なければならない。
- (4)監督員は、変更計画工程表の確認に伴い、必要に応じて履行期間の変更など適切な手続きを行うものとする。

業務内容	作業完了目標時期	備考
設計計画	令和〇〇年〇〇月下旬	
〇〇図作成	令和〇〇年〇〇月上旬	

注) 部分引渡しや部分使用の時期、関係機関協議に必要な時期などを明記する。

1－○ 完了検査【照査技術者を設置する場合】

共通仕様書1－30－4 完了検査の内容に以下を追加する。

照査報告書の照査内容について確認、検査を行うため、完了検査には管理技術者と合わせて、照査技術者も立会うものとする。

1－○ 現地踏査の追加について【協議や現地踏査により更なる現地踏査が必要になる場合に下記を記載】

受発注者協議の上、本業務の現地踏査が必要と判断した場合に追加することがある。その場合、現地踏査の検測数量は日とし、編成については受発注者協議の上、決定するものとする。

第2章 業務細部に関する事項 【路線測量の場合】

2-1 業務の内容

本業務は、○○地区道路概略設計より決定された中心線を地上に表示し、あわせて計画路線内の地盤高並びに起伏の状態を測量し、□□地区空中写真測量により作成された平面図の修正等を実施する。なお、測量実施にあたっては、共通仕様書2-3基準点測量、2-6路線測量、2-8地形測量(注)を適用する。また、成果品は数値化し成果品とする。

(注) 本業務に必要な共通仕様書の測量種別を記載する。

2-2 貸与資料

共通仕様書1-15-1資料の貸与に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。ただし、履行期間中の調査等業務について、その成果等の貸与予定日は次のとおりである。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日 (注2)	備考
地形図(1:1,000) 実測縦断図 実測横断図 座標計算図	○○地区路線測量	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内(注)	電子成果品
土質地質調査報告書	○○地区第一次土質調査	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内(注)	電子成果品 STA○○～○○
	××地区第一次土質調査	令和〇年〇月〇日 (土質柱状図の貸与)	電子成果品
	△△地区構造物基礎調査 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (土質柱状図の貸与) 令和〇年〇月〇日 (成果品)	STA○○～○○ (△△橋基礎調査) 電子成果品
実測地形図	○○地区詳細測量 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (詳細平面図の貸与) 令和〇年〇月〇日 (詳細平面図の貸与)	STA○○～○○ (××橋詳細測量) STA○○～○○ (△△橋詳細測量)
	道路等概略設計成果品	○○自動車道 ○○～○○	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内(注)
橋梁高架等の一般図	○○橋橋梁一般図 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (設計成果品の貸与)	
	××橋橋梁一般図 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (構造一般図の貸与)	

(注) 土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12月29日から翌年1月3日まで、夏期休暇(3日)を除く

注1. 履行期間中の調査等の業務があり、契約後速やかに成果品が貸与できない場合は、貸与予定日を記載する。

注2. 貸与予定資料が無い場合は、その旨を特記仕様書に明記するとともに、復元設計等の必要性を検討し、必要な作業日数について工期設定に反映させる。

2-3 路線測量

2-3-1 設計条件

設計条件は、下記のとおりとする。(注1)

(1) 本線

1) 道路規格：第〇種 第〇級 AorB

2) 設計速度： $V=〇〇\text{ km/h}$

3) 車線数：完成〇〇車線、暫定〇〇車線(注2)

(2) 連絡施設

ランプ規格：△△

(3) 休憩施設

ランプ規格：△△

注1. 本業務で実施する道路、連絡等施設の設計条件を記載する。

注2. 暫定施工の場合は、完成車線数と暫定車線数を記載する。

2-4 第1種中心線測量B

概略図面にて示す区間のうち、第1種中心線測量Bの区間は下記の通りである。

区間	上下区分	摘要
STA〇〇+〇〇～STA〇〇+〇〇		
STA〇〇+〇〇～STA〇〇+〇〇		
STA〇〇+〇〇～STA〇〇+〇〇		

2-5 中心杭の間隔

中心杭の設置間隔は、本線20m、ランプ10mとする。

2-6 横断測量

STA〇〇〇+〇〇からSTA〇〇〇+〇〇(サービスエリア予定地)の横断観測幅は、〇〇mとする。

注) 中心から大きく測量結果を必要とする場合に記入する。また、中心線を検討する場合も同様に記入する。

2-7 補償費等

共通仕様書1-18-1及び1-18-2により、補償費等を地元関係者(以下「支払対象者」という。)へ支払う場合(以下「補償等支払業務」という。)は次のとおりとする。

2-7-1 支払責任者

管理技術者は、補償等支払業務の責任者(以下「支払責任者」という。)として、監督員と密接な連絡を保ち、現地の状況に精通するとともに、地元との関係に留意し、調査等の業務及び補償費等支払業務の実施に支障をきたすことのないよう配慮しなければならない。

支払責任者は、監督員に提出する書類等の補償費支払業務の処理状況を常に明らかにしておかなければならない。

支払責任者は、自己の職員のうちから補償等支払業務を実施する作業員(以下「支払作業員」という。)を選任し、その統括及び指揮を行わなければならない。

2-7-2 貸与資料

監督員は支払責任者に対し、補償費支払業務に必要な土地の位置を示す図面等を貸与するものとし、支払責任者は責任を持ってこれを管理し、補償費支払業務完了後、速やかに監督員に返納しなければならない。

2-7-3 補償費等支払調書の作成

支払責任者及び支払作業員(以下「支払責任者等」という。)は、支払対象者及び土地の状況を正確に把握するために事前調査を実施のうえ、補償費等支払調書(様式第1号)を作成し、監督員に提出し承諾を得なければならない。

2-7-4 補償等の単価

内訳書の補償費等の単価は以下に示すとおりとする。なお、受注者は測量の土地使用料、立会謝金を支払対象者に支払う場合は、以下の単価で得られた額に下表に示す課税区分により消費税及び地方消費税相当額を加算して支払うものとする。

立会謝金として、中心杭等の確認のために立会時間及び立会場所までの往復に通常要する時間の合計が4時間を越える場合は全日分、4時間未満は半日分をそれぞれ支払うものとする。

また、調査実施に伴う踏荒し補償費、立木伐採補償費及びこれらに伴う立会謝金を土地所有者に支払う事態が発生した場合は、これらに要する費用については、別途監督員と協議するものとする。

工種・名称・細目	単位	単価(円)	摘要
路線測量 補償費 中心杭 宅地	本		
路線測量 補償費 中心杭 水田	本		
路線測量 補償費 中心杭 畑	本		
路線測量 補償費 中心杭 山林	本		
立会謝金(全日分)	人日		
立会謝金(半日分)	人日		

【課税区分】

種別	課税	非課税	備考
立会謝金	○		
測量杭打切り補償		○	(注1)
踏み荒し補償		○	
立木伐採補償		○	

注1. 試用期間が1ヶ月未満の場合は課税

2-7-5 土地使用承諾書等

支払責任者等は、測量杭等の設置に伴う私有地等の使用について、支払対象者の内諾を得たときは、ただちに土地使用承諾書(様式第2号)及び補償費等請求書(様式第3-1号)に当該支払対象者の署名、押印を求めなければならない。

2-7-6 現地立会

- (1) 支払責任者は、地元関係者等の現地立会を求めるときは、立会を求める目的、立会者の氏名、住所及び立場等を記載した立会承諾願(様式第4号)をあらかじめ監督員に提出し確認を得るものとする。
- (2) 支払責任者等は、支払対象者の現地立会を受けたときは、立会終了後に立会証明書(様式第5-1号)及び立会謝金請求書(様式第5-2号)に該当支払対象者の署名、押印を求めなければならない。

2-7-7 補償等領収書の徴収

支払責任者等は、補償費等の支払いに際し、個人別に補償費等領収書(様式第3-2号)及び立会謝金領収書(様式第5-3号)を徴収しなければならない。

2-7-8 補償費等支払明細書の作成

支払責任者等は、補償費等支払業務完了後、補償費等支払明細書(様式第6号)を作成しなければならない。

2-7-9 補償費等支払業務の打ち切り

支払責任者等は、補償費等支払業務について、支払対象者の不在、不明及び金銭の受け取り拒否等の理由により、支払業務の続行が不可能となった場合は、速やかに監督員に報告し、その処理方法について監督員の指示に従わなければならない。

2-7-10 補償費等未払調書の作成

支払責任者等は、前項の規定により支払業務を打ち切ったものについては、補償費等未払調書(様式第7号)を作成しなければならない。

2-7-11 補償費等支払業務報告書

支払責任者等は、補償費等支払業務完了後、速やかに補償費等支払業務報告書(様式第8号)を作成し監督員に提出しなければならない。

2-7-12 補償費等の精算

補償費等の精算については、本特記仕様書2-9-8の補償費等支払業務明細書(様式第6号)により、監督員が認めた工種、名称、細目及び数量で行うものとする。

2-8 打合せ

打合せは下記の段階において行うものとし、費用については関連単価に含むものとし別途支払わないものとする。なお、現地踏査後及び業務完了時には管理技術者が立ち会うものとする。

- (1) 現地踏査後
- (2) 現地作業終了時
- (3) 業務完了時(成果品納入時)

注) 業務内容に応じて増減する。

2-9 一時中止

受注者は、契約書第20条に関連する事象が発生した場合、状況を速やかに監督員に報告しなければならない。なお、一時中止の措置は、共通仕様書1-26調査等の一時中止による。

第2章 業務細部に関する事項 【土質地質調査の場合】

2-1 業務の内容

本業務は、○○地区の道路詳細設計を実施するにあたり、土質区分を決定するため実施する調査である。調査の実施にあたっては、共通仕様書第3章土質地質調査を適用する。

注1. 調査結果の使用目的を記入する。

2-2 適用すべき諸基準

共通仕様書3-2-1適用すべき諸基準に下記を追加する。

名 称	発 行 所	発行年月日	備 考

注1. 本業務の履行に必要な諸基準（地方自治体の条例・規定（主として非売品）、支社又は事務所の統一事項等）を記載する。

2-3 資料の貸与

共通仕様書1-1.5-1及び3-2-2資料の貸与に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。ただし、履行期間中の調査等業務について、その成果等の貸与予定日は次のとおりである。

貸与資料（注1）	調査等業務名	貸与予定日（注2）	備 考
地形図（1:1,000） 実測縦断図 実測横断図 座標計算図	○○地区路線測量	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内（注）	電子成果品
土質地質調査報告書	○○地区第一次土質調査 ××地区第一次土質調査 △△地区構造物基礎調査 (履行期間中業務)	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内（注） 令和〇年〇月〇日 (土質柱状図の貸与) 令和〇年〇月〇日 (土質柱状図の貸与) 令和〇年〇月〇日 (成果品)	電子成果品 STA○○～○○ 電子成果品 STA○○～○○ (××橋基礎調査) STA○○～○○ (△△橋基礎調査) 電子成果品
実測地形図	○○地区詳細測量 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (詳細平面図の貸与) 令和〇年〇月〇日 (詳細平面図の貸与)	STA○○～○○ (××橋詳細測量) STA○○～○○ (△△橋詳細測量)
道路等概略設計成果品	○○自動車道 ○○～○○ 完成図	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内（注）	紙及び電子データ (TIFFデータ)
橋梁高架等の一般図	○○橋橋梁一般図 (履行期間中業務) ××橋橋梁一般図 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (設計成果品の貸与) 令和〇年〇月〇日 (構造一般図の貸与)	

（注）土曜、日曜、国民の祝日にに関する法律に定める国民の祝日、12月29日から翌年1月3日まで、夏期休暇（3日））を除く

注1. 調査種別に応じ共通仕様書3－2－2貸与資料に記載の資料の成果品名を記載する。

設計業務以外（土質地質調査等）の場合は、業務に対応する貸与資料を記載する。

注2. 履行期間中の調査等の業務があり、契約後速やかに成果品が貸与できない場合は、
貸与予定日を記載する。

注3. 貸与予定資料が無い場合は、その旨を特記仕様書に明記するとともに、復元設計等
の必要性を検討し、必要な作業日数について工期設定に反映させる。

2－4 補償費等

共通仕様書1－18－1及び1－18－2により、補償費等を地元関係者（以下「支払対象者」という。）へ支払う場合（以下「補償等支払業務」という。）は次のとおりとする。

2－4－1 支払責任者

管理技術者は、補償等支払業務の責任者（以下「支払責任者」という。）として、監督員と密接な連絡を保ち、現地の状況に精通するとともに、地元との関係に留意し、調査等の業務及び補償費等支払業務の実施に支障をきたすことのないよう配慮しなければならない。

支払責任者は、監督員に提出する書類等の補償費支払業務の処理状況を常に明らかにしておかなければならぬ。

支払責任者は、自己の職員のうちから補償等支払業務を実施する作業員（以下「支払作業員」という。）を選任し、その統括及び指揮を行わなければならない。

2－4－2 貸与資料

監督員は支払責任者に対し、補償費支払業務に必要な土地の位置を示す図面等を貸与するものとし、支払責任者は責任を持ってこれを管理し、補償費支払業務完了後、速やかに監督員に返納しなければならない。

2－4－3 補償費等支払調書の作成

支払責任者及び支払作業員（以下「支払責任者等」という。）は、支払対象者及び土地の状況を正確に把握するために事前調査を実施のうえ、補償費等支払調書（様式第1号）を作成し、監督員に提出し承諾を得なければならない。

2－4－4 補償等の単価

内訳書の補償費等の単価は以下に示すとおりとする。なお、受注者は土質調査等の土地使用料、立会謝金を支払対象者に支払う場合は、以下の単価で得られた額に下表に示す課税区分により消費税及び地方消費税相当額を加算して支払うものとする。この土質調査等の土地使用料の単価には、立会謝金相当額が含まれているので、土質調査等の土地使用料を支払対象者に支払う場合には、別途立会謝金を支払わないものとする。

また、調査実施に伴う踏荒し補償費、立木伐採補償費及びこれらに伴う立会謝金を土地所有者に支払う事態が発生した場合は、これらに要する費用については、別途監

督員と協議するものとする。

工種・名称・細目	単位	単価(円)	摘要
土質地質調査 補償費 機械ボーリング 畑	地点		立会謝金を含む。
土質地質調査 補償費 機械ボーリング 山林	地点		立会謝金を含む。

【課税区分】

種別	課税	非課税	備考
土地使用料	○		(注1)
踏み荒らし補償		○	
立木伐採補償		○	

注1. 使用期間が1ヶ月以上の場合非課税

2-4-5 土地使用承諾等

支払責任者等は、調査ボーリング作業に伴う私有地等の使用について、支払対象者の内諾を得たときは、ただちに土地使用承諾書(様式第2号)及び補償費等請求書(様式第3-1号)に当該支払対象者の署名、押印を求めなければならない。

2-4-6 現地立会

(1) 支払責任者は、地元関係者等の現地立会を求めるときは、立会を求める目的、立会者の氏名、住所及び立場等を記載した立会承諾願(様式第4号)をあらかじめ監督員に提出し確認を得るものとする。

(2) 支払責任者等は、支払対象者の現地立会を受けたときは、立会終了後に立会証明書(様式第5号)に該当支払対象者の署名、押印を求めなければならない。

2-4-7 補償等領収書の徴収

支払責任者等は、補償費等の支払いに際し、個人別に補償費等領収書(様式第3-2号)を徴収しなければならない。

2-4-8 補償費等支払明細書の作成

支払責任者等は、補償費等支払業務完了後、補償費等支払明細書(様式第6号)を作成しなければならない。

2-4-9 補償費等支払業務の打ち切り

支払責任者等は、補償費等支払業務について、支払対象者の不在、不明及び金銭の受け取り拒否等の理由により、支払業務の続行が不可能となった場合は、速やかに監督員に報告し、その処理方法について監督員の指示に従わなければならない。

2-4-10 補償費等未払調書の作成

支払責任者等は、前項の規定により支払業務を打ち切ったものについては、補償費等未払調書(様式第7号)を作成しなければならない。

2-4-11 補償費等支払業務報告書

支払責任者等は、補償費等支払業務完了後、速やかに補償費等支払業務報告書(様式第8号)を作成し監督員に提出しなければならない。

2-4-12 補償費等の精算

補償費等の精算については、本特記仕様書2-4-8の補償費等支払業務明細書(様式第6号)により、監督員が認めた工種、名称、細目及び数量により行うものとする。

2-5 技術打合せ

打合せは下記とおり行うものとする。

- (1) 業務着手時及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこと。
- (2) 打合せ場所は、○○事務所又は△△支社で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従わなければならない。**(注1)**
- (3) 打合せの回数は、原則として○○回(事務所○回、支社△回)とし、標準編成は下表のとおりとする。
- (4) 打合せ回数の増減に伴う費用は、別途監督員と協議することとする。打合せの検測数量は一式とし、打合せ回数の増減に伴う費用の変更は行わないものとする。ただし、業務の大幅な変更が生じた時は、別途、監督員と協議するものとする。

種 別	打合せ 回数	編成(1回当たり)			
		主任技師	技師A	技師B	
当 初	1	1	1		
中 間	○	○		○	(注2)
最 終	1	1	1		

注1. ○○事務所又は○○支社等具体な打合せ場所を記載する。

注2. 部分使用検査、一部完了検査(部分引渡し時の検査)がある場合は、適宜中間打合せの編成及び回数を考慮すること

2-6 国土地盤情報データベース検定

共通仕様書3-19に示す国土地盤情報データベース検定は、ボーリング一本当たりの検定費用2,000円(管理技術者又は現場作業責任者が技術士等の資格を有し、かつ、ボーリング責任者が地質調査技士の資格を有する場合に限る。)とする。なお、調査ボーリングの数量は○本とし、ボーリング本数の増減及び資格区分の相違に伴う費用は、別途監督員と協議し定めるものとする。

また、共通仕様書3-19に示す、登録するボーリングデータの公開区分を下表に示す。

位置	ボーリング名	公開区分	備考
STA(KP)		公開	
STA(KP)		非公開	

2-7 一時中止

受注者は、契約書第20条に関連する事象が発生した場合、状況を速やかに監督員に報告しなければならない。なお、一時中止の措置は、共通仕様書1-26調査等の一時中止による。

第2章 業務細部に関する事項 【幅杭設計等の場合】

2-1 業務の内容

本業務は、〇〇の成果品に基づく幅杭設計である。設計にあたっては、共通仕様書5-3-5幅杭設計、5-5附帯工設計、5-7構造物設計を適用する。

注1. 〇〇には、前段設計の概略設計、協議用図面作成A又は協議用図面作成Bを記載する。

注2. _____には、本業務に必要な共通仕様書の設計種別を記載する。

2-2 適用すべき諸基準

共通仕様書5-2-1適用すべき諸基準に下記を追加する。

名称	発行所	発行年月	備考

注1. 本業務の履行に必要な諸基準（地方自治体の条例・規定（主として非売品）、支社又は事務所の統一事項等）を記載する。

2-3 貸与資料

共通仕様書1-1 5-1及び5-2-3資料の貸与に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。ただし、履行期間中の調査等業務について、その成果等の貸与予定日は次のとおりである。

貸与資料（注1）	調査等業務名	貸与予定日（注2）	備考
地形図（1:1,000） 実測縦断図 実測横断図 座標計算図	〇〇地区路線測量	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内（注）	電子成果品
土質地質調査報告書	〇〇地区第一次土質調査	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内（注）	電子成果品 STA〇〇～〇〇
	××地区第一次土質調査	（注）	電子成果品
	△△地区構造物基礎調査 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (土質柱状図の貸与) 令和〇年〇月〇日 (土質柱状図の貸与) 令和〇年〇月〇日 (成果品)	STA〇〇～〇〇 (××橋基礎調査) STA〇〇～〇〇 (△△橋基礎調査) 電子成果品
実測地形図	〇〇地区詳細測量 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (詳細平面図の貸与)	STA〇〇～〇〇 (××橋詳細測量)
		令和〇年〇月〇日 (詳細平面図の貸与)	STA〇〇～〇〇 (△△橋詳細測量)
道路等概略設計成果品	〇〇自動車道〇〇～〇〇 完成図	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内（注）	紙及び電子データ (TIFFデータ)
橋梁高架等の一般図	〇〇橋橋梁一般図 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (設計成果品の貸与)	
	××橋橋梁一般図 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (構造一般図の貸与)	

（注）土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12月29日から翌年

1月3日まで、夏期休暇（3日）を除く

注1. 設計種別に応じ共通仕様書5-2-3貸与資料に記載の資料の成果品名を記載する。

設計業務以外（土質地質調査等）の場合は、業務に対応する貸与資料を記載する。

注2. 履行期間中の調査等の業務があり、契約後速やかに成果品が貸与できない場合は、
貸与予定日を記載する。

注3. 貸与予定資料が無い場合は、その旨を特記仕様書に明記するとともに、復元設計等
の必要性を検討し、必要な作業日数について工期設定に反映させる。

2-4 幅杭設計

2-4-1 設計条件

設計条件は、下記のとおりとする（注1）。

（1）本線

- 1) 道路規格 : 第〇種 第〇級 AorB
- 2) 設計速度 : V=〇〇 km/h
- 3) 車線数 : 完成〇〇車線、暫定〇〇車線（注2）
- 4) 計画交通量 : 〇〇台/日

（2）連絡施設（注3）

- 1) ランプ規格 : ▽▽
- 2) 計画交通量 : 〇〇台/日

（3）休憩施設（注4）

- 1) ランプ規格 : △△
- 2) 計画交通量 : 〇〇台/日

注1. 本業務で設計する道路、連絡等施設の設計条件を記載する。

注2. 暫定施工の場合は、完成車線数と暫定車線数を記載する。

注3. 本業務で設計する場合に記載する。

注4. 休憩施設の規模を計画する場合は、1)を記載しない。

2-5 附帯工設計

2-5-1 概略附帯工設計

（1）概略一般図作成 溝渠工

（i）設計種別

溝渠工の設計種別等は、次のとおりとする。

設計種別	設計区分	単位	数量	内空断面(m)	斜角	断面形状	位置	備考
ボックスカルバート	△	基		〇〇×〇〇		一連一層	STA〇〇	ウイング無し
門型カルバート	△	基		〇〇×〇〇			STA〇〇	ウイング片側
アーチカルバート	△	基		〇〇×〇〇			STA〇〇	—
パイプカルバート	--	基		〇〇×〇〇			STA〇〇	—

注1. ボックスカルバート等の設計区分△には、下記の設計区分より記載する。

注2. 断面形状は、一連一層等を記載する。

注3. 本業務の履行に必要な設計種別を記載する。

注4. ウイング設計の有無について備考欄に記載する

(ii) 設計区分

設計区分	内 容
A	標準図集が使用できない
B	標準図集が準用できる
C	標準図集が使用できる
D	プレキャスト製品を使用するもの

(2) 概略一般図作成 擁壁工

擁壁工の形式は、次のとおりとする。

形 式	単位	数 量	位 置	備 考
重力式擁壁	断面		STA○○付近	
扶壁式擁壁	断面		STA○○付近	
逆T式擁壁	断面		STA○○付近	
もたれ式擁壁	断面		STA○○付近	

2 - 5 - 2 付替・取付道水路設計

付替・取付道水路等の設計区分は、次のとおりとする。

設計区分	単位	数 量	幅員(m)	位 置	備 考
付替・取付道路(簡単なもの)	箇所			STA○○付近	
付替・取付道路(延長50mまで)	箇所			STA○○付近	
付替・取付道路(延長50m~100m)	箇所			STA○○付近	
付替・取付道路(延長100m~200m)	箇所			STA○○付近	
付替・取付道路(延長200m以上)	km			STA○○付近	
付替・取付水路(簡単なもの)	箇所			STA○○付近	
付替・取付水路(延長50mまで)	箇所			STA○○付近	
付替・取付水路(延長50m~100m)	箇所			STA○○付近	
付替・取付水路(延長100m~200m)	箇所			STA○○付近	
付替・取付水路(延長200m以上)	km			STA○○付近	
付替・取付水路(併設、延長200m以上)	km			STA○○付近	

2 - 5 - 3 詳細図作成

詳細図作成の設計区分は、次のとおりとする。

設計区分	単位	数 量	主な詳細図の内容	備 考
用排水工詳細図作成	枚		有鉄構造物の用排水工	
のり面保護工詳細図作成	枚		コンクリートブロック積工	

2-5-4 協議用資料作成

協議用資料作成は、次のとおりとする。

項目	関係機関	内容
協議用資料作成	国交省○○地方整備局	河川協議に必要となる図面及び資料の作成
	○○県○○事務所	交差点協議に必要となる図面及び資料の作成

2-5-5 業務量の目安

協議用資料作成における業務量の目安は下表のとおりとする。

項目	単位	技師B換算	摘要
協議用資料作成	式	○人・日	

注1. 仕様書に定めのない定形外業務についてはプロポーザル方式を基本とするが、軽微な業務等で参考業務歩掛りを採用している場合には、業務量の目安を記載する。

2-6 設計打合せ

設計打合せは下記とおり行うものとする。

- (1) 業務着手時及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこと。
- (2) 打合せ場所は、○○事務所又は△△支社で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従わなければならない。(注1)
- (3) 打合せの回数は、監督員が行う関係機関協議への同席、完了検査を含め、○○回（事務所○回、支社○回、協議○回）とし、標準編成は下表のとおりとし、編成変更に伴う単価の変更は行わない。(注2)
- (4) 打合せの検測数量は一式とし、打合せ回数の増減に伴う費用の変更は行わないものとする。ただし、業務の大幅な変更が生じた時や監督員の都合により行政協議等に立会わせた場合は、別途、監督員と協議するものとする。

種別	打合せ 回数	編成（1回当たり）			
		主任技師	技師A	技師B	
当初	1	1	1		
中間	○	○		○	
検査	○	○			<small>(注3)</small>
最終	1	1	1		
履行確認打合せ	1	1	1		<small>(注4)</small>

注1. ○○事務所又は○○支社等具体な打合せ場所を記載すること

注2. 技術的難易度の高い協議への受注者の同行を求める場合、関係機関との協議とあわせ記載すること

注3. 部分使用検査、一部完了検査（部分引渡し時の検査）がある場合は、記載すること

注4. 履行確認打合せを行う場合は、記載すること

2-7 成果品

2-7-1 附帯工設計

附帯工設計の成果品のうち溝渠工及び擁壁工の仕様及び部数等は共通仕様書5-5-10に規定する成果品一覧表に関わらず、次のとおりとする。

溝渠工

成果品項目	縮尺 (分の1)	図面の 大きさ	縮小版	成果品数 (白焼)	摘要
概略一般図	適宜	B1	A3	1	原図の提出は不要

擁壁工

成果品項目	縮尺 (分の1)	図面の 大きさ	縮小版	成果品数 (白焼)	摘要
概略一般図	適宜	B1	A3	1	原図の提出は不要

第2章 業務細部に関する事項【道路設計における設計条件（記載例）】

2-○ 地形区分及び対象延長

本業務の道路設計における地形区分及び対象延長は、下記のとおりとする。

項目	平地部 (Km)	山地部 (km)	急峻山地 (km)	橋梁・高架部 (km)	備考
単一区間	1.52	0.80	1.21	0.65	
分離区間	0.55	1.03	0.64	0.85	

2-○ 道路詳細設計

道路詳細設計とは、幅杭設計、構造物設計、土質地質調査及び地元設計協議等の資料に基づいて、共通仕様書5-3-7の規定に従い作成する本線部幅杭設計後の詳細設計をいう。

道路詳細設計の設計区分については、次のとおりとする。

内訳書の細目	設計区分
○○ A	幅杭設計後に完成形施工で詳細設計を行う場合をいう。
○○ B	幅杭設計後に暫定形施工で詳細設計を行う場合をいう。

2-○ 連絡等施設詳細設計

連絡等施設詳細設計とは、幅杭設計、構造物設計、土質地質調査及び地元設計協議等の資料に基づいて、共通仕様書5-4-7の規定に従い作成するインターチェンジ部の幅杭設計後の詳細設計をいう。

2-○ 附帯工設計 溝渠工設計

附帯工設計溝渠工とは、既に設計されている溝渠工の概略一般図等を基に、共通仕様書5-5-1の規定に従って作成するものをいう。なお、溝渠工の設計条件に変更が生じた場合は、別途、監督員と協議するものとする。

2-○-○ 附帯工設計 溝渠工設計 ボックスカルバート

附帯工設計溝渠工設計ボックスカルバートとは、次に示す箇所について行う溝渠工設計をいう。

溝渠工の設計区分は、下記のとおりとする。

番号	内訳細目	測点	内空断面 (W*H)	標準設計	斜角	断面数	備考
1	ボックスカルバートA	STA. ○+○	6.0*5.3	使用可	90°	1断面	
2	ボックスカルバートB	STA. ○+○	2.7*2.5	使用不可	$\theta < 70^\circ$	2断面	

3	ボックスカルバートC	STA. ○+○	6.3*6.5	準用可	$70^\circ \leq \theta < 90^\circ$	4断面	
4	ボックスカルバートD	STA. ○+○	6.3*5.8	使用可	$70^\circ \leq \theta < 90^\circ$	3断面	
5	ボックスカルバートE	STA. ○+○	7.0*6.5	使用不可	90°	1断面	2連1層

2-○-○ 附帯工設計 溝渠工設計 パイプカルバート

附帯工設計溝渠工設計パイプカルバートとは、次に示す箇所について行う溝渠工設計をいう。

番号	測点	内空寸法等	備考
1	STA. ○+○	φ 1500*85.0m	沢部排水構造物
2	STA. ○+○	φ 1500*50.0m	農業用水復旧構造物

2-○ 附帯工設計 擁壁工設計

附帯工設計擁壁工設計とは、共通仕様書5-5-2の規定に従って作成するものをいい、次に示す箇所について行うものとする。なお、設計の過程で他の工法が有利となる場合は、工法を変更することがあるので、受注者は監督員の指示に従うものとする。

番号	測点	擁壁の種別	延長等(m)	類似構造物区分	備考
1	STA. ○+○	補強土壁	85.0	A	
2	STA. ○+○	逆T式擁壁	45.0	A	
3	STA. ○+○	逆T式擁壁	40.0	B	

2-○ 附帯工設計 付替道路設計

附帯工設計付替道路設計とは、共通仕様書5-5-3の規定に従って作成するものをいい、次に示す箇所について行うものとする。なお、付替道路計画に修正が生じた場合は、別途、監督員と協議するものとする。

番号	道路名等	測点	付替延長(m)	備考
1	○○	STA. ○+○付近 (R)	150	

2-○ 附帯工設計 付替水路設計

附帯工設計付替水路設計とは、共通仕様書5-5-3の規定に従って作成するものをいい、次に示す箇所について行うものとする。なお、付替水路計画に修正が生じた場合は、別途、監督員と協議するものとする。

番号	河川名等	測点	付替延長(m)	備考
1	○○	STA. ○+○～STA. ○+○付近	150	

2-○ 附帯工設計 詳細図作成

附帯工設計詳細図作成とは、共通仕様書5-5-4の規定に従って作成するものをいい、内訳書の細目と難易度区分は、下記のとおりとする。なお、難易度区分の変更が生じた場合は、別途監督員と協議するものとする。

内訳細目	単位	数量	難易度区分	備考
用排水工詳細図作成A	枚	5	簡単	用排水工(無筋)、簡単なマス
用排水工詳細図作成B	枚	3	普通	調整池、溜池詳細図含む
用排水工詳細図作成C	枚	6	複雑	用排水工(無筋)、複雑なマス
簡易舗装工詳細図作成B	枚	11	普通	舗装平面図
設計協議説明図面作成B	枚	10	複雑	迂回路計画

2-○ 附帯工設計 工事用道路設計

附帯工設計工事用道路設計とは、過年度に行った詳細測量の成果を基に、共通仕様書5-5-5の規定に従い実施する工事用道路の設計をいい、次に示す箇所について設計区分に従って行うものとする。

なお、工事用道路計画に修正が生じた場合は、別途、監督員と協議するものとする。

番号	道路名等	測点	区分	延長(km)	備考
1	○○	STA. ○+○付近	工事用道路設計A	0.5	現道改良
2	○○	STA. ○+○付近	工事用道路設計B	0.2	現道拡幅
3	○○	STA. ○+○付近	工事用道路設計A	0.8	平地部新設

○-○ 設計打合せ

- (1) 業務着手時及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこと。
- (2) 打合せ場所は、○○事務所又は△△支社で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従わなければならない。(注1)
- (3) 本業務の設計打合わせ回数は、監督員が行う関係機関協議への同席、完了検査を含め○回（事務所○回、支社○回、協議○回）とし、日帰りを前提とする。また、標準編成は下記のとおりとし編成変更に伴う単価の変更は行わない。(注2)
- (4) 打合せの検測数量は一式とし、打合せ回数の増減に伴う費用の変更は行わないものとする。ただし、業務の大幅な変更が生じた時や監督員の都合により行政協議等に立会わせた場合は、別途、監督員と協議するものとする。

項目	打合せ回 数	編成 (1回当り)			
		技師長	主任技師	技師A	技師B
当初	1	1	1		
中間(道路設計)	6			1	1

中間(連絡等施設設計)	3			1	1
中間(附帯工設計)	2			1	1
部分引渡検査	1	1		1	
○○橋の下部工設計（注2）					
部分使用検査	1	1		1	
○○橋下部工(A1橋台)（注2）					
最終(完了検査)	1	1		1	
履行確認打合せ（注4）	1		1		1

注1) ○○事務所又は○○支社等具体な打合せ場所を記載すること

注2) 部分引渡検査、部分使用検査がある場合に記載すること

注3) 技術的難易度の高い協議への受注者の同行を求める場合、関係機関との協議とあわせ中間打合せに計上し記載すること

注4) 履行確認打合せを行う場合は、記載すること

◎橋梁設計における設計条件（記載例）

2-○-○ 上部工設計

内訳書の項目の内容は、下記のとおりとする。

上部工型式	橋長 (m)	斜角による 補正	曲線上の橋 梁による補 正	非対称の橋梁 による補正	幅員(4 m未満) による	段階施工(將 來拡幅の考 慮)による 補正	現橋の 拡幅設 計によ る補正	備考
鋼3径間連続鉄桁橋	130.0	有り $(80^\circ \geq \theta \geq 70^\circ)$	有り (直線桁)	有り (非対称形I)	無し	有り	無し	
P C 5径間連続箱桁橋 (片持工法)	350.0		無し	有り (連続桁異径 間)	無し	無し	有り	
P C 単純箱桁橋 (支保工法)	40.0		有り (曲線桁)	有り (非対称形II)	有り	無し	無し	

2-○-○ 下部工設計

内訳書の項目の内容は、下記のとおりとする。

下部工 番号	型式	高さ (m)	斜角による 補正	非対称(I) 橋梁による	幅員に よる	段階施工(將來 拡幅の考慮)に	現橋の拡 幅設計に	備考

			($75^\circ > \theta$)	補正	補正	による補正	による補正	
A 1	逆T式橋台	13.0	有り	有り	有り	無し	無し	
P 1	二柱式橋脚	11.0	—	無し	無し	無し	無し	
P 2	三柱式橋脚	13.0	—	有り	無し	無し	無し	
P 3	柱式橋脚(張出無)	25.0	—	有り	無し	無し	無し	
P 4	柱式橋脚(張出有)	32.0	—	無し	無し	無し	無し	
A 2	箱式橋台	18.0	無し	無し	有り	無し	無し	

必要に応じて、基礎形式・規模や支承条件等を追加する。

◎設計数量を1式計上とする場合の条件明示（記載例）

（当社の積算基準にない項目で、見積りや他機関の基準・マニュアル等を基に設計数量を一式計上とする場合）

2-〇-〇 協議用資料作成

協議用使用作成とは、○○橋の架設に係る1級河川○○川の河川管理者及び一般国道

○号線の道路管理者との河川協議及び交差協議に必要な資料の作成を行うものとし、

協議用資料作成の内容は、下表のとおりとする。

項目	対象橋梁	内容	備考
協議資料作成	○○橋	<ul style="list-style-type: none"> 河川協議に必要な○○資料、道路管理者との交差協議に必要な○○資料を作成するもので、図面作成○枚を行うものとする。 仮桟橋の設置による○○川の阻害率の計算は含まないものとする。 	技師B換算で○.○人工としている。

2-〇-〇 附帯構造物設計

附帯構造物設計とは、本線に隣接する○○地区において土砂等の流出による災害を防止するため透過型えん堤の詳細設計を実施し、渓流対策の工事実施に必要な詳細設計及び数量算出を行うことをいう。

(1) 設計要領、その他諸基準、○○地区土質調査報告書及び実測地形図等の資料に基づいて、砂防えん堤の計画、水理計算、規模の決定及び詳細構造の設計を行うものとする。

(2) 付帯構造物設計の内容は、下表のとおりとする。

項目	単位	数量	内訳	備考
附帯構造物設計	箇所	1	STA 00+00付近の○○部に配置する○○対策施設をいう。	技師B換算で○.○人工としている。
	箇所	1	STA 00+00～STA 00+00間の○○部に配置する○○施設をいう。	技師B換算で○.○人工としている。

(3) 応力計算を伴う仮設講物設計の設計は含まないものとする。

注) 当社の積算基準にない項目は、原則1式計上しない。やむを得ず1式計上とする場合は、
具体的な業務内容、見積り条件を明示する。

第2章 業務細部に関する事項 【橋梁基本詳細設計の場合】

2-1 業務の内容

本業務は、下記の成果品に基づく上部工基本・下部工詳細設計である。

なお、設計にあたっては、共通仕様書 5-7-3 基本設計、5-7-4 詳細設計を適用する。

(1) 令和〇〇年度 〇〇道路 〇〇設計 (注1)

注1. 〇〇設計には、前段設計の〇〇橋橋梁一般図作成等を記載する。

注2. _____には、本業務に必要な共通仕様書等の設計種別を記載する。

2-2 適用すべき諸基準

共通仕様書 5-2-1 適用すべき諸基準に下記を追加する。

名 称	発 行 所	発行年月	備 考

注1. 本業務の履行に必要な諸基準（地方自治体の条例・規定（非売品）、支社又は事務所の統一事項等）を記載する。

2-3 資料の貸与

共通仕様書 1-1 5-1 及び 5-2-3 資料の貸与に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。ただし、履行期間中の調査等業務について、その成果等の貸与予定日は次のとおりである。

貸与資料 (注1)	調査等業務名	貸与予定日 (注2)	備 考
地形図 (1:1,000) 実測縦断図 実測横断図 座標計算図	〇〇地区路線測量	契約締結決定通知日の翌日より 5 営業日以内 (注)	電子成果品
土質地質調査報告書	〇〇地区第一次土質調査	契約締結決定通知日の翌日より 5 営業日以内 (注)	電子成果品 STA〇〇～〇〇
	××地区第一次土質調査	令和〇年〇月〇日 (土質柱状図の貸与)	電子成果品
	△△地区構造物基礎調査 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (土質柱状図の貸与)	STA〇〇～〇〇 (△△橋基礎調査)
実測地形図	〇〇地区詳細測量 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (詳細平面図の貸与)	令和〇年〇月〇日 (××橋詳細測量)
		令和〇年〇月〇日 (詳細平面図の貸与)	STA〇〇～〇〇 (△△橋詳細測量)
道路等概略設計成果品	〇〇自動車道 〇〇～〇〇 完成図	契約締結決定通知日の翌日より 5 営業日以内 (注)	紙及び電子データ (TIFFデータ)
橋梁高架等の一般図	〇〇橋橋梁一般図 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (設計成果品の貸与)	

	××橋橋梁一般図 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (構造一般図の貸与)	
--	-----------------------	------------------------	--

(注) 土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12月29日から翌年1月3日まで、夏期休暇（3日）を除く

注1. 設計種別に応じ共通仕様書5-2-3貸与資料に記載の資料の成果品名を記載する。

設計業務以外（土質地質調査等）の場合は、業務に対応する貸与資料を記載する。

注2. 履行期間中の調査等の業務があり、契約後速やかに成果品が貸与できない場合は、
貸与予定日を記載する。

注3. 貸与予定資料が無い場合は、その旨を特記仕様書に明記するとともに、復元設計等の必要性を検討し、必要な作業日数について工期設定に反映させる。

2-4 基本・詳細設計事前検討 【事前検討を行う場合の記載例】

基本・詳細設計に先立ち、次の項目について検討を行う。

【検討内容の記載例】

- (1) PC3径間連続箱げた橋の設計において、プレキャストセグメント化について施工方法を含め検討を行う。

2-4-1 業務量の目安

基本・詳細設計事前検討における業務量の目安は下表のとおりとする。

項目	単位	技師B換算	摘要
基本・詳細設計事前検討	式	〇人・日	

注1. 仕様書に定めのない定形外業務についてはプロポーザル方式を基本とするが、軽微な業務等で参考業務歩掛りを採用している場合には、業務量の目安を記載する。

2-5 基本・詳細設計

2-5-1 設計条件

本業務の設計条件は、次の通りとする。（注1）

- (1) 道路規格 第〇種 第〇級
- (2) 設計速度 $V=〇〇\text{km/h}$
- (3) 車線数 完成〇〇車線、暫定〇〇車線（注2）
- (4) 有効幅員 $〇〇\text{m} \times 〇$ （注3）
- (5) 設計荷重 ○活荷重
- (6) その他 別途資料による

注1. 基本詳細設計を行うに当たり、必要な設計条件を具体的に明記する。

注2. 暫定施工の場合は、完成車線数と暫定車線数を記載する。

注3. 標準横断図を添付する。

2-5-2 上部工の設計条件

本業務における上部工の設計条件は次のとおりとする。

上部工形式	橋長 (m)	斜角による補正	曲線上の橋梁による補正	非対称の橋梁による補正	幅員による補正	段階施工による補正	現橋の拡幅設計による補正
PC3径間連続箱桁	○○	有り	無し	無し	無し	無し	無し

2-5-3 類似構造物の取扱いによる設計区分

名 称	内訳書の項目	設計区分	数量	対象構造物	備考 (補正)
上 部 工	PC3径間連続箱桁橋	A	1連	(上) A1～P3	基準
	PC3径間連続箱桁橋	C	1連	(下) A1～P3	
	PC5径間連続中空床版橋	A	1連	(上) P3～A2	基準
	PC5径間連続中空床版橋	C	1連	(下) P3～A2	
下 部 工	逆T式橋台	A	1基	A1	基準
	逆T式橋台	B	1基	A2	
	柱式橋脚(張出無)	A	1基	(上) P1	基準
	柱式橋脚(張出無)	C	3基	(上) P2, (下) P1, P2	
	柱式橋脚(張出有)	A	1基	(上) P3	基準
	柱式橋脚(張出有)	B	1基	(下) P3	
	柱式橋脚(張出有)	C	2基	(上) P4, P5	
	柱式橋脚(張出有)	B	6基	(下) P6, P7 (B) P4～P7	

注1. 設計区分毎の対象構造物を記載する。

注2. 設計区分については、構造形式決定時に確認する。

2-5-4 上部工架設方法

上部工の架設方法は次の工法とする。なお、検討の結果、以下の架設方法によらない場合、別途監督員と協議する。

架設方法	対象構造物	形式
片持工法	A1～P3	PC3径間連続ラーメン箱げた橋
固定式支保工法	P3～A2	PC5径間連続中空床版橋

注1. 具体的に架設方法を明記する。

2-6 動的解析

耐震安全性を照査する目的で非線形を考慮した時刻歴方法で動的解析を行う。モデル化及び節点数については設計要領第二集による。

支承条件は、ゴム支承(ラーメン構造)にて計算する。なお、検討の結果、条件が変更となつた場合、別途監督員と協議する。

注1. 耐震設計を動的解析による場合は、条件を上記により示す。

2-7 仮設構造物設計

仮設構造物とは橋台・橋脚施工時の締切工・土留工および仮桟橋・仮桟台(上・下部工含む)である。本業務における設計内容と位置は以下のとおりとする。なお、検討の結果、設計内容及び箇所数が変更される場合、別途監督員と協議することとする。

2-7-1 締切工

(1) 河川部(二重締切) ○ヶ所, $L= \bigcirc \bigcirc m$

注1. 具体的に明記する。

2-7-2 土留工

(1) 一般部(深さ8m以上) ○ヶ所 (切梁式)

(2) 一般部(深さ8m未満) ○ヶ所 (切梁式)

注1. 切梁式かアンカー土留式かを明記する。

2-7-3 仮桟橋、仮設構台

(1) 河川部($L= \bigcirc \bigcirc m$ 、 $W= \bigcirc \bigcirc m$) ○断面

(2) 桟台 ($L= \bigcirc \bigcirc m$ 、 $A= \bigcirc \bigcirc m^2$) ○断面

注1. 具体的(設計荷重、幅員等)に記載する。

2-8 附帯構造物設計

対象とする附帯構造物設計は以下のとおりとする。

(1) 照明柱基礎設計 1箇所

(2) 標識柱基礎設計 2個所

(3) 遮音壁($H=5m$) 1式

(4) 投物防止柵設計 1式

注1. 具体的に位置、範囲を記載する。

2-9 透視図作成

透視図作成は、共通仕様書5-5-7透視図・鳥かん図作成を適用し作成するものとする。

構造物名	サイズ	着色図数	素図数	備考

2-10 協議用資料作成

協議用資料作成は、次のとおりとする。

項目	関係機関	内容
協議用資料作成	国交省○○地方整備局	河川協議に必要となる図面及び資料の作成
	○○県○○事務所	交差点協議に必要となる図面及び資料の作成

2-10-1 業務量の目安

協議用資料作成における業務量の目安は下表のとおりとする。

項目	単位	技師B換算	摘要
協議用資料作成	式	○人・日	

注1. 仕様書に定めのない定形外業務についてはプロポーザル方式を基本とするが、軽微な業務等で参考業務歩掛りを採用している場合には、業務量の目安を記載する。

2-11 設計打合せ

設計打合せは下記とおり行うものとする。

- (1) 業務着手時及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこと。
- (2) 打合せ場所は、○○事務所及び△△支社で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従わなければならない。
（注1）
- (3) 打合せの回数は、監督員が行う関係機関協議への同席、完了検査を含め、○○回（事務所○回、支社○回、協議○回）とし、標準編成は下表のとおりし、編成変更に伴う単価の変更は行わない。
（注2）
- (4) 打合せの検測数量は一式とし、打合せ回数の増減に伴う費用の変更は行わないものとする。ただし、業務の大幅な変更が生じた時や監督員の都合により行政協議等に立会わせた場合は、別途、監督員と協議するものとする。

種別	打合せ 回数	編成（1回当たり）			
		主任技師	技師A	技師B	
当初	1	1	1		
中間	○	○		○	
検査	○	○		○	（注3）
最終	1	1	1		
履行確認打合せ	1	1	1		（注4）

注1. ○○事務所又は○○支社等具体な打合せ場所を記載する。

注2. 技術的難易度の高い協議への受注者の同行を求める場合、関係機関との協議とあわせ中間打合せに計上し記載すること

注3. 部分使用検査、一部完了検査（部分引渡し時の検査）がある場合は、記載すること

注4. 履行確認打合せを行う場合は、記載すること

第2章 業務細部に関する事項 【トンネル詳細設計の場合】

2-1 業務の内容

本業務は、○○設計の成果品に基づく詳細設計である。設計にあたっては、共通仕様書5-8-4詳細設計を適用する。

注1. 区間割等により複数の前設計成果品を使用する場合は複数の成果品を記載する。

注2. _____には、本業務に必要な共通仕様書の設計種別を記載する。

2-2 適用すべき諸基準

共通仕様書5-2-1適用すべき諸基準に下記を追記する。

名 称	発行所	発行年月日	備 考

注1. 本業務の履行に必要な諸基準（地方自治体の条例・規定（非売品）、支社又は事務所の統一事項等）を記載する。

2-3 資料の貸与

共通仕様書1-15-1及び5-2-3資料の貸与に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。ただし、履行期間中の調査等業務について、その成果等の貸与予定日は次のとおりである。

貸与資料 (注1)	調査等業務名	貸与予定日 (注2)	備 考
地形図 (1:1,000) 実測縦断図 実測横断図 座標計算図	○○地区路線測量	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内 (注)	電子成果品
土質地質調査報告書	○○地区第一次土質調査	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内 (注)	電子成果品 STA○○～○○
	××地区第一次土質調査	令和〇年〇月〇日 (土質柱状図の貸与)	電子成果品
	△△地区構造物基礎調査 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (土質柱状図の貸与)	STA○○～○○ (××橋基礎調査)
		令和〇年〇月〇日 (成果品)	STA○○～○○ (△△橋基礎調査)
		令和〇年〇月〇日 (詳細平面図の貸与)	電子成果品
実測地形図	○○地区詳細測量 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (詳細平面図の貸与)	STA○○～○○ (××橋詳細測量)
		令和〇年〇月〇日 (詳細平面図の貸与)	STA○○～○○ (△△橋詳細測量)
道路等概略設計成果品	○○自動車道 ○○～○○ 完成図	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内 (注)	紙及び電子データ (TIFFデータ)
橋梁高架等の一般図	○○橋橋梁一般図 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (設計成果品の貸与)	
	××橋橋梁一般図 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (構造一般図の貸与)	

(注) 土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12月29日から翌年

1月3日まで、夏期休暇（3日）を除く

注1. 設計種別に応じ共通仕様書5-2-3貸与資料に記載の資料の成果品名を記載する。

設計業務以外（土質地質調査等）の場合は、業務に対応する貸与資料を記載する。注

2. 履行期間中の調査等の業務があり、契約後速やかに成果品が貸与できない場合は、貸与予定日を記載する。

注3. 貸与予定資料が無い場合は、その旨を特記仕様書に明記するとともに、復元設計等の必要性を検討し、必要な作業日数について工期設定に反映させる。

2-4 詳細設計

2-4-1 設計条件

設計条件は、下記のとおりとする。（注1）

(1) 道路規格 : 第〇種 第〇級 AorB

(2) 設計速度 : V=〇〇km/h

(3) 車線数 : 完成〇車線、暫定〇車線 (注2)

(4) 有効幅員 ○〇m×〇 (注3)

(5) 計画交通量 : 〇〇〇台/日

注1. 本業務に必要な設計条件を具体的に明記する。

注2. 暫定施工の場合は、完成車線数と暫定車線数を記載する。

注3. 標準横断図を添付する。

2-5 トンネル断面設計

トンネル断面設計は、道路の幅員構成による建築限界、横断勾配、排水溝の大きさ、換気断面を考慮して内空断面の検討を行うものとする。

2-6 施工設備計画

2-6-1 工事工程表作成

工事工程表作成のサイクルタイムの算出にあたっては、土木工事積算基準に基づき算出するものとする。なお細部については監督員の指示によるものとする。

2-6-2 環境対策計画

工事中の環境対策計画として騒音・振動対策について計画するものとする。なお、規制基準値については次のとおりとする。

(1) 騒音に対する規制基準値

基 準 値	
昼 間	夜 間
〇〇dB	〇〇dB

(2) 振動に対する規制基準値は〇〇dBとする。

2-6-3 汚濁水処理計画

汚濁水処理計画にあたり、水質基準値は次のとおりとする。

項目	基準値
----	-----

S S濃度	○○ppm
P H	○○～○○

2-7 設計打合せ

設計打合せは下記とおり行うものとする。

- (1) 業務着手時及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこと。
- (2) 打合せ場所は、○○事務所及び△△支社で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従わなければならない。(注1)
- (3) 打合せの回数は、監督員が行う関係機関協議への同席、完了検査を含め、○○回（事務所○回、支社○回、協議○回）とし、標準編成は下表のとおりし、編成変更に伴う単価の変更は行わない。(注2)
- (4) 打合せの検測数量は一式とし、打合せ回数の増減に伴う費用の変更は行わないものとする。ただし、業務の大幅な変更が生じた時や監督員の都合により行政協議等に立会わせた場合は、別途、監督員と協議するものとする。

種 別	打合せ 回数	編成（1回当たり）			
		主任技師	技師A	技師B	
当 初	1	1	1		
中 間	○	○		○	
検 査	○	○		○	(注3)
最 終	1	1	1		
履行確認打合せ	1	1		1	(注4)

注1. ○○事務所又は○○支社等具体な打合せ場所を記載すること

注2. 技術的難易度の高い協議への受注者の同行を求める場合、関係機関との協議とあわせ中間打合せに計上し記載すること

注3. 部分使用検査、一部完了検査（部分引渡し時の検査）がある場合は、記載すること
注4. 履行確認打合せを行う場合は記載すること

第2章 業務細部に関する事項 【舗装設計の場合】

2-1 業務の内容

本業務は、詳細設計図及び一般工事のしゅん功図、完成図等の成果品に基づく舗装設計である。設計にあたっては、共通仕様書5-5附帯工設計、5-6舗装設計（注2.）を適用する。

注1. 区間割等により複数の前設計成果品を使用する場合は複数の設計成果品を記載する。

注2. _____には、本業務に必要な共通仕様書の設計種別を記載する。

2-2 適用すべき諸基準

共通仕様書5-2-1適用すべき諸基準に下記を追加する。

名 称	発行所	発行年月日	備 考

注1. 本業務の履行に必要な諸基準（地方自治体の条例・規定（主として非売品）、支社又は事務所の統一事項等）を記載する。

2-3 資料の貸与

共通仕様書1-15-1及び5-2-3資料の貸与に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。ただし、履行期間中の調査等業務について、その成果等の貸与予定日は次のとおりである。

貸与資料（注1）	調査等業務名	貸与予定日（注2）	備 考
地形図（1:1,000） 実測縦断図 実測横断図 座標計算図	○○地区路線測量	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内（注）	電子成果品
土質地質調査報告書	○○地区第一次土質調査	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内（注）	電子成果品 STA○○～○○
	××地区第一次土質調査	令和〇年〇月〇日 (土質柱状図の貸与)	電子成果品
	△△地区構造物基礎調査 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (土質柱状図の貸与)	STA○○～○○ (△△橋基礎調査)
実測地形図	△△地区構造物基礎調査 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (成果品)	STA○○～○○ (△△橋基礎調査)
	○○地区詳細測量 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (詳細平面図の貸与)	STA○○～○○ (××橋詳細測量)
	○○地区詳細測量 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (詳細平面図の貸与)	STA○○～○○ (△△橋詳細測量)
道路等概略設計成果品	○○自動車道 ○○～○○ 完成図	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内（注）	紙及び電子データ (TIFFデータ)
橋梁高架等の一般図	○○橋橋梁一般図 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (設計成果品の貸与)	
	××橋橋梁一般図 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (構造一般図の貸与)	

（注）土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12月29日から翌年

1月3日まで、夏期休暇（3日）を除く

注1. 設計種別に応じ共通仕様書5-2-3貸与資料に記載の資料の成果品名を記載する。

設計業務以外（土質地質調査等）の場合は、業務に対応する貸与資料を記載する。注

2. 履行期間中の調査等の業務があり、契約後速やかに成果品が貸与できない場合は、貸与予定日を記載する。

注3. 貸与予定資料が無い場合は、その旨を特記仕様書に明記するとともに、復元設計等の必要性を検討し、必要な作業日数について工期設定に反映させる。

2-4 補装設計

設計条件は、下記のとおりとする（注1）。

（1）本線

1) 道路規格 : 第〇種 第〇級 AorB

2) 設計速度 : V=〇〇km/h

3) 車線数 : 完成〇〇車線、暫定〇〇車線（注2）

4) 計画交通量 : 〇〇台/日

（2）連絡施設（注3）

1) ランプ規格 : ▽▽

2) 計画交通量 : 〇〇台/日

注1. 本業務で設計する道路、連絡等施設の設計条件を記載する。

注2. 暫定施工の場合は、完成車線数と暫定車線数を記載する。

注3. IC, JCT (SA, PA) については、ランプ規格を記載する。

2-5 詳細図作成

詳細図作成の対象は、次のとおりとする。

設計区分	単位	数量	主な詳細図の内容
用排水工詳細図	枚	〇〇	有鉄構造物の用排水工

2-6 協議用資料作成

協議用資料作成は、次のとおりとする。

項目	関係機関	内容
協議用資料作成	〇〇局△△部□□課	市街地平面図
	〇〇警察本部□□課	本線平面図

2-6-1 業務量の目安

協議用資料作成における業務量の目安は下表のとおりとする。

項目	単位	技師B換算	摘要
協議用資料作成	式	〇人・日	

注1. 仕様書に定めのない定形外業務についてはプロポーザル方式を基本とするが、軽微な業務等で参考業務歩掛りを採用している場合には、業務量の目安を記載する。

2-7 設計打合せ

設計打合せは下記とおり行うものとする。

- (1) 業務着手時及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこと。
- (2) 打合せ場所は、○○事務所及び△△支社で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従わなければならない。
(注1)
- (3) 打合せの回数は、監督員が行う関係機関協議への同席、完了検査を含め、○○回（事務所○回、支社○回、協議○回）とし、標準編成は下表のとおりとし、編成変更に伴う単価の変更は行わない。
(注2)
- (4) 打合せの検測数量は一式とし、打合せ回数の増減に伴う費用の変更は行わないものとする。ただし、業務の大幅な変更が生じた時や監督員の都合により行政協議等に立会わせた場合は、別途、監督員と協議するものとする。

種 別	打合せ 回数	編成（1回当たり）			
		主任技師	技師A	技師B	
当 初	1	1	1		
中 間	○	○		○	
検 査	○	○		○	<small>(注3)</small>
最 終	1	1	1		
履行確認打合せ	1	1		1	<small>(注4)</small>

注1. ○○事務所又は○○支社等具体な打合せ場所を記載すること

注2. 技術的難易度の高い協議への受注者の同行を求める場合、関係機関との協議とあわせ中間打合せに計上し記載すること

注3. 部分使用検査、一部完了検査（部分引渡し時の検査）がある場合は、記載すること

注4. 履行確認打合せがある場合は記載すること

第2章 業務細部に関する事項 【橋梁一般図作成の場合】

2-1 業務の内容

本業務は、道路概略設計の成果に基づき橋梁一般図を作成するものである。設計にあたっては、共通仕様書5-7-1 橋梁一般図作成（注）を適用する。

注. 本業務に必要な共通仕様書の設計種別を記載する。

2-2 適用すべき諸基準

共通仕様書5-2-1 適用すべき諸基準に下記を追加する。

名 称	発 行 所	発行年月	備 考

注1. 本業務の履行に必要な諸基準（地方自治体の条例・規定（非売品）、支社又は事務所の統一事項等）を記載する。

2-3 資料の貸与

共通仕様書1-15-1及び5-2-3 資料の貸与に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。ただし、履行期間中の調査等業務について、その成果等の貸与予定日は次のとおりである。

貸与資料（注1）	調査等業務名	貸与予定日（注2）	備 考
地形図（1:1,000） 実測縦断図 実測横断図 座標計算図	○○地区路線測量	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内（注）	電子成果品
土質地質調査報告書	○○地区第一次土質調査	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内（注）	電子成果品 STA○○～○○
	××地区第一次土質調査	令和〇年〇月〇日 (土質柱状図の貸与)	電子成果品
	△△地区構造物基礎調査 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (土質柱状図の貸与)	STA○○～○○ (××橋基礎調査)
		令和〇年〇月〇日 (成果品)	STA○○～○○ (△△橋基礎調査)
		令和〇年〇月〇日 (詳細平面図の貸与)	電子成果品
実測地形図	○○地区詳細測量 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (詳細平面図の貸与)	STA○○～○○ (××橋詳細測量)
		令和〇年〇月〇日 (詳細平面図の貸与)	STA○○～○○ (△△橋詳細測量)
道路等概略設計成果品	○○自動車道 ○○～○○ 完成図	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内（注）	紙及び電子データ (TIFFデータ)
橋梁高架等の一般図	○○橋橋梁一般図 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (設計成果品の貸与)	
	××橋橋梁一般図 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (構造一般図の貸与)	

（注）土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12月29日から翌年

1月3日まで、夏期休暇（3日）を除く

- 注1. 設計種別に応じ共通仕様書5-2-3貸与資料に記載の資料の成果品名を記載する。
設計業務以外（土質地質調査等）の場合は、業務に対応する貸与資料を記載する。
- 注2. 履行期間中の調査等の業務があり、契約後速やかに成果品が貸与できない場合は、
貸与予定日を記載する
- 注3. 貸与予定資料が無い場合は、その旨を特記仕様書に明記するとともに、復元設計等
の必要性を検討し、必要な作業日数について工期設定に反映させる。

2-4 橋梁一般図作成

2-4-1 設計条件

本業務の設計条件は、次の通りとする。（注1）

- (1) 道路区分 第〇種 第〇級
(2) 設計速度 $V=○○\text{km/h}$
(3) 車線数 完成〇車線、暫定〇車線（注2）
(4) 有効幅員 ○○m×○ （注3）
(5) 設計荷重 ○活荷重
(6) 施工種別

注1. 暫定施工の場合記載する。

- (7) その他 別途資料による

注1. 本業務に必要な設計条件を具体的に明記する。

注2. 暫定施工の場合は、完成車線数と暫定車線数を記載する。

注3. 標準横断図を添付する。

2-4-2 設計内容

橋梁・高架橋名称	橋長(m)		数量	交差構造物等	備考
	上り線	下り線			
○○橋				主要地方道○○線	
□□川橋				一級河川□□川	
○○川橋				一級河川○○川	
△△川橋				二級河川△△川	

注1. 数量欄には一般図作成枚数(比較案数)を記載する。

2-5 透視図作成

透視図作成は、共通仕様書5-5-7透視図・鳥かん図作成を適用し作成するものとする。

構造物名	サイズ	着色図数	素図数	備考

--	--	--	--	--

2-6 協議用資料作成

協議用資料作成は、次のとおりとする。

項目	関係機関	内容
協議用資料作成	国交省○○地方整備局 ○○県○○事務所	河川協議に必要となる図面及び資料の作成 交差点協議に必要となる図面及び資料の作成

2-6-1 業務量の目安

協議用資料作成における業務量の目安は下表のとおりとする。

項目	単位	技師B換算	摘要
協議用資料作成	式	○人・日	

注1. 仕様書に定めのない定形外業務についてはプロポーザル方式を基本とするが、軽微な業務等で参考業務歩掛りを採用している場合には、業務量の目安を記載する。

2-7 設計打合せ

設計打合せは下記とおり行うものとする。

- (1) 業務着手時及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこと。
- (2) 打合せ場所は、○○事務所及び△△支社で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従わなければならない。(注1)
- (3) 打合せの回数は、監督員が行う関係機関協議への同席、完了検査を含め、○回(事務所○回、支社○回、協議○回)とし、標準編成は下表のとおりとし、編成変更に伴う単価の変更は行わない。(注2)
- (4) 打合せの検査回数は一式とし、打合せ回数の増減に伴う費用の変更は行わないものとする。ただし、業務の大幅な変更が生じた時や監督員の都合により行政協議等に立会わせた場合は、別途、監督員と協議するものとする。

種別	打合せ回数	編成(1回当たり)			
		主任技師	技師A	技師B	
当初	1	1	1		
中間	○	○		○	
検査	○	○		○	(注3)
最終	1	1	1		
履行確認打合せ	1	1		1	(注4)

注1. ○○事務所又は○○支社等具体な打合せ場所を記載すること

注2. 技術的難易度の高い協議への受注者の同行を求める場合、関係機関との協議とあわせ

中間打合せに計上し記載すること

注3. 部分使用検査、一部完了検査（部分引渡し時の検査）がある場合は、記載すること

注4. 履行確認打合せがある場合は記載すること

第2章 業務細部に関する事項 【トンネル一般図作成の場合】

2-1 業務の内容

本業務は、○○設計の成果品に基づくトンネル一般図作成である。設計にあたっては、共通仕様書5-8-2 トンネル一般図作成（注2）を適用する。

注1. 区間割等により複数の前設計成果品を使用する場合は複数の成果品を記載する。

注2. 本業務に必要な共通仕様書の設計種別を記載する。

2-2 適用すべき諸基準

共通仕様書5-2-1 適用すべき諸基準に下記を追記する。

名 称	発行所	発行年月日	備 考

注1. 本業務の履行に必要な諸基準（地方自治体の条例・規定（非売品）、支社又は事務所の統一事項等）を記載する。

2-3 資料の貸与

共通仕様書1-15-1 及び5-2-3 資料の貸与に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。ただし、履行期間中の調査等業務について、その成果等の貸与予定日は次のとおりである。

貸与資料（注1）	調査等業務名	貸与予定日（注2）	備 考
地形図（1:1,000） 実測縦断図 実測横断図 座標計算図	○○地区路線測量	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内（注）	電子成果品
土質地質調査報告書	○○地区第一次土質調査	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内（注）	電子成果品 STA○○～○○
	××地区第一次土質調査	令和〇年〇月〇日 (土質柱状図の貸与)	電子成果品
	△△地区構造物基礎調査 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (土質柱状図の貸与) 令和〇年〇月〇日 (成果品)	STA○○～○○ (××橋基礎調査) STA○○～○○ (△△橋基礎調査) 電子成果品
実測地形図	○○地区詳細測量 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (詳細平面図の貸与)	STA○○～○○ (××橋詳細測量)
		令和〇年〇月〇日 (詳細平面図の貸与)	STA○○～○○ (△△橋詳細測量)
道路等概略設計成果品	○○自動車道 ○○～○○ 完成図	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内（注）	紙及び電子データ (TIFFデータ)
橋梁高架等の一般図	○○橋橋梁一般図 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (設計成果品の貸与)	
	××橋橋梁一般図 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (構造一般図の貸与)	

(注) 土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12月29日から翌年1月3日まで、夏期休暇（3日）を除く

注1. 設計種別に応じ共通仕様書5-2-3貸与資料に記載の資料の成果品名を記載する。

設計業務以外（土質地質調査等）の場合は、業務に対応する貸与資料を記載する。

注2. 履行期間中の調査等の業務があり、契約後速やかに成果品が貸与できない場合は、貸与予定日を記載する。

注3. 貸与予定資料が無い場合は、その旨を特記仕様書に明記するとともに、復元設計等の必要性を検討し、必要な作業日数について工期設定に反映させる。

2-4 トンネル一般図作成

2-4-1 設計条件

設計条件は、下記のとおりとする。（注1）

（1）道路規格：第〇種第〇級A or B

（2）設計速度： $V = \square\square\text{km/h}$

（3）車線数：完成〇車線、暫定〇車線（注2）

（4）有効幅員 $\square\square\text{m} \times \square$ （注3）

（5）計画交通量： $\square\square\square\text{台/日}$

注1. 本業務に必要な設計条件を具体的に明記する。

注2. 暫定施工の場合は、完成車線数と暫定車線数を記載する。

注3. 標準横断図を添付する。

2-5 設計計画

設計計画は共通仕様書5-8-2（2）による他、下記によるものとする。

（1）概略施工計画

トンネルずりの処理場、トンネル掘進方向、仮設備の位置、進入路、概略工事工程表等詳細設計にあたっての基本的な考え方や工事発注に関する基本事項について取りまとめるものとする。

（2）換気方式の概略検討

一般図作成時における換気方式の概略検討は、換気設備に伴う必要なトンネル内空断面の検討資料とするもので、①自然換気方式、②ジェットファン縦流換気方式、③集じん機及び立坑が必要となる換気方式のどれに当たるかを検討するものである。

2-6 坑門工設計

2-6-1 型式検討

型式検討は用地幅杭の検討を含むために、上下線トンネル2本の両坑口の坑門工とし、合計4箇所の検討を行う。

注1. 坑門予定地が地すべり地帯や構造物が接近している場合等、複雑な外的条件である場合には現地状況や設計条件等を記載する。

注2. II期線トンネル設計の場合はトンネル1本で2箇所を対象とする。

2-6-2 一般図作成

一般図作成は、トンネル1坑口1箇所とし、合計4箇所の一般図を作成するものとする。

2-7 透視図作成

透視図作成は、共通仕様書5-5-7透視図・鳥かん図作成を適用し作成するものとする。

構造物名	サイズ	着色図数	素図数	備考

2-8 フォトモンタージュ作成

フォトモンタージュ作成は、○○トンネル坑口周辺の景観と構造物の調和等について検討するもので、鳥瞰図的な視点から背景の写真を撮影し、完成イメージの合成写真を作成するものである。○枚の素図を作成し、その中から○案についてフォトモンタージュを作成するものである。この費用には現地踏査における現地撮影を含むものとする。なお、現地撮影が困難で適当な写真が得られず、監督員の指示で空中写真に変更する場合は、別途協議するものとする。

図面のサイズと提出する成果品

対象箇所	種別	サイズ	単位	数量	備考
○○トンネル ○○坑口	素図	○○	枚	○	
	フォトモンタージュ作成（地上写真）	○○	枚	○	
	フォトモンタージュ作成（空中写真）	○○	枚	○	

視点の位置及び縮尺等細部については、監督員の指示によるものとする。

2-9 協議用資料作成

協議用資料作成は、次のとおりとする。

項目	関係機関	内容
協議用資料作成	国交省○○地方整備局	河川協議に必要となる図面及び資料の作成
	○○県○○事務所	交差点協議に必要となる図面及び資料の作成

2-9-1 業務量の目安

協議用資料作成における業務量の目安は下表のとおりとする。

項目	単位	技師B換算	摘要
協議用資料作成	式	○人・日	

注1. 仕様書に定めのない定形外業務についてはプロポーザル方式を基本とするが、軽微な業務等で参考業務歩掛りを採用している場合には、業務量の目安を記載する。

2-10 設計打合せ

設計打合せは下記とおり行うものとする。

- (1) 業務着手時及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこと。
- (2) 打合せ場所は、○○事務所及び△△支社で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従わなければならない。（注1）
- (3) 打合せの回数は、監督員が行う関係機関協議への同席、完了検査を含め、○回（事務所

○回、支社○回、協議○回) とし、標準編成は下表のとおりとし、編成変更に伴う単価の変更は行わない。 (注2)

- (4) 打合せの検測数量は一式とし、打合せ回数の増減に伴う費用の変更は行わないものとする。ただし、業務の大幅な変更が生じた時や監督員の都合により行政協議等に立会わせた場合は、別途、監督員と協議するものとする。

種 別	打合せ 回数	編成 (1回当たり)			
		主任技師	技師A	技師B	
当 初	1	1	1		
中 間	○	○		○	
検 査	○	○		○	(注3)
最 終	1	1	1		
履行確認打合せ	1	1		1	(注4)

注 1. ○○事務所又は○○支社等具体な打合せ場所を記載すること

注 2. 技術的難易度の高い協議への受注者の同行を求める場合、関係機関との協議とあわせ中間打合せに計上し記載すること

注 3. 部分使用検査、一部完了検査（部分引渡し時の検査）がある場合は、記載すること

注 4. 履行確認打合せがある場合は記載すること

第2章 業務細部に関する事項 【附帯工設計の場合】

2-1 業務の概要

本業務は、○○設計の成果品及び設計協議等の資料に基づく附帯工設計である。設計にあたっては、共通仕様書5-5附帯工設計（注2.）を適用する。

注1. ○○設計には、前段設計の概略設計、協議用図面作成A又は協議用図面作成B、幅杭設計等の設計名を記載する。

注2. 本業務に必要な共通仕様書の設計種別を記載する。

2-2 適用すべき諸基準

共通仕様書5-2-1適用すべき諸基準に下記を追加する。

名 称	発行所	発行年月日	備 考

注1. 本業務の履行に必要な諸基準（地方自治体の条例・規定（非売品）、支社又は事務所の統一事項等）を記載する。

2-3 資料の貸与

共通仕様書1-15-1及び5-2-3資料の貸与に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。ただし、履行期間中の調査等業務について、その成果等の貸与予定日は次のとおりである。

貸与資料（注1）	調査等業務名	貸与予定日（注2）	備 考
地形図（1:1,000） 実測縦断図 実測横断図 座標計算図	○○地区路線測量	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内（注）	電子成果品
土質地質調査報告書	○○地区第一次土質調査	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内（注）	電子成果品 STA○○～○○
	××地区第一次土質調査		電子成果品
	△△地区構造物基礎調査 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (土質柱状図の貸与)	STA○○～○○ (××橋基礎調査)
		令和〇年〇月〇日 (土質柱状図の貸与)	STA○○～○○ (△△橋基礎調査)
		令和〇年〇月〇日 (成果品)	電子成果品
実測地形図	○○地区詳細測量 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (詳細平面図の貸与)	STA○○～○○ (××橋詳細測量)
		令和〇年〇月〇日 (詳細平面図の貸与)	STA○○～○○ (△△橋詳細測量)
道路等概略設計成果品	○○自動車道 ○○～○○ 完成図	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内（注）	紙及び電子データ (TIFFデータ)
橋梁高架等の一般図	○○橋橋梁一般図 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (設計成果品の貸与)	
	××橋橋梁一般図	令和〇年〇月〇日	

(履行期間中業務)	(構造一般図の貸与)
-----------	------------

(注) 土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12月29日から翌年1月3日まで、夏期休暇（3日）を除く

注1. 設計種別に応じ共通仕様書5-2-3貸与資料に記載の資料の成果品名を記載する。

設計業務以外（土質地質調査等）の場合は、業務に対応する貸与資料を記載する。

注2. 履行期間中の調査等の業務があり、契約後速やかに成果品が貸与できない場合は、貸与予定日を記載する。

注3. 貸与予定資料が無い場合は、その旨を特記仕様書に明記するとともに、復元設計等の必要性を検討し、必要な作業日数について工期設定に反映させる。

2-4 附帯工設計

2-4-1 設計条件

設計条件は、次のとおりとする。（注1）

（1）本線

- 1) 道路規格：第〇種第〇級
- 2) 設計速度： $V = \text{○○km/h}$
- 3) 車線数：完成〇車線、暫定〇車線

（2）連絡施設（休憩施設）

- 1) ランプ規格：△△

（3）附帯工

注1. 当該設計に関連する設計条件を記載する。

2-5 溝渠工

（1）溝渠工の設計種別等は、次のとおりとする。

設計種別	設計区分	単位	数量	内空断面(m)	斜角	断面形状	位置	備考
ボックスカルバート	△	基		○○×○○		一連一層	STA○○	ウイング無し
アーチカルバート	△	基		○○×○○			STA○○	ウイング片側
プレキャストアーチカルバート	—	基		○○×○○			STA○○	—
パイプカルバート	—	基		○○×○○			STA○○	—

注1. ボックスカルバート等の設計区分△には下記の設計区分より記載する。

注2. 断面形状は、一連一層等を記載する。

注3. 本業務の履行に必要な設計種別を記載する。

注4. ウイング設計の有無について備考欄に記載する。

（2）設計区分

設計区分	内 容
A	標準図集が使用できない
B	標準図集が準用できる

C	標準図集が使用できる
D	プレキャスト製品を使用するもの

2-6 擁壁工設計

擁壁工の設計とは、共通仕様書5-5-2の規定に従い、次に示す箇所について行うものとする。なお、設計の過程で他の工法が有利となる場合は、工法を変更することがあるので、受注者は監督員の指示に従うものとする。

(1) ○○擁壁の場合 (U型擁壁以外)

番号	位置	擁壁種別	延長等 (m)	設計区分	同一設計 区分	断面 数	備考
1	STA. ○○+○○ ～ STA. ○○+○○	補強土壁	150.0	詳細設計	A	1	基本断面
				詳細設計	A	2	基本断面以外
2	STA. ○○+○○ ～ STA. ○○+○○	逆T式擁壁	45.0	概略一般 図作成後 の詳細設 計	A	1	基本断面
3	STA. ○○+○○ ～ STA. ○○+○○	逆T式擁壁	40.0	詳細設計	B	1	設計計算無 し
4	STA. ○○+○○ ～ STA. ○○+○○	逆T式擁壁	15.0	詳細設計	A	1	基本断面

(2) U型擁壁

番号	位置	延長等 (m)	設計区分	類似 構造 物 区分	擁壁形状		断面 数	備考
					高さ	張出 部		
1	STA. ○○+○○ ～ STA. ○○+○○	40.0	詳細設計	A	同高	有	1	基本断面
2	STA. ○○+○○ ～ STA. ○○+○○	40.0	詳細設計	A	異なる	無	1	基本断面

2-7 付替・取付道水路設計

付替・取付道水路設計の対象と設計区分は、次のとおりとする。

位置	単位	数量	幅員 (m)	備考 (設計区分)
STA○○付近	箇所			付替・取付道路 (簡単なもの)

STA○○付近	箇所			付替・取付道路（延長50mまで）
STA○○付近	箇所			付替・取付道路（延長50m～100m）
STA○○付近	箇所			付替・取付道路（延長100m～200m）
STA○○付近	Km			付替・取付道路（延長200m以上）
STA○○付近	箇所			付替・取付水路（簡単なもの）
STA○○付近	箇所			付替・取付水路（延長50mまで）
STA○○付近	箇所			付替・取付水路（延長50m～100m）
STA○○付近	箇所			付替・取付水路（延長100m～200m）
STA○○付近	Km			付替・取付道路（延長200m以上）
STA○○付近	Km			付替・取付道水路（併設・延長200m以上）別添図

注1. 本業務の履行に必要な場合の設計区分を記載する。

注2. 履行区間を記載した1/2,000平面図を添付し、その図面名称を備考欄に記載する。

2-8 詳細図作成

詳細図作成の対象は、次のとおりとする。

詳細図作成の設計区分は、次のとおりとする。

設計区分	単位	数量	主な詳細図の内容	備 考
用排水工詳細図作成	枚		有鉄構造物の用排水工	
のり面保護工詳細図作成	枚		コンクリートブロック積工	

2-9 工事用道路設計

工事用道路設計の設計対象と設計区分は、次のとおりとする。

名 称	单 位	数 量	設計区分	内 容	備 考
○○工事用道路	km		工事用道路設計A	改 良	別添図○○
○○工事用道路	km		工事用道路設計B	拡 幅	別添図○○
○○工事用道路	km		工事用道路設計C	新 設	別添図○○

注1. 本業務の履行に必要な場合の設計区分（A, B, C）を記載する。

注2. 本業務の設計内容（改良、拡幅、新設）を記載する。

注3. 履行区間を記載した1/2,000平面図を添付し、その図面名称を備考欄に記載する。

2-10 土取場・土捨場設計

土取場・土捨場設計の設計区分、設計延長及び面積は、次のとおりとする。

設計区分	設計延長	備 考
設計計画	○. ○万m ²	
平面設計	○. ○k m	
縦断設計	○. ○k m	
横断設計	○. ○k m	

数量計算

○. ○km

注1. 本業務の履行に必要な設計区分を記載する。

2-1-1 透視図・鳥かん図作成

透視図作成は、共通仕様書5-5-7透視図・鳥かん図作成を適用し作成するものとする。

構造物名	サイズ	着色図数	素図数	備考

2-1-2 座標計算

座標計算は、共通仕様書5-5-8の規定に従って計算し報告書を作成する。

2-1-3 設計打合せ

設計打合せは下記とおり行うものとする。

- (1) 業務着手時及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこと。
- (2) 打合せ場所は、○○事務所及び△△支社で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従わなければならない。(注1)
- (3) 打合せの回数は、監督員が行う関係機関協議への同席、完了検査を含め、○回（事務所○回、支社○回、協議○回）とし、標準編成は下表のとおりとし、編成変更に伴う単価の変更は行わない。(注2)
- (4) 打合せの検測数量は一式とし、打合せ回数の増減に伴う費用の変更は行わないものとする。ただし、業務の大幅な変更が生じた時や監督員の都合により行政協議等に立会わせた場合は、別途、監督員と協議するものとする。

種別	打合せ回数	編成（1回当たり）			
		主任技師	技師A	技師B	
当初	1	1	1		
中間	○	○		○	
検査	○	○		○	(注3)
最終	1	1	1		
履行確認打合せ	1	1		1	(注4)

注1. ○○事務所又は○○支社等具体な打合せ場所を記載する。

注2. 技術的難易度の高い協議への受注者の同行を求める場合、関係機関との協議とあわせ記載

注3. 部分使用検査、一部完了検査（部分引渡し時の検査）がある場合は、適宜中間打合せの編成及び回数を考慮すること

注4. 履行確認打合せがある場合は記載すること

第2章 業務細部に関する事項 【耐震補強設計の場合】

2-1 業務の概要

本業務は、「設計要領第二集 橋梁保全編」及び本仕様書1-3に示す諸基準に基づき、別に貸与する既存資料の設計条件を整理すると共に、当該地点の地形、地質等の条件において、既設橋梁の耐震性能の改正による耐震性の確認を行い、その成果に基づき、施工性、経済性の観点から完成形の耐震性能に対する耐震補強対策検討を行い、当該橋梁の耐震補強方法の選定及び詳細設計を行うものである。設計にあっては、共通仕様書7-3維持修繕設計、5-7-4詳細設計、5-5附帯工設計（注.）の項目を適用する。

注. 本業務に必要な共通仕様書の設計種別を記載する。

2-2 耐震性能

本業務に適用する道路橋示方書及び設計で要求する耐震性能を以下に示す。

橋梁名	現行	設計	備考
○○橋（完成形）	道路橋示方書 平成〇年	道路橋示方書 平成〇年	既設橋の耐震性能 2(a)
△△橋（完成形）	道路橋示方書 平成〇年	道路橋示方書 平成〇年	既設橋の耐震性能 2(a)

なお、本業務において段階施工を考慮する場合は、別途設計に要する費用について監督員と協議し定めるものとする。

2-3 資料の貸与

共通仕様書1-1 5-1及び5-2-3資料の貸与に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。ただし、履行期間中の調査等業務について、その成果等の貸与予定日は次のとおりである。

貸与資料（注1）	内 容	貸与予定日（注2）	備考
工事完成図	○○橋の工事完成図	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内（注）	
耐震補強工事成果品（○○橋）	○○橋の耐震補強工事成果品（令和〇年）	令和〇年〇月〇日	
新規建設工事成果品（○○橋）	○○橋の新規建設工事の成果品（昭和〇年）	令和〇年〇月〇日	
耐震補強設計成果品（○○橋）	○○橋の設計成果品（平成〇年）	令和〇年〇月〇日	
建設時設計成果品（○○橋）	○○橋の設計成果品（昭和〇年）	令和〇年〇月〇日	

（注）土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12月29日から翌年1月3日まで、夏期休暇（3日））を除く

注1. 設計種別に応じ共通仕様書5-2-3貸与資料に記載の資料の成果品名を記載する。

注2. 履行期間中の調査等の業務があり、契約後速やかに成果品が貸与できない場合は、貸与予定日を記載する。

注3. 貸与予定資料が無い場合は、その旨を特記仕様書に明記するとともに、復元設計等の必要性を検討し、必要な作業日数について工期設定に反映させる。

2-4 設計構造物の内容

本業務における、既設構造物の形式等の内容は、下表のとおりである。

表中における類似区分とは、詳細設計における共通仕様書 5-7-6 類似構造物の取扱いによる設計区分を示す。

橋梁名	車線 の区 分	上部工		下部工			類似 区分	基礎工	備考
		構造形式	No	支承 条件	高さ (m)	構造形式		構造形式	
○○橋	上り線	PC 2 径間連続 2 主版桁橋 $L = \text{○○. ○m}$	A1 P1 A2	可動 ヒンジ 固定	7.5 9.5 4.5	逆T式橋台 柱(壁)式橋脚 逆T式橋台	A A A	直接基礎 既製べい 〃	道との 交差あり
△△橋	上り線	PC 3 径間連続 2 主版桁橋 $L = \text{○○. ○m}$	A1 P1 P2 A2	可動 ヒンジ ヒンジ 固定	7.5 10.5 10.5 7.5	逆T式橋台 柱(壁)式橋脚 〃 逆T式橋台	A A D D	場所打ぐい 〃 〃 〃	道との 交差あり

2-5 現地踏査

現地踏査は、耐震補強設計に必要な現地状況を把握するものであり、特に既設橋梁・高架の横過する道路、鉄道及び河川等の状況及び近接構造物に留意しなければならない。なお、監督員から貸与する資料と現地状況に相違がある場合は、速やかに監督員に報告するものとする。

現地踏査の検測数量は、一式とする。

2-6 設計計画

設計計画は、設計図書及び監督員の指示に従って、既設橋梁・高架の耐震性能確認に必要な資料を収集、整理し、確認作業の計画を行うものをいう。

設計計画は、関連する単価項目に含まれるものとし、別途計上しない。

2-7 既設橋梁動的解析

既設橋梁動的解析は、既設橋梁の動的耐震診断を行うものであり、既設橋梁の耐震性能の確認について「設計要領第二集 橋梁保全編」を適用し、既設橋梁・高架全体としてレベル2 地震動における動的解析により行うものとする。

既設橋梁動的解析の検測数量は、1連とする。

2-8 橋脚耐震補強設計

橋脚耐震補強設計とは、次に示す橋脚について、共通仕様書 5-2-1 「適用すべき諸基準」に従い耐震基準に対する照査または耐震基準を満足する補強方法等による細部構造の設計等、施工に必要な全ての設計をいう。耐震補強設計が対象となっている橋脚においては支承部アンカ一部の照査は含まれている。支承部アンカ一部の補強及び、耐震補強設計の対象が外れた橋脚の支承部アンカーの照査は、設計変更の対象となる。

対象構造物			数量	斜角	非対称形	類似構造物 による補正	備 考
○○橋	上り線	P1	1	90°	対称	A	
△△橋	上り線	P1	1	90°	対称	A	
		P2	1	90°	対称	D	

2-9 維持修繕設計

2-9-1 設計内容

共通仕様書7-3-3 設計内容に示す維持修繕設計の内容は、下表のとおりである。

対象構造物		数量	設計内容	設計区分	同一種類の適用	備考
○○橋	上り線	A1	1箇所	落橋防止構造	詳細設計	基本
			1箇所	支承取替	〃	〃
		P1	1箇所	落橋防止構造	詳細設計	基本
			1箇所	支承取替	〃	〃
		A2	1箇所	落橋防止構造	詳細設計	基本適用
			1箇所	支承取替	〃	〃
△△橋	上り線	A1	1箇所	落橋防止構造	詳細設計	基本
			1箇所	支承取替	〃	〃
		P1	1箇所	落橋防止構造	詳細設計	基本
			1箇所	支承取替	〃	〃
		P2	1箇所	落橋防止構造	詳細設計	基本準用
			1箇所	支承取替	〃	〃
		A2	1箇所	落橋防止構造	詳細設計	基本準用
			1箇所	支承取替	〃	〃

なお、上表に示す同一種類の適用について詳細設計に基づき変更を要する場合は、監督員と協議し定めるものとする。

注1. 上表は、耐震補強詳細検討の選定結果に基づく詳細設計に該当する記載（例）を示す。

注2. 同時に複数の橋梁を設計する場合で、構造形式、幅員、構造寸法、配筋及び地盤条件等、全てが同一の橋梁で、落橋防止構造の設計を実施する必要が無いと判断される橋梁は記載しないものとする。（例：同一橋梁の上下線を同一業務で設計する場合など。）

2-10 耐震補強動的解析

耐震補強動的解析は、補強後の動的耐震診断を行うものであり、耐震補強構造物の耐震性能の確認について「設計要領第二集 橋梁保全編」を適用し、既設橋梁・高架全体系として【レベル1及びレベル2地震動（制震時）or レベル2地震動（免震時）】における動的解析により行うものとする。

耐震補強動的解析の検測数量は、1連とする。

2-11 施工計画

施工計画とは、耐震補強設計に基づき施工するにあたり必要となる施工計画の検討を行うもの。

施工計画の検測数量は、施工計画を行った橋梁数（橋）とする。

対象橋梁	地形条件による区分	備考
------	-----------	----

○○橋	平地部	
△△橋	山地部	

注. 地検条件による区分は、各橋梁の地形条件に基づき定めるものとする。なお、仮桟橋、迂回道水路等で、工事契約に必要な設計または図面の作成が必要な作業は、別途共通仕様書5-5附帯工設計、5-7構造物設計に基づき別途計上するものとする。

2-1-2 仮設構造物設計

仮設構造物設計とは、耐震補強工事の施工に要する土留工、締切工、工事用道路、仮桟橋及び特殊作業台の設計で設計位置、内容は下表のとおりである。

なお、現地踏査、施工計画及び関係機関との協議の結果、設計種類及び箇所数等の変更を要す場合は、設計に要する費用について監督員と協議し定めるものとする。

仮設構造物の種類	箇 所		単位	設計の内容等
土留工(深さ8m未満)	△△橋	P1、P2(上り線)	箇所	設計計算、図面作成、数量計算
工事用道路 (仮迂回路)	○○橋	市道○○線	m	図面作成、数量計算
	△△橋	市道△▽線	m	
仮桟橋	○○橋	工事用道路	断面	設計計算、図面作成、数量計算
	△△橋	工事用道路	断面	
特殊作業台	△△橋	P1、P2(上り線)	箇所	設計計算、図面作成、数量計算

(1) 仮桟橋

仮桟橋とは、○○川及び△▽川に架設する桟橋で、設計は上・下部工を行うものとし、設計条件等は下表のとおりである。

項 目	○○橋仮桟橋	△△橋仮桟橋	備 考
橋 長	○○m	△▽m	
幅 員	○○m	△▽m	
設計荷重	○活荷重	○活荷重	

注. 仮設構造物の設計が必要な場合に記載する(例: 上記以外に締切工(一重or二重)、特殊作業構台等)ものとし、その記載方法は関連項目を参照のこと。

2-1-3 設計打合せ

設計打合せは下記とおり行うものとする。

- (1) 業務着手時及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこと。
- (2) 打合せ場所は、○○事務所及び△△支社で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従わなければならない。(注1)
- (3) 打合せの回数は、監督員が行う関係機関協議への同席、完了検査を含め、○回(事務所○回、支社○回、協議○回)とし、標準編成は下表のとおりとし、編成変更に伴う単価の変更は行わない。(注2)
- (4) 打合せの検測数量は一式とし、打合せ回数の増減に伴う費用の変更は行わないものとする。ただし、業務の大幅な変更が生じた時や監督員の都合により行政協議等に立会

わせた場合は、別途、監督員と協議するものとする。

種 別	打合せ 回数	編成（1回当たり）			
		主任技師	技師A	技師B	
当 初	1	1	1		
中 間	○	○		○	
検 査	○	○		○	(注3)
最 終	1	1	1		
履行確認打合せ	1	1		1	(注4)

注1. ○○事務所又は○○支社等具体な打合せ場所を記載すること

注2. 技術的難易度の高い協議への受注者の同行を求める場合、関係機関との協議とあわせ中間打合せに計上し記載すること

注3. 部分使用検査、一部完了検査（部分引渡し時の検査）がある場合は、記載すること

注4. 履行確認打合せがある場合は記載すること

2-1-4 直接経費

電算機使用料には、耐震補強動的解析を含むものとする。

2-1-5 成果品

成果品は、次のとおりとする。

（1）成果品一覧表

設計種別	成果品項目	出力時の縮尺 (分の1)	出力用 紙の大 きさ	尺度	提出部数	摘要
詳 細 設 計	橋梁位置図	50,000～ 125,000	A3	原寸	1	
	一般図	500、1,250	A3		1	
	共通仕様書 5-7-4(4)による図 面	共通仕様書 5-7-7 詳細設計 による	A3		1	
	設計計算書	—	A4		2	製本
	材料計算書	—	A4		2	製本
	計画概要書	—	A4		2	製本
	(施工計画書)	—	A4		2	製本

第2章 業務細部に関する事項 【工事発注用図面作成の場合】

2-1 業務の概要

本業務は、○○設計の成果品に基づく工事用発注図面を作成する業務である。工事用発注図面作成にあたっては、共通仕様書5-11工事用発注図面作成、共通仕様書5-5附帯工設計（注1）を適用する。

注1. 本業務に必要な共通仕様書の設計種別を記載する。

注2. 土量配分を行う場合は詳細に記載すること。

2-2 適用すべき諸基準

共通仕様書5-2-1適用すべき諸基準に下記を追加する。

名 称	発行所	発行年月日	備 考

注1. 本業務の履行に必要な諸基準（地方自治体の条例・規定（非売品）、支社又は事務所の統一事項等）を記載する。

2-3 資料の貸与

共通仕様書1-15-1及び5-2-3資料の貸与に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。ただし、履行期間中の調査等業務について、その成果等の貸与予定日は次のとおりである。

貸与資料（注1）	調査等業務名	貸与予定日（注2）	備 考
道路詳細設計成果品	○○自動車道 ○○～○○間道路詳細設計	契約締結決定通知日の翌日より5営業日以内（注）	電子データ
橋梁高架等の基本詳細設計	○○橋橋梁一般図 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (設計成果品の貸与)	電子データ
	××橋橋梁一般図 (履行期間中業務)	令和〇年〇月〇日 (構造一般図の貸与)	電子データ

（注）土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12月29日から翌年1月3日まで、夏期休暇（3日））を除く

注1. 設計種別に応じ共通仕様書5-2-3貸与資料に記載の資料の成果品名を記載する。

設計業務以外（土質地質調査等）の場合は、業務に対応する貸与資料を記載する。

注2. 履行期間中の調査等の業務があり、契約後速やかに成果品が貸与できない場合は、貸与予定日を記載する。

注3. 貸与予定資料が無い場合は、その旨を特記仕様書に明記するとともに、復元設計等の必要性を検討し、必要な作業日数について工期設定に反映させる。

2-4 設計条件

設計条件は、次のとおりとする。（注1）

（1）本線

- 1) 道路規格：第〇種第〇級
 - 2) 設計速度： $V = \text{〇〇km/h}$
 - 3) 車線数：完成〇車線、暫定〇車線
- (2) 連絡施設（休憩施設）
- 1) ランプ規格：△△
- (3) 附帯工

注1. 当該設計に関連する設計条件を記載する。

2-5 工事発注用図面作成

工事発注用図面作成とは、共通仕様書5-11の規定に従って作成するものをいい、図面の区分、成果品の項目及び図面の修正率は、下表のとおりとする。

内訳書の項目	図面の区分	図面の修正率	図面の内容	枚数	設計計算	数量計算
図面修正A 1	比較的複雑な図面	10%	平面図	〇枚	レ	レ
			平面図	〇枚	-	-
			用排水系統図	〇枚	-	レ
			構造図（上部構造）	〇枚	レ	レ
図面修正B 2	比較的簡易な図面	30%	縦断図	〇枚	-	-
			横断図	〇枚	-	レ
			本体工配筋図	〇枚	レ	レ

注1) 図面の修正率については、全体面積に対する図面修正面積の率が適当でないと判断される場合、別途監督員と協議し修正率について定めるものとする。

2-6 設計打合せ

設計打合せは下記とおり行うものとする。

- (1) 業務着手時及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこと。
- (2) 打合せ場所は、〇〇事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従わなければならない。**(注1)**
- (3) 打合せの回数は、完了検査を含め、〇〇回とし、標準編成は下表のとおりとし、編成変更に伴う単価の変更は行わない。
- (4) 打合せの検測数量は一式とし、打合せ回数の増減に伴う費用の変更は行わないものとする。ただし、業務の大幅な変更が生じた時や監督員の都合により行政協議等に立会わせた場合は、別途、監督員と協議するものとする。

種 別	打合せ 回数	編成（1回当たり）			
		主任技師	技師A	技師B	
当 初	1	1	1		
中 間	〇	〇		〇	
検 查	〇	〇		〇	(注2)

最 終	1	1	1		
-----	---	---	---	--	--

注1. ○○事務所又は○○支社等具体な打合せ場所を記載すること

注2. 部分使用検査、一部完了検査（部分引渡し時の検査）がある場合は、記載すること

調査等請負契約における
設計変更ガイドライン
(別冊)

令和6年7月

西日本高速道路株式会社

調査等業務の基本事項

- NEXCOの事業は、高速道路や一般有料道路の建設及び管理に著しい展開をみせ、加えて社会情勢の変化に伴って公正さの確保とコスト縮減の要請のもと、品質の確保、新技術の導入、環境対策、地域産業の育成等とその業務内容の多様化が目立っている。
- 一方、これら多岐にわたる業務量に対処するために合理的かつ効率的な建設及び維持管理を行う必要がある。このため、調査等業務の施行に当っては、下記の事項に十分に留意し、業務を進めることが大切である。

① 調査等においては、常に現地の状況を十分に確認する。

地形・地質・気象などの自然条件と道路・鉄道・集落・建造物・文化財などの社会及び公共的条件十分に観察し、現地を確認することによって、資料及び成果品を正確に判断することが必要である。

道路、河川、農林、宅地造成事業等については、関係諸計画を把握して関係機関との調整により、工事の手待ち、手戻り等をもたらさないよう留意する。また、埋蔵文化財については、教育委員会に対し、遺跡の重要性及び発掘面積を十分把握するため事前の現地踏査及び必要な場合における試掘調査を要請するものとする。

② 目的に合致した調査等を行う。

調査等の目的に十分合致した計画を立て、調査等の内容に応じて合理的・経済的で、かつ、迅速な調査等を行うことが必要である。

そのためには、調査等の途中においても得られた資料を常に検討し、必要に応じて調査方法の変更を行い、無駄を省くことを考慮しなければならない。また、各路線の特性を考慮したうえで設計することが重要であり、その構造は、地域、地形に適合したもので構造的にも無理がないものとしなければならない。

③ 生活環境及び自然環境の保全を配慮した設計を行う。

路線計画は勿論のこと、道路の構造、施設の設計に当っては、騒音、振動、大気汚染、日照阻害、汚水等に対する対策工をも配慮して設計するとともに沿線の自然環境の保全を図ることが重要である。

④ 維持管理に配慮した設計を行う。

道路を常々良好な状態に保守するためには、日常の点検補修作業等がやり易い構造になっていることが必要である。また、道路の災害予防のため道路巡回が能率的で安全に実施できるような施設を設けるなど、建設時に維持管理をも考慮した構造とすべきである。

『日本道路公団時代の『調査等施行取扱要領』に整備された調査等業務の意義』

◆ 「設計実施上の確認事項（設計図書の点検項目）」

調査等請負契約における設計変更ガイドラインの『9. 設計図書の点検について』において、受注者が実施する設計図書の点検項目を次の通り規定する。

「設計実施上の確認事項（設計図書の点検項目）」は、日本道路公団時代の『調査等施行取扱要領』に整備されたもので、各種業務の履行に際して必要な成果品を得るために設定したものであり、業務毎の設計条件等の整備、確認を行う項目及び内容を明示したものである。

本確認事項には、設計図書の点検項目と設計上の照査項目が含まれており、点検項目については発注者が設計図書及び関連報告書・協議記録等により提示すべきものであり、受注者は業務の着手にあたり本確認事項より業務に必要なすべての事項を選定し、当初打合せにおいて受発注者は全ての事項を明確にしなければならない。

本確認事項のうち、受発注者が業務の実施に先立って明確にする項目を、本ガイドラインにおける設計図書の点検項目として位置図ける。

また、設計上の照査項目は、業務の進捗に応じて実施する検討への諸配慮や作成する図面表示の是非など、最終成果へ繋げる業務ステップ毎の照査項目でもあり、適切に活用することにより、より良い業務成果の取得に努めるものとする。

なお、必ずしも全ての業務に対して整理されているわけではないので、他の業務については、関連する内容に準じた点検を行うことに努められたい。

◆ 「設計実施上の留意事項」

「設計実施上の留意事項」も、『調査等施行取扱要領』に整備されたもので、業務の履行時における細部の留意点等を明示したものであり、設計実施上の確認事項とともに、業務の参考として大いに活用すべき内容であることから、業務参考資料と位置図ることとする。

当該留意事項については、受発注者共に参考にすることにより、より良い業務成果の取得に努めるものとする。

◆ 「継続業務又は工事受注者への補足事項の記載」

報告書の作成にあたって、設計図書等によるほか、将来の安全や維持管理の観点から、道路計画・設計・維持管理など（当該業務以降に実施される業務及び工事）に配慮すべき事項について整理し、設計条件及び当該業務以降に実施される業務及び工事等への引継ぎとして必要な情報、技術的課題等も明確にし、取りまとめるものとする。

◆各種設計における設計実施上の確認事項（設計図書の点検項目）

➤ 受注者は、道路概略設計に必要な成果品を得るために下記事項について、当該設計条件等の整備、確認を行うものとする。

項目	主な内容（共通事項）
(1) 設計条件	1. 道路規格 2. 設計速度 3. 計画交通量 4. 横断構成 5. 気象条件及び環境条件 6. 適用すべき諸基準 7. 関連する他設計との整合 8. 指示事項の整理と指示書の内容 9. 関係機関との協議
(2) 幾何構造 線形条件	1. 平面・縦断の設計値 2. 幾何構造の使用値 3. 横断構成（標準幅員、積雪寒冷地路肩幅員等）
(3) 現地踏査	1. 地形、地質、土地利用状況等の現地状況 2. 鉄道、道路、河川、送電線等の交差状況と橋梁、トンネルの位置関係 3. 沿道の環境状況（日照、騒音、振動等）
(4) 平面図作成	1. 平面線形要素の主要点表示の適正性 2. 平面、縦断、横断との組合せによる設計成果の図面表示の適正性 3. 橋梁、トンネル等の名称、延長及び土工部との取り合いの整合性等の表示は適切か 4. 暫定2車線施工の施工車線表示の適正性 5. 付加車線、追越車線及び連絡等施設区間における4車線から2車線への平面位置並びにすり付け位置等の表示の適正性 6. 積雪寒冷地において管理施設等の配置表示の適正性 7. のり勾配及び形状の平面展開は、完成形か暫定形を確認し表示は適正か
(5) 縦断設計	1. 地盤高は航測地形図より展開表示は適正か 2. 計画高表示の適正性 3. 横断勾配の変化位置と数値表示は適切か 4. 橋梁・トンネル等の主要構造物の表示と旗揚げの適正性 5. 線形要素の記入・表示の適正性 6. 最急片勾配及び片勾配のすり付け並びに表示方法の適正性
(6) 標準横断図 作成	1. 作成する横断位置選定の適正性 2. 断面構成及び数値表示の適正性
(7) 横断図作成	1. 横断構成要素とその値の適正性 2. 特殊部の位置及び横断構成要素とその数値の適正性 3. 地盤線は航測地形図よりの展開表示は適正か 4. 暫定施工における施工車線部の表示とのり面勾配及びのり面形状の表示の適正性 5. 土工部、橋梁部、トンネル部との取り合いが取れているかの確認 6. 片勾配のすり付け及び合成勾配の表示の適正性 7. 切土部保護路肩の表示の適正性

O P	(8)用排水設計	1. 降雨確率年及び確率強度の取り方は適切か 2. 降雨強度の取り方は適切か 3. 流出係数と流量計算の適正性 4. 流末水路等の流域確認 5. 流末水路の断面等の問題の有無 6. 用水計画の確認は 7. 計画する水路断面の適正性 8. 図面の旗揚げ表示の適正性
	(9)橋梁一般図作成等	1. 上、下部工の形式選定の適正性 2. 上、下部工の形式・延長表示の適正性 3. 交差鉄道、道路、河川、高圧送電線等の交差条件の確保の適正性
	(10)付替・取付道水路	1. 航測平面図より読み取る地盤高の適正性 2. 平面図に概算建設費を算出するに必要な付帯工等（擁壁、水路、側溝等）表示の適正性
	(11)1/5,000平面図作成	1. 1/1,000平面図からの展開による作成は特記仕様書の記載どおりに表示されているか

項目	主な内容（概略設計A）
(1)設計計画	1. 予備設計及び都計外路線（アセメント調査までの路線）の平面線形要素確認は 2. 平面線形のコントロールポイントの確認は 3. 縦断線形のコントロールポイントとなる交差構造物のクリアランスの確認は。暫定2車線施工時も確保されているか。
(2)平面・縦断設計	1. 平面線形において緩和曲線の省略は適切か 2. 平面線形と縦断線形との組合せ条件の確認は 3. 付加車線区間及び連絡等施設区間における4車線から2車線へのすり付け区間の平面・縦断設計は適正か 4. 他区間（既供用区間又は延伸計画区間）の考慮は 5. 平面・縦断線形は切盛土量のバランス考慮か

項目	主な内容（概略設計B・C）
(1)設計計画	1. 都計平面線形と縦断線形との組合せ条件を確認した適切な線形か 2. コントロールポイントとなる交差構造物のクリアランスの確認は。暫定2車線施工時も確保されているか。
(2)縦断設計	1. 付加車線区間及び連絡等施設区間における4車線から2車線へのすり付け区間の平面・縦断設計は適正か 2. 他区間（既供用区間又は延伸計画区間）の考慮は 3. 縦断線形は切盛土量のバランス考慮か

項目	主な内容（概略設計C）
(1)設計計画	1. 都計道路中心線平面線形の縮尺転換に問題はなかったか、問題点の対応の確認は 2. 都計平面線形と縦断線形との組合せ条件を確認し適切な線形か

	3. コントロールポイントとなる交差構造物のクリアランスの確認は、暫定2車線施工時も確保されているか。
(2) 縦断設計	1. 付加車線区間及び連絡等施設区間における4車線から2車線へのすり付け区間の縦断設計は適正か 2. 他区間（既供用区間又は延伸計画区間）の考慮は 3. 縦断線形は切盛土量のバランス考慮か

項目	主な内容（連絡等施設概略設計）
(1) 設計計画	1. 都計ランプ中心線平面線形の縮尺転換は、地形図作成の経時変化及び縮尺による精度誤差があり、縮尺転換に問題はなかったか、問題点の対応の確認は 2. 道路中心線の平面・縦断線形要素とランプ中心線の線形要素の組合せに問題はなかったか、問題点の対応の確認は
(2) 平面縦断設計	1. 始終点及びノーズ点における離れの取り方等は適切か（離れの取り方、引出高及び引出勾配の決め方を確認する） 2. 最少ノーズ間距離は満足か 3. S A・P Aのランプ最少延長（L=60m）の確保の確認は 4. B区間の平面図・縦断線形要素との取り合わせの確認は
(3) 平面図作成	1. 変速車線部の路肩最少幅員のすり付け率は適切か 2. ループ及び本線合流部の視距の確認は 3. 平面Y型IC交差部における交差視距の確認は 4. 料金所の車線数は適切か 5. 休憩施設の駐車容量は適切か 6. B区間との平面取り合わせの確認は
(4) 縦断図作成	1. B区間との縦断取り合わせの確認は
(5) 横断図作成	1. 変速車線部の路肩幅員は適切か 2. 切土部ランプの堆雪余裕幅の確認は 3. B区間との横断構成の取り合わせは適正か

➤ 受注者は、協議用図面作成に必要な成果品を得るため下記事項について、当該設計条件等の整備、確認を行うものとする。

項目	主な内容
(1) 設計条件	1. 道路規格 2. 設計速度 3. 横断構成 4. 適用すべき諸基準 5. 関連する他の設計との整合 6. 関係機関との協議
(2) 幾何構造 線形条件	1. 平面・縦断の設計値 2. 幾何構造の使用値 3. 横断構成
(3) 現地踏査	1. 地形、地質、用排水、土地利用状況等の現地状況の確認 2. 交通状況、道路状況、河川状況の把握
(4) 平面図作成	1. 縦断線形との組合せ条件の確認は

	2. 橋梁、トンネル等の位置及び延長の他設計との整合は 3. 視距確保による拡幅の適正性 4. のり面勾配及び形状の確認は 5. 交差する主要道路及び河川等の名称表示の適正性
(5) 縦断設計	1. 平面線形との組合せ条件の確認は 2. コントロールポイントとなる交差構造物とのクリアランスの確認は 3. 切盛土量バランスの考慮は
(6) 縦断図作成	1. 橋梁等の構造物等の作図と旗揚げの確認は 2. ボーリング柱状図の記載の正確性 3. 線形の変化点及び基本点の表示の正確性 4. 片勾配のすり付け及び表示の適正性
(7) 横断図作成	1. 道路横断構成要素とその値の適正性 2. 片勾配のすり付け及び合成勾配の適正性 3. 切土、盛土の小段高、小段幅及びのり面勾配の適正性 4. 切土部保護路肩の構造の適正性
(8) 用排水設計	1. 既設の関連用排水状況及び将来計画との整合 2. 用排水構造物の断面と流量計算との整合

➢ 受注者は、幅杭設計に必要な成果品を得るために下記事項について、当該設計条件等の整備、確認を行うものとする。

項目	主な内容
(1) 設計条件	1. 道路規格 2. 設計速度 3. 計画交通量 4. 横断構成 5. 気象条件及び環境条件 6. 適用すべき諸基準 7. 関連する他の設計との整合 8. 関係機関との協議
(2) 施工区分	1. 完成施工、暫定施工の区分 2. 暫定施工の施工車線数
(3) 幾何構造 車線条件	1. 平面、縦断の設計値 2. 幾何構造の使用値 3. 横断構成（標準幅員、積雪寒冷地路肩幅員）
(4) 協議関係	1. 道水路等の交差、取付、付替の調整協議の確認は。（特に、設計協議用図面作成後の変更） 2. 地元及び地権者との協議の確認は（特に設計協議用図面作成後の変更） 3. 地下占有企業者との調整の確認は 4. 保安林、林地開発及び埋蔵文化財等との調整の確認は 5. 各県公害防止条例の適用区域及び規制値の確認は 6. 都市計画、土地利用計画との調整の確認は 7. 用地に関する制約の有無
(5) 現地踏査結果	1. 地形、地質、用・排水、土地利用等現地状況の把握は 2. 交通状況、道路状況、河川状況の把握は

	3. 沿道の環境状況（日照、騒音、振動等）の把握は 4. 地下埋設物等の支障物件の状況の把握は
(6) 平面図作成	1. 縦断線形との組合せ条件の確認は 2. 付加車線区間とのすり付け位置及びすり付け方法の確認は また、付加車線区間は追越車線方式か、登坂車線方式か 3. 橋梁、トンネル等の位置及び延長の他設計との整合は

➤ 受注者は、道路詳細設計に必要な成果品を得るため下記事項について、当該設計条件等の整備、確認を行うものとする。

項目	主な内容
(1) 設計条件	1. 道路規格 2. 設計速度 3. 計画交通量 4. 横断構成 5. 気象条件及び環境条件 6. 適用すべき諸基準 7. 関連する他設計との整合 8. 指示事項の整理と指示書の内容 9. 関係機関との協議
(2) 施工区分	1. 完成施工、暫定施工の区分 2. 暫定施工の施工車線
(3) 幾何構造 線形条件	1. 平面・縦断の設計値 2. 幾何構造の使用値 3. 横断構成（標準幅員、積雪寒冷地路肩幅員等）
(4) 協議関係	1. 道水路等の交差、取付、付替の調整協議等の確認は。（特に、設計協議用図面作成後の変更） 2. 地元及び地権者との協議の確認は（特に、設計協議用図面作成後の変更） 3. 地下占有企業者との調整の確認は 4. 保安林、林地開発及び埋蔵文化財等との調整の確認は 5. 各県公害防止条例の適用区域及び規制値の確認は 6. 都市計画、土地利用計画との調整の確認は 7. 用地に関する制約の有無
(5) 現地踏査	1. 地形、地質、用・排水、土地利用等現地状況の把握は 2. 交通状況、道路状況、河川状況の把握は 3. 沿道の環境状況（日照、騒音、振動等）の把握は 4. 地下埋設物等の支障物件の状況の把握は
(6) 平面図作成	1. 縦断線形との組合せ条件の確認は 2. 付加車線区間とのすり付け位置及びすり付け方法の確認は また、付加車線区間は追越車線方式か、登坂車線方式か 3. 暫定施工の施工区分表示の適正性 4. 橋梁、トンネル等の位置及び延長の他設計との整合は また、橋梁等と土工区間の平面すり付けの適正性 5. 連絡等施設における4車線から2車線へのすり付け区間と位置の確認は

	<p>6. 停止視距、追越視距の確保に使用する速度の確認は また、視距の確保による拡幅の適正性</p> <p>7. 積雪寒冷地において、管理施設等設置の必要性は</p> <p>8. のり面勾配及び形状は、完成形又は暫定形の確認は</p> <p>9. 側道等において他機関の施行となる区間の有無 また、その表示の適正性</p> <p>10. 取付付替道路、側道、用排水路等の表示の適正性</p> <p>11. 排水系統との整合性。また、暫定施工時の用排水と完成施工時の用排水系統との整合性。</p> <p>12. 軟弱地盤処理工及び地すべり等の対策工の表示と、他設計で検討した内容との整合は</p> <p>13. 交差する主要道路及び河川等の名称表示の適正性</p>
(7) 縦断設計	<p>1. 平面線形との組合せ条件の確認は</p> <p>2. コントロールポイントとなる交差構造物とのクリアランスの確認は また、暫定2車線施工時において確保されているか</p> <p>3. 完成時、暫定時共に路面排水を考慮した縦断線形の確認は</p> <p>4. 切盛土量バランスの考慮は</p> <p>5. 付加車線区間及び連絡等施設における4車線から2車線へのすり付け区間の縦断計画の適正性</p>
(8) 縦断図作成	<p>1. 橋梁等の構造物等の作図と旗揚げの確認は</p> <p>2. ポーリング柱状図記載の正確性</p> <p>3. 切盛境の路床すり付けが表示の適否</p> <p>4. 線形の変化点等、基本点及び数値表示の正確性</p> <p>5. 片勾配のすり付け及び表示方法の適正性</p>
(9) 横断軸線図作成 (連絡等施設)	<p>1. 横断図の断面ピッチの適切性</p> <p>2. 横断軸線図のマッチラインの適切性</p> <p>3. ループ部等平面曲線の小さい区間での土量計算の適切性</p>
(10) 横断図作成	<p>1. 道路横断構成要素とその値の適正性</p> <p>2. 特殊部の位置及び横断構成要素とその数値の適正性</p> <p>3. 片勾配のすり付け及び合成勾配の適正性</p> <p>4. 切土、盛土の小段高、小段幅、のり勾配の適正性</p> <p>5. 切土部の保護路肩の構造の適正性</p> <p>6. 切土部に設置する側道の小段勾配の適正性</p> <p>7. 排水工の検討から修正（断面、高さ、勾配）の是非</p> <p>8. 平面展開から取付・付替道水路との整合の是非</p> <p>9. 用地幅杭の位置と平面展開との整合は</p> <p>10. 軟弱地盤処理工及び地すべり等の対策工の表示と、他設計で検討した内容との整合は</p> <p>11. 暫定施工における横断図と幅杭設計成果品の横断図との整合は</p> <p>12. 暫定施工における用排水工の表示の適正性</p> <p>13. 他機関施行の表示の適正性</p> <p>14. 土量配分による暫定施工の切土、盛土表示の適正性</p>
(11) 土積図作成 (本線)	<p>1. 土量計算書作成の基礎となる土量変化率、土量の補正方法等の各種要因の、それぞれは適切か</p> <p>2. 縦断図、土量配分図等マカーブを構成する各種要因の、それぞれは適切か</p> <p>3. 機種別経済搬土距離等について、監督員との十分な協議の有無</p>

	4. 堀削土量集計の要因毎の適正性 5. インターチェンジ等平面土工の土量配分は適切か
(12)用排水設計	1. 既設の関連用排水状況及びその将来計画との整合は 2. 用排水系統の計画、流量計算における対象区域の適正性 3. 用排水構造物の断面決定と流量計算との整合は 4. 用排水構造物及び排水系統の平面図、横断図への展開の適正性 5. 排水系統図には、他設計の排水系統も含めて作成されているか 6. 暫定施工時と完成施工時の用排水系統との整合性は 7. 暫定施工時における集水面積の区分と完成施工時の区分の同一性は 8. 暫定施工時の排水構造物は、完成時を考慮した工種選定となっているか

▶ 受注者は、付帯工設計に必要な成果品を得るために下記事項について、当該設計条件等の整備、確認を行うものとする。

項目	主な内容
(1)設計条件	1. 道路規格 2. 設計速度 3. 計画交通量 4. 橫断構成 5. 気象条件及び環境条件 6. 適用すべき諸基準 7. 関連する他設計との整合 8. 関係機関との協議
(2)施工区分	1. 完成施工、暫定施工の区分 2. 暫定施工の施工車線
(3)幾何構造 線形条件	1. 平面・縦断の設計値 2. 幾何構造の使用値 3. 橫断構成（標準幅員、積雪寒冷地路肩幅員等）
(4)協議関係	1. 道水路等の交差、取付、付替の調整協議等の確認は（特に、設計協議用図面作成後の変更） 2. 地元及び地権者との協議の確認は（特に、設計協議用図面作成後の変更） 3. 地下占有企業者との調整の確認は 4. 保安林、林地開発及び埋蔵文化財等との調整の確認は 5. 各県公害防止条例の適用区域及び規制値の確認は 6. 都市計画、土地利用計画との調整の確認は 7. 用地に関する制約の有無 8. 用地幅の過不足はないか
(5)現地踏査	1. 地形、地質、用・排水、土地利用等現地状況の把握は 2. 交通状況、道路状況、河川状況の把握は 3. 沿道の環境状況（日照、騒音、振動等）の把握は 4. 地下埋設物等の支障物件の状況の把握は
(6)計画条件の 確認	1. 土工及びのり面工の計画条件の確認 ①盛土勾配及び切土勾配 ②小段幅及び高さ ③のり面保護工

	<p>④地すべり等の切土部の安定検討</p> <p>⑤切盛土工の安定検討</p> <p>⑥用地幅</p> <p>2. 軟弱地盤の計画条件の確認</p> <p>①軟弱地盤としての検討が必要なケース（規模、区間）</p> <p>②調査解析結果は反映されているか（最大沈下量、限界盛土高等）</p> <p>③軟弱地盤地区の施工工程計画は、先行施工の可能性等を含め考えているか</p> <p>3. 溝渠工の計画条件の確認</p> <p>①溝渠工にした理由（型式、位置）</p> <p>②ボーリング等地質調査資料（必要数）による支持地盤及び杭基礎の必要性</p> <p>③標準設計の適用方法</p> <p>④特に仮設工は必要か</p> <p>⑤所要断面（道路、水路等）の決定根拠</p> <p>⑥土被りの条件</p> <p>⑦土被りによる断面変化</p> <p>⑧適用する設計基準</p> <p>⑨設計計算の条件</p> <p>4.擁壁工の計画条件の確認</p> <p>①擁壁工にした理由（型式、位置）は、用地条件を含めて明確か</p> <p>②ボーリング等地質調査資料（必要数）による支持地盤及び杭基礎の必要性</p> <p>③適用する設計基準</p> <p>④二次製品の適用</p> <p>⑤特に仮設工は必要か</p> <p>⑥全体的なすべりの安定性</p> <p>⑦用地境界までの余裕幅</p> <p>⑧設計計算の条件</p> <p>5.排水工の計画条件の確認</p> <p>①排水系統（用水か排水か）及び断面の調査は明確か</p> <p>②水路管理者と協議状況</p> <p>③移管先に特別な規定及び基準の有無</p> <p>6.小構造物の計画条件の確認</p> <p>①標準設計の適用の是非</p> <p>②二次製品の適用の是非</p> <p>7.舗装の計画条件の確認</p> <p>8.関連道路の計画条件の確認</p> <p>①関連道路の設計基準は明確か（取付、付替、側道等）</p>
--	---

- 受注者は、橋梁一般図作成に必要な成果品を得るため下記事項について、当該設計条件等の整備、確認を行うものとする。

設計段階	項目	主な内容
条件等の打合せ	・設計目的、項目、内容 ・作業計画書	設計目的、主旨 関連事業計画 設計の主な項目、工程 適用基準、構造形式 既設計資料、幾何構造、線形条件 交差条件 地形地盤条件 関係機関との協議
照査①	・現地踏査結果 ・基本的事項の整理確認 ・設計条件整理確認	環境状況（振動、騒音等の配慮） 施工時の注意事項、架設時通行規制条件の確認 環境及び景観検討への配慮 道路規格、幾何構造、線形条件の設定 交差条件の設定 地形条件の設定 地盤条件の設定 橋長、支間割条件の設定 II期線及び将来拡幅計画の有無
照査②	橋梁形式の計画と選定	橋梁計画 橋台設置位置と橋長計画 橋脚設置位置と支間割計画 基礎構造形式検討 下部構造形式の選定 上部構造形式の選定 形式選定 1. 構造特性（安定性、耐震性、走行性） 2. 維持管理（耐久性、管理の難易度） 3. 周辺環境との整合（景観、騒音、振動） 4. 施工性（施工の安全性、難易度、架設時通行規制条件等） 5. 経済性 6. 工事期間
照査③	一般図作成の細部事項 (既存資料をもとに計画した構造物の断面寸法は、既往のデータより推定するものとし設計計算は行わない。 既往データと設計基準・設計事例等から推定に至った考え方を経緯として整理するものとする。)	上部構造 床版形式 桁高、桁間隔の主要寸法の決定経緯 下部構造 使用材料（コンクリート、鋼材等） 形状計画（壁式、2柱式等） 形状寸法の決定経緯 基礎構造 基礎形式 杭本数等の形状寸法の決定経緯

	数量算出及び概算工事費 算出	数量算出項目 数量算出手法 使用単価

➤ 受注者は、橋梁計画設計に必要な成果品を得るため下記事項について、当該設計条件等の整備、確認を行うものとする。

設計段階	項目	主な内容
設計条件の打合せ	・設計目的、項目、内容 ・作業計画書	設計目的、主旨 関連事業計画 設計の主な項目、工程 適用基準、構造形式 既設計資料、幾何構造、線形条件 交差条件 地形地盤条件 関係機関との協議
照査①	・現地踏査結果 ・基本的事項の整理確認 ・設計条件整理確認	環境状況（振動、騒音等の配慮） 支障物件の状況 施工時の注意事項 架設時通行規制条件の確認 沿道状況 関連する設計との整合 環境及び景観検討への配慮 道路規格、幾何構造、線形条件の設定 交差条件の設定 地形条件の設定 地盤条件の設定 耐震設計手法 使用材料 橋長、支間割条件の設定 荷重条件の設定 特殊荷重の有無 使用すべき設計基準 Ⅱ期線及び将来拡幅計画の有無
照査②	橋梁形式の計画と選定	橋梁計画 橋台設置位置と橋長計画 橋脚設置位置と支間割計画 基礎構造形式検討 下部構造形式の選定 上部構造形式の選定 形式選定 1. 構造特性（安定性、耐震性、走行性） 2. 維持管理（耐久性、管理の難易度） 3. 周辺環境との整合（景観、騒音、振動）

		4. 施工性（施工の安全性、難易度、確実性、工事用道路及び作業ヤード） 5. 経済性 概略計算手法
照査③	計画設計の細部事項	上部構造 床版形式 桁高、桁間隔の主要寸法を決めた概略計算経緯 上部構造一般図 下部構造 使用材料（コンクリート、鋼材等） 形状計画（壁式、2柱式等） 形状寸法を決めた概略計算経緯 耐震性能照査 基礎構造 基礎形式 杭本数等の形状寸法を決めた概略計算経緯 耐震性能照査
	数量算出及び概算工事費算出	数量算出項目 数量算出手法 使用単価

➢ 受注者は、橋梁基本詳細設計に必要な成果品を得るために下記事項について、当該設計条件等の整備、確認を行うものとする。

設計段階	項目	主な内容
条件等の打合せ	・設計目的、項目、内容 ・作業計画書	設計目的、主旨 関連事業計画 設計の主な項目、工程 適用基準、構造形式 既設計資料、幾何構造、線形条件 交差条件 地形地盤条件 関係機関との協議
設計計画終了時	・現地踏査結果 ・設計条件 ・設計上の問題点と検討方針	環境状況（振動、騒音等の配慮） 支障物件の状況 施工時の注意事項 架設時通行規制条件の確認 沿道状況 暫定計画、将来計画との整合 関連する設計との整合 環境及び景観検討への配慮 幾何構造、線形条件の設定 交差条件の設定 地盤条件の設定

		<p>地形条件の設定 ボーリング追加調査の必要性 耐震検討手法 使用材料 橋長、支間割条件の設定 道路規格及び荷重条件の設定 用地境界の確認 非常駐車帯の有無 特殊荷重の有無 施工条件の基本 使用すべき設計基準 塩害、雪処理、寒冷地仕様等 橋面工、付属工の基本条件 II期線及び将来拡幅計画の有無</p>
照査①	設計・施工方針、構造物の形状等	<p>橋梁全般 橋長、支間割計画の妥当性 上部構造形式の確認 下部構造形式の確認 基礎構造形式の確認 支承条件の確認</p> <p>上部構造 構造骨組、桁配置、構造高等 P C 鋼材の選定及び配置 桁端部と桁遊間 床版厚、床組 解析法 架設工法を考慮した設計手法</p> <p>下部構造 橋台、橋脚の位置・形状 耐震設計を考慮した支承構造 縁端距離 形状、寸法の基本的統一 施工法への配慮 耐震性能照査</p> <p>基礎構造 基礎の形式、寸法 支持層への根入れ 軟弱地盤の場合の検討 液状化の可能性 近接施工 解析手法 施工方法への配慮 耐震性能照査</p>
照査②	一般図 設計上の細部条件 計算方法、図面作成	<p>上部構造 材料使用区分 構造細目</p>

	付属構造物の設計法	<p>床版厚、舗装厚、付属物 支承、落橋防止システム、伸縮装置、高欄 標識、照明等 塩害対策、床版防水工、塗装、その他</p> <p>下部構造 裏込め土、埋戻し土の種類と土圧係数 材料使用区分 構造細目 地下水位、その他</p> <p>基礎構造 材料使用区分 構造細目 埋設物との取り合い 地盤改良の必要性 耐震設計上の基盤面、地盤面 設計用土質常数</p> <p>付属物 路面排水の流末処理 通信管路の配置 景観への配慮</p>
照査③	施工計画等、数量計算等	<p>埋設物、支障物件、周辺施設との近接等施工条件 施工時期（渇水期、出水期、冬期等） 設置、撤去等の施工性 架設時通行規制条件 数量算出要領（有効数字、位取り、単位、区分等）</p>

◆各種設計における設計実施上の留意事項

➤ 受発注者ともに道路概略設計の実施に当っては、下記の履行時における留意事項を十分に理解して設計を行うものとする。

項目	主な内容（共通事項）
(1) 設計計画	<p>1. 予備設計及び国土交通省における調査・設計との経時変化に伴う地形・地物を整理して変化がある場合は対応策を立案し、図面作成及び概算建設費に反映して、以後に実施する設計及び建設費用の増加を事前に防止する。</p> <p>2. 貸与する資料の経時変化等による適用基準の相違を整理・確認し、設計及び図面作成の方針を打合簿で確認して、手戻りと誤適用を防止する。</p>
(2) 用排水設計	用排水設計は、概略設計、現地踏査、設計要領及び管理者との協議結果等により現況用排水施設、将来用排水計画を十分把握し概略の排水系統の計画をたて、流量計算に基づいて、主として本線交差水路、付替水路の断面形状を設計し作成するものとし、排水系統図は作成しない。
(3) 橋梁一般図作成	協議用一般図作成において、縦断線形及び橋梁、高架橋位置、延長、交差構造物のクリアランス等を確保するために、橋梁一般図が必要となる。この場合には、調査等共通仕様書の橋梁一般図作成による。
(4) 数量・概算建設費	<p>1. のり面勾配及びのり面保護工は、近隣の既事業状況を確認して合理的な工種を採用して適正な土量、数量、概算建設費を算出する。</p> <p>2. 構造物の基礎等は、省庁及び地方公共団体から、近隣の既存構造物実績資料入手して、基礎杭長等を算出する。</p>

項目	主な内容（概略設計A）
(1) 平面・縦断設計	<p>1. 平面と縦断線形要素の確定には、平面線形のコントロール点と「概略設計B・C」の2a～eの留意事項とを組合せて、安全で、快適かつ地域の環境を遵守した線形となるよう配慮する。</p> <p>2. 留意すべき平面線形コントロール点</p> <p>a. 多額の補償費と協議に多大な時間を要す物件（神社、仏閣、墓地、文化財、学校、病院、工場等）は避けた方がよい。</p> <p>b. 高圧送電線は、移設時の送電中止、移転先の補償等の問題が多く、計画する道路との離隔距離の保持に留意する。</p> <p>c. 道路、鉄道等は小さな曲線半径の箇所の交差又は斜角のある交差により建設費が増加する要因となり線形の良い箇所での交差が望ましい。</p> <p>d. 河川の横過は、設計・施工が非常に難しくかつ建設費増加の原因となる。従って、上下流にある既設橋との関係（近接橋梁の取扱となる場合がある）に留意すると共に、河川水利上の問題がある箇所（分岐点、合流点、屈曲部、狭窄部等）を避ける。</p> <p>e. 荒廃渓流の横過は、土石流の危険区域内は極力避ける。やむを得ず計画する場合は、土石流を無害に通過させる措置（十分大きな開口部の設置）又は道路より上流で土石流の減勢阻止対策が可能な線形を考慮する。</p> <p>f. 過去に地すべりが記録されている箇所、現に地すべりが発生している箇所又は現地踏査及び土質地質調査の結果により工事の実施時に発生の恐れがある地域は、建設費の増加の原因となり極力避ける。</p>

	<p>g . 積雪寒冷地において、積雪深があり雪崩等が局部的に発生する危険個所は極力避ける（雪崩による道路の保持は極めて困難かつ膨大な建設費用と供用後に多大な維持管理が必要である）。</p> <p>3. 地形が急峻な山岳道路は、土工部（長大切土又は高盛土）、橋梁部（橋長、橋脚高、形式）、トンネル部（延長、換気設備、受電設備等）が複雑に組合わされているので、下記事項を考慮のうえ線形の設定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a . 平面線形と縦断線形との組合せにより極力切盛土量の減少に努めると共にスライスな切土法面を極力避ける。 b . 土工量のバランスは、路線全体のバランスを図ると共に、経済的な土配計画を考慮する。 c . 高橋脚、長大切土の橋梁は、トンネルと比較しても必ずしも経済的とは限らないので、その得失を十分検討する。 d . 工事用道路等の仮設備、工事の手順、工事工程等に配慮する。 <p>4. 軟弱地盤地帯は、極力短区間で条件の良い箇所を通る。なお、河川の前後及び溺れ谷に注意する。</p>
--	--

項目	主な内容（概略設計B・C）
(1) 縦断設計	<p>1. 線形要素の設定には、都計中心線の平面線形と下記の留意事項を考慮した平面線形要素との組合せにより、安全で快適かつ地域の環境を遵守した線形となるよう配慮する。</p> <p>2. 留意すべき縦断線形のコントロールポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> a . 高圧送電線の下を横過する場合は、送電線の垂れ下り位置と路面の高低差に安全離隔距離（送電圧により異なるので注意する）を保持する縦断線形要素（路面計画高）を検討する。なお、高圧送電線の移設又は嵩上げ等は、移設時送電中止、移転先の補償等の問題が多く、計画する道路との離隔距離の保持に留意する。 b . 鉄道との交差は、複線計画及び電化計画等の将来計画を確認のうえ縦断線形要素を設定する。 c . 河川の横過は、河川管理用道路（道路法の道路と兼用の場合があるので注する）又は堤防天端と交差構造物の高さに余裕を加えたクリアランスを保持した縦断線形要素を設定する。 d . 軟弱地盤地帯は、盛土高があまり高くならないよう前後の地形と縦断線形を合わせて当該地区の縦断線形要素を設定する（押さえ盛土の極力排除）と共に横断構造物を極力少なくするよう検討する。 e . 地形が急峻な山岳道路の線形は、「概略設計A」の3 a ~ d の留意事項を考慮のうえ都計中心線の平面線形と組み合わせて縦断線形要素を設定する。 <p>3. 盛土区間の交差構造物は、横断構成、路面勾配及び道路構造物の構成（構造物の厚さ、凍結深、舗装厚、横断埋設管等を加味した盛土高）による交差道路等のクリアランスを考慮して当該個所の計画高を設定する、特に斜角のある構造物は縦断線形要素の設定に影響するので注意する。</p> <p>4. 盛土区間は、前後の縦断線形要素に配慮すると共に、最少盛土量となる縦断線形を設定する。また、他機関の建設事業における発生土量を流用することを考慮する（場合によっては、集積ヤードの設置も検討する）。</p> <p>5. 捨土区間は、橋梁等の横断構造物に配慮のうえ休憩施設への流用、高盛土</p>

	区間の採用（橋梁から土工への変更）を考慮した縦断線形要素を設定する。
--	------------------------------------

項目	主な内容（概略設計C）
(1) 設計計画	<p>1. 道路中心線の縮尺転換（1/2,500地形図から1/1,000地形図へ）は、地形図作成の経時変化又は作図精度差等の誤差による問題点を抽出し、設計及び図面作成の方針を打合簿等で確認し手戻りを防止する。</p> <p>2. 縮尺1/2,500～1/1,000への転換に伴う平面線形の変更が生じた場合に対応については、下記を参考として概略設計Aに変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 曲線半径及び緩和曲線等の平面線形要素を変更し、可能な限り都計幅内に道路を計画する。 b. 平面要素を変更して、各種のり面保護工又は擁壁にて都計幅内にて処理する（場合によっては、のり面勾配の変更も考慮する）。 c. 平面線形要素を変更せずに1/1,000航測地形図で設定された新しい道路幅で都計の変更又は可能と判断される任意買収等で対処する。
(2) 縦断設計	縦断設計は、「概略設計B・C」(1)縦断設計を適用する。

項目	主な内容（連絡等施設概略設計）
(1) 平面・縦断設計	<p>1. 連絡等施設のランプ線形は、合成勾配の規定値により平面・縦断線形の確定及び設定が左右される場合があるので平面、縦断、横断の複合的組合せに留意して線形要素を確定する。</p> <p>2. 都市計画された連絡施設において、道路本線の平面又は縦断線形要素の変更によりノーズの位置に変更が生じた場合は、下記のいずれかの方法で対応の明確化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 都計幅の変更を無くする対処は、擁壁等の構造物による道路構造物（側道、水路等を含む）の変更で対応する。 b. 都計法執行機関である地方公共団体の同意を得て都計幅の変更をおこない、ランニングコスト及びライサイクルコストを考慮した道路構造に変更する。 c. 都計法執行機関である地方公共団体により都計変更同意が得られない場合でも任意買収が可能な場合は、ランニングコスト及びライサイクルコストを考慮した道路構造に変更する。 <p>3. 連絡等施設のランプと本線との取付部における平面線形及び縦断線形に対する横断勾配のすり付け方法の留意点。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 横断勾配の反転箇所において最小すり付け率の適用を検討して路面排水が支障ないようにする。 b. 拡幅量を考慮したすり付け方法に留意する。 c. 本線縦断勾配のすり付けをずらす検討が必要なケースが発生した場合は、すり付け方法に留意する。なお、発生する場合は下記のケースである。 <ul style="list-style-type: none"> ①変速車線が本線曲線部の外側に取り付く場合。 ②本線勾配とランプが逆勾配となる場合。 <p>4. 1/2,500地形図から1/1,000航測地形図への縮尺転換の変更が生じた場合の対処は、「概略設計A」を適用する。</p>
(2) 平面図作成	1. 平面・縦断線形の検討結果、ノーズ位置の変更に伴い、横断構成の見直しが平面図に反映されているか留意する。

	2. 拡幅量を考慮したすり付けの表示となっているか留意する。
--	--------------------------------

➤ 受発注者ともに協議用図面作成の実施に当っては、下記の履行時における留意事項を十分に理解して設計を行うものとする。

項目	主な内容
【道路設計】	
(1) 現地踏査	現地踏査は、概略設計等の資料に基づき計画されている橋梁・高架橋等の構造物の位置、交差又は付替道水路の状況、用排水系統など協議用図面作成に必要な現地状況を把握・確認し、設計の基本的な事項を明らかにするために行う。
(2) 設計計画	<p>設計計画は、協議用図面作成に必要な概略設計の成果品、関連公共事業計画等の資料収集整理、現地踏査に基づく土地利用状況、地形、地物の整理及び土質地質調査報告書の成果品の照査を行い、交差構造物の位置、規模等を検討し、平面形状の確定に必要な基本的な事項の整理がある。監督員は、主たる設計の開始に先立って行われる設計計画について請負人からの協議に応じて、本業務が適正かつ速やかに遂行するようにしなければならない。</p> <p>a. 設計に盛込むべき事項とは、平面形状の確定に必要な現地踏査結果、設計条件、関連公共事業計画との関連で必要となる交差又は付替・取付道水路計画、排水系統等である。</p> <p>b. 橋梁、高架、跨道橋、溝渠、擁壁等構造物の位置、形状寸法等の検討にあたっては、関連公共施設の事業計画、設計協議の内容及び現地踏査等をよく整理し、設計に反映しなければならない。</p> <p>c. 道路規格、設計速度、横断構成、幾何構造等の設計条件は事前に照査のうえ、図面作成の途中で変更が生じないようにしなければならない。設計基準は、設計要領に定められたもののほか、通達、事務連絡等により修正したもの、あるいは支社等が地域事情を勘案して作成した設計要領補足などを事前に整理し、協議用図面に着手する。</p>
(3) 縦断設計	<p>協議用図面作成Aの縦断設計は、計画設計により整理された基本的事項、路線測量及び土質地質調査等資料に基づき平面線形との組合せ、橋梁トンネル等の位置、延長、土量バランス、交差構造物等のクリアランス等を考慮のうえ、縦断線形を設計するものとする。</p> <p>なお、関係機関との交差協議等に伴い縦断線形の比較検討を監督員の指示に基づき設計する場合は、費用を別途計上する。協議図面作成Bの縦断設計は行わない。</p>
(4) 平面図作成	<p>協議用図面作成Aの平面図は、概略設計の成果品及び縦断設計に基づき、交差構造物の幅員、延長、主要な排水系統等を記入し作成する。</p> <p>なお、関係機関との設計協議のため説明用図面が必要な場合は、監督員の指示により調査等共通仕様書の設計協議説明図面作成による。</p> <p>協議用図面作成Bの平面図は、概略設計等の成果品及び設計計画に基づいて、航測地形図を使用して作成する。</p>
(5) 縦断図作成	<p>協議用図面作成Aの縦断図作成は、縦断設計により設計された縦断線形に基づき、計画高の計算を行いN E X C O が貸与する実測地形縦断図を使用して作成する。</p> <p>協議用図面作成Bの縦断図作成は行わない。</p>

(6)横断図作成	<p>協議用図面作成Aの横断図作成は、横断図作成により得られた道路中心線の計画高に基づいて、NEXCOが貸与する実測地形横断図を使用して原則として20mごとの道路横断構造、側道、水路、用地幅等を設計し作成するが、横断図に記入する計画高は、道路中心折れ点、路肩等の変化点とし、土質区分の記入及び発注用横断図は作成しない。</p> <p>協議用図面作成Bの横断図作成は、概略設計等の成果品に基づいて、概略設計の横断図を補足し、修正して作成する。</p>
(7)用排水設計	用排水設計は、概略設計、現地踏査、設計要領及び管理者との協議結果等により現況用排水施設、将来用排水計画を十分把握し概略の排水系統の計画をたて、流量計算に基づいて、主として本線交差水路、付替水路の断面形状を設計し作成するものとし、排水系統図は作成しない。
【連絡等施設設計】	連絡等施設設計は、道路設計に準ずる。
【概略付帯工設計等】	<p>協議用図面作成において、道路設計及び連絡等施設設計による他、次のような概略付帯工設計等を行うことによって、工事実施の詳細設計及び幅杭設計の前段設計として、より一層の合理的、経済的な幅杭設計を行うことができる。</p> <p>協議用図面作成において、関係機関（地元協議含む）との設計協議のため、概略の説明用図面等が必要となる。この場合には、監督員の指示により作成するが調査等共通仕様書の設計協議説明用図面作成による。</p> <p>なお、図面作成における縮尺、配置等については十分検討し作成する。</p>
(1)設計協議説明用図面作成	
(2)概略一般図作成	協議用図面作成において、縦断線形並びに付替取付道水路等の位置の確定及び経済的な断面寸法を確定するために、溝渠工及び擁壁工の概略一般図作成が必要となる。この場合には、調査等共通仕様書の概略一般図作成による。
(3)付替取付道水路設計	協議用図面作成において、付替取付道水路等及び側道の計画にあたり（本線の横断図作成等で実施する場合を除く）、独自の平面線形、縦断線形、横断等の設計が必要な場合には、調査等共通仕様書の付替取付道水路による。
【構造物設計】	
(1)橋梁一般図作成	協議用一般図作成において、縦断線形及び橋梁、高架等の位置、延長、交差構造物のクリアランス等を確保するために、橋梁一般図作成が必要となる。この場合は、調査等共通仕様書の橋梁一般図作成による。

➤ 受発注者ともに幅杭設計の実施に当っては、下記の履行時における留意事項を十分に理解して設計を行うものとする。

項目	主な内容
【道路設計】	
(1)現地踏査	現地踏査は、既存の調査資料などに基づき、協議用図面作成及び設計協議等で計画されている橋梁高架橋等の構造物の位置、交差又は付替道水路の状況、用排水系統など幅杭設計に必要な現地状況を把握・確認し、設計の基本的な事項を明らかにするために行う。
(2)設計計画	設計計画は、幅杭設計に必要な資料の収集整理、設計に盛込むべき現地条件、設計協議事項の結果の確認・整理、土質地質調査及び協議用図面作成等の成果品の照査を行うと共に橋梁高架橋の位置、形状及び寸法の検討、設計基本条件の整理等を行い設計計画立案する。監督員は、主たる設

	<p>計の開始に先立って行われる設計計画について請負人からの協議に応じて、本業務が適正かつ速やかに遂行するようしなければならない。</p> <p>a . 設計に盛込むべき事項とは、道路本体を設計するために必要な現地踏査結果、設計条件、施工区分等のほか、関連公共事業計画及び設計協議との関連で必要となる交差又は付替取付道水路計画、排水系統等である。</p> <p>幅杭設計で設計協議等が不備のまま設計したものは、幅杭設置時点及び詳細設計並びに工事実施段階において、関係機関又は地元等との調整に多大な時間を要することになり、場合によっては非常に大きな手戻りとなることがあるので特に注意しなければならない。</p> <p>設計協議が未了のまま用地幅杭設置に必要な幅杭設計を行うことは厳に慎まなければならない。設計協議完了の時期と幅杭設計及び幅杭設計後に行う詳細設計並びに工事実施の工程を良く調整し、設計協議の促進を図ると共に幅杭設計の作業が遅れることがないように十分注意が必要である。</p> <p>b . 協議用図面作成A又はBの設計において、地すべり地や軟弱地盤等の道路本体の安全上問題となる地形、地質及び地盤の分布状況等が的確に反映されているかどうか、土質地質調査結果、現地踏査等から照査する必要がある。</p> <p>地すべり地の切土や長大なスライカット等は、工事が困難となるばかりではなく、対策工に多大な費用を要し、防災上の問題が多いので、慎重な設計検討が必要である。これらについては、道路線形の多少の変更で対応できることもあり、道路用地幅を決定するに先立ち十分検討する必要がある。</p> <p>地すべり地や軟弱地盤等の土質地質調査等が不十分な場合には、対策工の検討が道路用地幅を決定する幅杭設計の作業工程に間に合うように土質地質調査を追加する必要がある。</p> <p>また、道路掘削等の土軟岩の区分は、切土のり面勾配等に影響を与えることになり、工事費に影響するばかりでなく道路用地幅を決定する種々の問題が発生する。道路掘削等の土軟岩の区分は、土質縦横断図等を用いて、切土のり面勾配を検討し設計するために、土質縦横断図を作成するに必要な土質地質調査が不足している場合には、速やかに土質地質調査を追加する必要がある。</p> <p>c . 橋梁、高架、跨道橋、トンネル、溝渠、擁壁等構造物の位置、形状寸法等の検討にあたり、関連公共施設の事業計画、設計協議の内容、現地踏査の結果、構造物基礎の支持地盤等をよく整理し、設計に反映しなければならない。</p> <p>d . 幅杭設計の前段設計の道路規格、設計速度、設計交通量、横断構成、道路の幾何構造、設計基準等の設計条件を事前に照査のうえ、幅杭設計の途中で変更が生じないようにしなければならない。設計基準は、設計要領に定められたもののほか、通達、事務連絡等により修正補正したもの、あるいは支社等が地域事情を勘案して作成した設計要領補足などを事前に整理し、幅杭設計に着手する。</p>
(3) 縦断設計	縦断設計は、計画設計により整理された基本的事項、路線測量、協議用図面作成、土質地質調査及び設計協議結果の資料等並びに監督員と協議のうえ、平面線形との組合せ、橋梁高架、トンネル等の位置、延長、切盛土量の

	<p>バランス、交差構造物等のクリアランス等を考慮のうえ、道路縦断線形を設計するものとする。</p> <p>なお、設計協議結果等により縦断線形の比較検討を監督員の指示に基づき設定した場合は、費用を別途計上する。</p>
(4)横断図作成	<p>横断図作成は、縦断図作成により得られた道路中心線の計画高に基づき、NEXCOが貸与する実測地形横断図を使用して、原則として測点20mごとの道路横断構造、側道、水路および用地幅等を設計し、用地幅杭設置用横断図の作成を行うものとする。用地幅杭設置用横断図の作成にあたり道路掘削等の土軟岩の区分は、切土のり面勾配等に影響を与えることにより工事費に影響するばかりでなく道路用地幅を決定する種々の問題が発生する。道路掘削等の土軟岩の区分は、NEXCOが貸与する土性縦断図、土質地質報告書の資料等により行うものとする。なお、監督員は、土質地質条件等に基づき、当該区間の設計に最も適した道路掘削等の土軟岩の区分について、請負人に指示しなければならない。</p>
(5)用排水設計	<p>排水系統図には、当該設計とは別途に設計される橋梁、高架、溝渠工、擁壁工等の排水系統や舗装工事で施工する範囲も含めて、当該設計区間に含み排水系統図を作成するものとする。従って、用排水設計の積算は橋梁等の区間を含む道路延長とすることが必要である。なお、舗装工事で施工する範囲は破線で示し、数値及び記号は()内に記入し、土工工事との区別を明確にする。</p>
(6)工事用概算数量算出	<p>幅杭設計の成果に基づき、土工工事の工区割りの検討のために土工工事用（主として切盛土量）の概算数量を算出する。なお、調査等共通仕様書の横断図作成において、発注用横断図作成及び横断数量並びにのり長の算出を行わないことになっているので、工区割りの検討のための工事用概算数量算出が必要な場合には、費用を別途計上する。</p>
(7)用地幅杭調書作成	<p>幅杭設計の成果（横断図、平面図等）に基づき、道路敷きとして必要な道路幅杭調書を作成するものとする。監督員は、用地幅杭調書の作成にあたり様式等の必要な事項等を速やかに指示しなければならない。</p>
【連絡等施設設計】	<p>連絡等施設設計は、道路設計に準ずる。</p>
【幅杭設計に必要な付帯工設計等】	<p>幅杭設計において、用地幅杭設置のために必要な成果を得るには、道路設計及び連絡等施設設計による他、次のような付帯工設計等を行うことによって、工事実施の詳細設計の前段設計として、より一層の合理的、経済的な幅杭設計を行うことができる。</p>
(1)概略一般図作成	<p>幅杭設計において、縦断線形、付替取付道水路等の位置、断面寸法の確定及び土被りがある場合の溝渠工の経済的な断面寸法の検討並びに用地上の制約条件等を検討するために、溝渠工及び擁壁工の概略一般図作成が必要となる。この場合には、調査等共通仕様書の概略一般図作成による。</p>
(2)付替取付道水路設計	<p>幅杭設計において、付替取付道水路等及び側道の計画にあたり（本線の横断図作成等で実施する場合を除く）、独自の平面線形、縦断線形、横断等の設計が必要な場合には、調査等共通仕様書の付替取付道水路設計による。</p>
(3)詳細図作成	<p>幅杭設計において、付替取付道水路には詳細図作成が含まれていない。従って付替取付道水路設計で、詳細図作成が必要な場合には、調査等共通仕様書の詳細図作成の用排水工詳細図作成による。</p>
(4)設計協議説	<p>幅杭設計において、関係機関（地元協議含む）との設計協議のため、概</p>

明用図面作成	略の説明用図面等が必要となる。この場合には、調査等共通仕様書の設計協議説明用図面作成による。
【構造物設計】 (1)橋梁一般図作成	幅杭設計において、縦断線形、橋梁、高架等の位置、延長及び交差構造物のクリアランス等を確保するために、橋梁一般図作成が必要となる。この場合には、調査等共通仕様書の橋梁一般図作成による。

➤ 受発注者ともに詳細設計の実施に当っては、下記の履行時における留意事項を十分に理解して設計を行うものとする。

項目	主な内容
【道路設計】 (1)現地踏査	現地踏査は、既存の調査資料などに基づき、概略設計、協議用図面作成、幅杭設計及び設計協議等で計画されている橋梁高架橋等の位置、交差又は付替道水路の状況、用排水系統等の詳細設計に必要な現地状況を把握・確認し、設計の基本的な事項を明らかにするために行う。
(2)設計計画	<p>設計計画は、詳細設計に必要な資料の収集整理、設計に盛込むべき現地条件、設計協議事項の結果の確認・整理、土質地質調査、協議用図面作成、及び幅杭設計等の成果品の照査を行うと共に橋梁高架橋構造物等の位置、形状及び寸法の検討、設計基本条件の整理等を行い設計計画立案する。監督員は、主たる設計の開始に先立って行われる設計計画について請負人からの協議に応じて、本業務が適正かつ速やかに遂行するようにしなければならない。</p> <p>なお、幅杭設計後の詳細設計の道路設計A（幅杭設計後に完成形施工で詳細設計を行う場合）は、平面図作成（1/1,000）、縦断設計、縦断図作成及び用排水設計の設計を行わず、幅杭設計の成果品に基づき、付帯工設計を主とした詳細設計が行われる。従って、設計協議結果及び諸条件等の変更により、縦断設計及び用排水設計等の見直しが生じた場合には、当該区間の該当する設計項目「縦断設計、縦断図作成、平面図作成（1/1,000）、横断図作成等」の設計に必要な費用を別途計上する。</p> <p>a . 設計に盛込むべき事項とは、道路本体を設計するために必要な現地踏査結果、設計条件、施工区分等のほか、関連公共事業計画及び設計協議との関連で必要となる交差又は付替取付道水路計画、排水系統等である。</p> <p>詳細設計で設計協議等が不備のまま設計したものは、詳細設計及び工事実施段階において、関係機関又は地元等との調整に多大な時間を要することになり、場合によっては非常に大きな手戻りとなることがあるので特に注意しなければならない。</p> <p>b . 詳細設計の前段設計である概略設計、協議用図面作成及び幅杭設計において、地すべり地や軟弱地盤等の道路本体の安全上問題となる地形、地質及び地盤の分布状況等が的確に反映されているかどうか、土質地質調査結果、現地踏査等から照査する必要がある。</p> <p>地すべり地の切土や長大なスライカット等は、工事が困難となるばかりではなく、対策工に多大な費用を要し、防災上の問題が多いので、慎重な検討が必要である。これらについては、道路線形の多少の変更で対応できることもあるので、設計にあたり十分検討する必要がある。</p> <p>また、道路掘削等の土軟岩の区分は、切土のり面勾配等に影響を与える</p>

	<p>することになり、工事費に影響するばかりでなく道路用地幅を決定するに種々の問題が発生する。道路掘削等の土軟岩の区分は、土質縦横断図を作成するに必要な土質地質調査が不足している場合には、速やかに土質地質調査を追加する必要がある。</p> <p>c. 橋梁、高架、跨道橋、トンネル、溝渠、擁壁等構造物の位置、形状寸法等の検討にあたり、関連公共施設の事業計画、設計協議の内容、現地踏査等の結果、構造物基礎の支持地盤等をよく整理し、設計に反映しなければならない。</p> <p>d. 詳細設計の前段設計の道路規格、設計速度、設計交通量、横断構成、道路幾何構造及び設計基準等の設計条件を事前に照査のうえ、詳細設計の途中で変更が生じないようにしなければならない。設計基準は、設計要領に定められたもののほか、通達、事務連絡等により修正補正したもの、あるいは支社等が地域事情を勘案して作成した設計要領補足などを事前に整理し、詳細設計に着手する。</p>
(3)縦断設計	<p>縦断設計は、設計計画により整理された基本的事項、路線測量、協議用図面作成、土質地質調査、幅杭設計及び設計協議結果の資料等並びに監督員と協議のうえ、平面線形との組合せ、橋梁高架、トンネル等の位置、延長、切盛土量のバランス、交差構造物等のクリアランス等を考慮のうえ、道路縦断線形を設計するものとする。</p> <p>交差構造物は、横断構成、路面勾配及び道路構造物の構成（構造物の桁高、凍結深、舗装厚、横断埋設管等を加味した高さ）による交差道路等のクリアランスを考慮して当該個所の計画高を設定する。特に斜角のある構造物は縦断線形要素の設定に影響するので注意が必要である。</p> <p>なお、設計協議結果等により縦断線形の比較検討を監督員の指示に基づき設定した場合は、費用を別途計上する。</p>
(4)横断図作成	<p>横断図作成にあたり道路掘削等の土軟岩の区分は、切土のり面勾配、のり面保護工等に影響したり、工事費に影響するばかりでなく道路用地幅杭を決定するに種々の問題が発生する。道路掘削等の土軟岩の区分は、N E X C O が貸与する土性縦断図、土質地質報告書等の資料により行うものとする。なお、監督員は、土質地質条件等に基づき、当該区間の設計に最も適した道路掘削等の土軟岩の区分及び土量変化率を、請負人に指示しなければならない。</p> <p>のり面保護工の選定にあたっては、設計区間の既設のり面等の周辺状況調査を実施し、現地条件を十分考慮したうえ、経済的かつ合理的なものを探討する。</p>
(5)土積図作成	<p>土量配分計画を特記仕様書で規定して本設計に含む場合には、監督員は、道路掘削等の土軟岩区分、土量変化率及び施工機種毎の経済搬土距離を請負人に指示するものとする。</p>
(6)用排水設計	<p>排水系統図には、当該設計とは別途に設計される橋梁、高架、溝渠工、擁壁工等の排水系統や舗装工事で施工する範囲も含めて、当該設計区間に含み排水系統図を作成するものとする。従って、用排水設計の積算は橋梁等の区間を含む道路延長とすることが必要である。</p> <p>なお、舗装工事で施工する範囲は破線で示し、数値及び記号は()内に記入し、土工工事との区別を明確にする。</p>
【連絡等施設設計】	連絡等施設設計は、下記の項目以外は、道路設計に準ずる。

(1)設計計画	<p>連絡等施設設計にあたって、計画交通量に基づき各施設の規模及び施設配置計画を十分検討する必要がある。なお、経済状況等の変化及び諸条件の変化に伴い計画交通量の見直しが行われた場合には、詳細設計に反映するように十分留意することが大切である。</p> <p>インターチェンジの接続道路との取付方法、施工区分、設計範囲等について、設計の手戻りが生じないように接続道路管理者と事前に十分な調整が必要である。</p> <p>高速道路と他の道路とを連結する場合には、出入口の取付位置に関して、警察庁交通局長と国土交通省道路局長との覚書（昭和46.3.15）に基づき、都道府県公安委員会と協議することになっているので事前に協議事項を確認する必要がある。</p>
(2)平面・縦断設計	<p>連絡等施設のランプ線形は、合成勾配の規定により平面・縦断線形の設定が左右される場合があるので、平面、縦断、横断の複合的な組合せに留意して線形要素を確定する。</p> <p>連絡等施設のランプと本線との取付部における平面線形及び縦断線形に対する横断勾配のすり付けにあたっては、横断勾配の反転箇所において、最小すり付け率の適用を検討して路面排水に支障が生じないよう配慮する。</p> <p>平面・縦断線形の検討結果、ノーズ位置の変更に伴い平面線形及び横断構成の見直し並びに拡幅量を考慮したすり付けが平面図に反映されているか留意する。</p> <p>なお、1/200詳細平面図作成により、平面・縦断線形の検討を行った場合には、費用を別途計上する。</p>
【付帯工設計】	付帯工設計は、付帯工設計に準ずる。
【構造物設計】 (1)橋梁一般図作成	詳細設計において、縦断線形、橋梁、高架等構造物の位置、延長及び交差構造物のクリアランス等を確定するために、橋梁一般図作成が必要となる。この場合には、調査等共通仕様書の橋梁一般図作成による。

➤ 受発注者ともに**付帯工設計**の実施に当っては、下記の履行時における留意事項を十分に理解して設計を行うものとする。

項目	主な内容
溝渠工設計	溝渠工設計では、標準設計の適用範囲・内空寸法・最大土被り厚・断面形状などの諸条件を特記仕様書に明記する。
詳細図作成	のり面保護工（のり枠工等）の数量算出には、その展開図が必要であるため詳細図を作成する。また、図面作成における縮尺、配置等については、十分に検討し作成する。
概略一般図作成	溝渠工及び擁壁工設計において、工事実施図面を設計する前に概略一般図作成により、位置、延長、断面寸法、施工条件等の比較検討を行うことで、より経済的な構造物を確定することができる。このため、工事実施図面を作成する前に必要に応じ、概略一般図作成により施工条件、経済性等について検討することが望ましい。
付帯工設計	付帯工設計の履行時において、上記項目以外の項目については、次の留意事項を十分に理解して設計を行うものとする。
【溝渠工設計】	

(1)共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本体長、伸縮目地及びロック割り決定方法の適正性 ・標準設計適用以外の応力チェックは ・配筋に対するチェックは ・ウイングの形状及び設計計算の妥当性 ・基礎地盤の状態及び施工性の考慮は ・置換基礎の選定は適切か ・斜角のつく場合の考慮は ・暫定施工か完成施工かの検討は ・暫定施工のウイングは適正か ・完成施工の一般図を作成し、暫定施工が将来形に影響を及ぼさないか ・設計計算により使用するプログラムの打合せの有無 ・耐震照査は適切か
(2)ボックスカルバート	<ul style="list-style-type: none"> ・活荷重に対する検討の考慮は ・乾燥収縮、温度変化に対する検討は適切か ・アンダーパス、貯留型避溢カルバート等における水圧の影響を考慮した検討は ・サ仰効果の検討は ・軟弱地盤におけるカルバートの上げ越しと内空断面の余裕は適切か
(3)ポートカルバート	<ul style="list-style-type: none"> ・地震時の応力検討は ・ストラットの考え方
(4)アーチカルバート	<ul style="list-style-type: none"> ・軸線は施工性、経済性を考慮したものか ・荷重の組合せは適切か ・偏土圧による安定度及び部材応力の検討は適切か ・工事用車両も含めた施工応力の検討の有無
(5)本線用カルバート	<ul style="list-style-type: none"> ・視距及び諸施設の設置余裕空間が確保されているか ・舗装、排水及び躯体の形状は適切か ・活荷重の積載位置は適切か ・衝突荷重、乾燥収縮、温度変化に対する検討は適切か
(6)ハイドカルバート	<ul style="list-style-type: none"> ・活荷重及び死荷重等の荷重係数は適切か ・管種及び基礎の選定は適切か ・半溝型及び突出型における設計条件は適切か ・軟弱地盤上の配慮は適切か
【擁壁工設計】 (1)共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁高さの決定、地山の取合い、底面の勾配は適切か ・型式選定の根拠は適正か ・背面土の適用は適正か ・目地間隔は適正か ・液状化の検討は適正か ・基礎工の選定は適正か ・根入れ深さは適切か、斜面部での余裕幅は適切か ・地下水、湧水等の処理について考慮しているか

- 受発注者ともに舗装設計の実施に当っては、下記の履行時における留意事項を十分に理解して設計を行うものとする。

項目	主な内容
(1) 設計打合せ	舗装設計にあたっては、舗装工事発注後工法変更が極力生じないように一般土工工事等の日常品質管理等の状況を的確に把握するために関連工事区等と十分な打合せを行い設計に着手する。なお、舗装工事で設計施工される内容は、土工工事等で実施されるものに比べて、維持管理段階で直ちにその良否が問われることが多い。従って、設計を行う区間のみでなく、隣接する前後区間の設計内容との整合性を十分照査すると共に設計打合せ記録等を整備し、設計経緯が分かるよう保管しておかなければならぬ。
(2) 排水検討	排水設計では、土工設計以降の諸条件等の変更が生じ設計流出量との差異、中央分離帯構造及び路肩構造等の土工設計を修正しなければならないことがある。特に本線縦断勾配のサグ点付近、橋梁前後、ノーズ合流部、縮小路肩部、連絡等施設の駐車場等は、土工設計を変更しなければならない場合が多い。土工工事等の施工進捗状況を勘案し、極力設計成果を、土工工事へ反映させ、縦溝、排水ます等を追加、移設することが必要である。 排水構造物の不備は、特に積雪寒冷地域にあっては走行上問題が発生したり、地域住民などと流末処理についてトラブルが発生するがあるので、設計段階で入念な検討を行わなければならない。
(3) 幾何構造検討	幾何構造のチェックでは、設計要領で規定している幅員構成、勾配のすり付け方法、登坂車線、連絡等施設等に関する諸基準が土工設計で正しく適用されているかを総合的に検討することになり、高度な技術判断のもとに適切な指導を行う必要がある。
(4) その他細部設計	排水構造物、交通安全施設工、交通管理施設工、その他舗装工事に含まれる細部設計は、設計要領及び各種の標準図集に基づき詳細図を作成する。その適用にあたり留意する項目は、下記の通りであり事前に現地状況に応じた対策を検討するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・合材数量、盛土工、張芝工の数量算出方法（端部処理方法） ・フライコート、タックコート、中央分離帯シール工、セメント安定処理工の数量算出方法 ・セメントコンクリート舗装版の数量算出方法 ・特殊舗装（たわみ性舗装等）
(i) 舗装数量	<ul style="list-style-type: none"> ・土工工事で設置した仮排水工の処理 ・用排水工の形式選定、特に排水マス、地下排水工、連絡等施設内の排水工形式 ・トンネル坑口付近での洗浄水排水処理方法 ・橋梁ウイング部の路面排水処理方法（アボット方向下り勾配時）
(ii) 用排水工	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁部と土工部の防護柵のすり付け方法 ・土工部とトンネル部の防護柵のすり付け方法 ・切土部とトンネル部の防護柵のすり付け方法 ・標識、非常電話、照明施設等に対する防護柵補強位置 ・中央開口部防護柵形式 ・ガードケーブル端末防護方法、分流ノーズの安全対策 ・土被りの薄い横断構造物等における防護柵ポストの設置方法 ・4車～2車すり付け区間の防護柵設置方法、防護柵形式（I期線施工の
(iii) 防護柵工	

	場合)
(iv)縁石工	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁前後、連絡等施設内の縁石形状 ・分合流バースの縁石巻き込み形状
(v)連絡等施設	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車方式及び駐車台数、アライド構造 ・料金所、車重計、軸重計の設置位置及び構造諸元 ・料金所バース部管理用ボックス設置位置及び構造
(vi)雪氷地域での要領適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵、フェンス、視線誘導標、距離標、スノーポール等
(vii)トンネル部	<ul style="list-style-type: none"> ・内装板、監視員通路、監査路、階段工
(viii)II期線舗装設計	<ul style="list-style-type: none"> ・4車～2車切り替え施工図、路面表示工、防護柵工
(ix)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・切土のり面の火災防止を目的にしたコンクリート張工等 ・伸縮装置の形式種別
(5)その他	<p>土木工事等の雑件処理及び設計中に地元協議との関係で未解決となっている事項は、舗装設計に手戻りが生じないように速やかに処理することが望ましい。また、現地取合わせ等は、工事発注後出来るだけ手戻りが少ないよう設計時に取込んでおくことが望ましい。</p> <p>なお、舗装設計とほぼ同一時期に、通信、照明、造園、建築工事等の別途設計も行われるので、これらとも十分調整を図ることが重要である。</p>

➤ 受発注者ともに橋梁一般図作成の実施に当っては、下記の履行時における留意事項を十分に理解して設計を行うものとする。

項目	主な内容
(1)設計計画	<p>a . 作業計画書作成</p> <p>調査等共通仕様書に基づき、作業計画書を提出させ、必要な事項について承諾を行う。</p> <p>b . 資料確認・整理</p> <p>当該業務に必要な資料（道路予備設計報告書、地質調査資料）等を発注前に収集しておくことが重要である。これらの資料により橋梁計画の基本条件をまとめる。</p> <p>c . 現地踏査</p> <p>現地踏査は、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的現地条件を把握するためのものである。現地踏査を行う場合は費用を計上し、特記仕様書に明記する。但し、設計打合せ内で行える現地踏査については費用計上しない。</p> <p>d . 設計計画（設計条件の整理・確認、基本的事項の整理・確認）</p> <p>貸与資料や打合せにより以下の基本条件等を設定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計条件（幾何構造、線形、荷重、使用材料等） ・地形地質条件 ・交差条件（下線、道路、鉄道、地下埋設物） ・施工条件、環境条件 ・架設時通行規制条件の確認 <p>e . 橋梁形式の計画と選定</p>

	<p>橋長、支間長、主要断面形状等橋梁の規模や諸元を定める。検討する項目は以下のようになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋長 ・支間割 ・上部構造形式 ・下部構造、基礎構造形式 ・上下部構造、基礎構造の基本諸元の設定 <p>橋梁形式に選定にあたっては、以下の項目を配慮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 構造特性（安定性、耐震性、走行性） 2) 維持管理（耐久性、管理の難易度） 3) 周辺環境との整合（景観、騒音、振動） 4) 施工性（施工の安全性、難易度等） 5) 経済性
(2)一般図作成	選定された橋梁形式の一般図には設計条件及び橋長、支間、桁間隔、下部工、基礎工の主要諸元が必要である。また、土質柱状図等の土質データや鉄道、河川、道路等の交差物がある場合は、その条件を記入する。
(3)計画概要書の作成	計画概要書には、以下の項目が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ・既往のデータに基づく主要部材の諸元 ・既往のデータに基づく概算工事費の算出 ・その他、設計施工上の問題点（上部工架設工法、架設時通行規制等） ・今後の設計に向けての必要な調査、検討事項（土質地質調査、近接構造物への影響等）
(4)その他の留意点	<p>一般図は、原則として1橋につき1枚作成するものとする。地形等の複雑な条件を有する箇所において比較案が必要な場合は、複数の一般図作成を行う。従って、当初1案で発注したもので検討過程で比較案が必要となり複数案を作成した場合には、その費用を追加して計上する。</p> <p>一般図作成業務の適用範囲は、設計計算は行わないため、構造物の断面寸法等の諸元を既往のデータより設定できる範囲とする。設計計算が必要と判断される構造物の場合には、さらに計画設計を行い最適な形式を選定する。</p> <p>現地踏査、透視図作成、協議用資料作成などを特記仕様書に記載する場合には、その費用を別途計上する。透視図は、以下のような場合に必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚的な判断を必要とする地元協議がある場合 ・透視図により構造形式の妥当性を確認する必要がある場合 ・長大橋や支間長が標準支間を超えるような大規模橋梁の場合 ・周辺環境や道路通行車両からの視点に対して景観的配慮が必要な場合

➤ 受発注者ともに橋梁計画設計の実施に当っては、下記の履行時における留意事項を十分に理解して設計を行うものとする。

項目	主な内容
(1)設計計画	a. 作業計画書作成 調査等共通仕様書に基づき、作業計画書を提出させ、必要な事項について承諾を行う。

	<p>b . 資料確認・整理</p> <p>当該業務に必要な資料等を発注前に収集しておくことが重要である。関連事業計画に関する情報も収集把握する。</p> <p>その他、計画設計に必要となる既往の道路予備もしくは概略設計報告書、橋梁一般図作成報告書等を収集する。</p> <p>c . 現地踏査</p> <p>現地踏査は、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的現地条件を把握するためのものである。現地踏査を行う場合は費用を計上し、特記仕様書に明記する。但し、設計打合せ内で行える現地踏査については費用計上しない。</p> <p>d . 設計計画（設計条件の整理・確認、基本的事項の整理・確認）</p> <p>貸与資料や打合せにより以下の基本条件等を設定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計条件（幾何構造、線形、荷重、使用材料等） ・地形地質条件 ・交差条件（下線、道路、鉄道、地下埋設物） ・施工条件、環境条件、架設時通行規制条件 <p>e . 橋梁形式の計画</p> <p>橋長、支間長、主要断面形状等橋梁の規模や諸元を定める。検討する項目は以下のようになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋長 ・支間割 ・上部構造形式 ・下部構造、基礎構造形式 ・上下部構造、基礎構造の基本諸元の設定 <p>f . 計画設計橋梁形式の選定</p> <p>架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式案を比較選定する。計画設計案の選定は、構造特性、維持管理、環境との整合、施工性、経済性等総合的観点から評価を加えて行う。</p> <p>橋梁形式に選定にあたっては、以下の項目を配慮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 構造特性（安定性、耐震性、走行性） 2) 維持管理（耐久性、管理の難易度） 3) 環境との整合（修景、騒音、振動、近接施工） 4) 施工性（施工の安全性、難易度、確実性、工事用道路、通行規制条件等） 5) 経済性 <p>g . 概略設計計算</p> <p>上部構造の設計計算については、主要点（主桁最大モーメント又は軸力の生ずる箇所）の概算応力計算及び概略断面検討を行い、支間割、主桁配置、主構造等の決定を行うものとする。</p> <p>下部構造及び基礎構造については、躯体及び基礎工の形式規模及び耐震性能を想定し、概算の応力計算及び安定計算を行う。</p>
(2)図面作成	一般図、上部構造一般図、下部構造一般図、基礎工一般図等を作成する。
(3)計画概要書の作成	計画概要書には、以下の項目が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ・概略計算による主要材料の概算数量 ・概算工事費の算出

	<ul style="list-style-type: none"> ・概略施工方法の検討（上部工架設工法、架設ヤード、主要機械の選定等） ・その他、設計施工上の問題点及び今後の基本設計・詳細設計に向けての必要な調査、検討事項（土質地質調査、近接構造物への影響等）
(4) その他の留意点	<p>発注時の構造種別と形式検討の結果から計画設計を行う構造種別に差異が生じた場合は、設計変更を行う。</p> <p>地震時水平反力構造、免震橋等の「動的解析による耐震性の照査」が必要な場合は、別途費用を計上する。</p> <p>その他、現地踏査、透視図作成、協議用資料作成等を特記仕様書に記載する場合は、その費用を別途計上する。</p>

➤ 受発注者ともに**橋梁基本・詳細設計**の実施に当っては、下記の履行時における留意事項を十分に理解して設計を行うものとする。

項目	主な内容
(1) 設計計画	<p>a . 作業計画書作成</p> <p>調査等共通仕様書に基づき、作業計画書を提出させ、必要な事項について承諾を行う。</p> <p>b . 資料確認・整理</p> <p>当該業務に必要な資料等を発注前に収集しておくことが重要である。関連事業計画に関する情報も収集把握する。</p> <p>その他、計画設計に必要となる既往の道路予備もしくは概略設計報告書、橋梁一般図作成報告書、計画設計報告書、基本設計報告書等を収集する。</p> <p>c . 現地踏査</p> <p>現地踏査は、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的現地条件を把握するためのものである。現地踏査を行う場合は費用を計上し、特記仕様書に明記する。但し、設計打合せ内で行える現地踏査については費用計上しない。</p> <p>d . 設計計画</p> <p>設計計画で行う作業項目は以下のようになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本条件（既往設計図書及び監督員の指示、必要な資料の収集整理により、以下の設計基本条件をまとめる。） ・道路線形条件 ・地形、地質条件 ・交差条件（横過条件） ・施工条件及び環境条件、架設時通行規制条件、その他留意すべき条件 ・設計条件（使用材料や荷重条件等について決定する） ・設計上の問題点と検討方針（橋梁計画上の基本条件等を整理することにより問題点を把握させ、設計検討方針を立案する） <p>e . 設計検討</p> <p>一般図作成、計画設計もしくは基本設計で決定している橋梁形式や支間割が妥当であるかの確認を行う。また、上部構造型式、下部構造形式、基礎構造形式の妥当性を確認する。見直しが必要と認められる時は、調</p>

	査等共通仕様書の橋梁概略形式検討を適用し、その費用を別途計上する構造物の形状、寸法、使用材料の種類及び数量を把握できる図面を作成するために、使用材料、桁高、主桁配置、支承条件等の検討や、構造細目、付属物の形式等の細部条件についても技術検討を加えるものとする。
(2)設計計算	<p>一般図作成業務もしくは計画設計業務で決定された橋梁形式の主要構造寸法を決定する。また、現地への搬入条件及び架設条件を考慮し、構造物各部の応力計算及び安全度の計算を行う。</p> <p>一般図作成、計画設計もしくは基本設計で決定された橋梁形式の主要構造寸法に基づき、現地への搬入条件及び架設条件を考慮し、下記に示す事項について、詳細設計を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上部構造については、橋体、床版、支承、高欄、伸縮装置、排水装置、検査路、落橋防止システム、橋名板、橋歴版、ガードレールボルト孔工等 ・下部構造及び基礎構造については、梁、柱、フーチング、躯体及び基礎本体工とその耐震性能照査 ・その他、工事の積算及び施工をするのに必要な全ての設計計算。 <p>また、「動的解析による耐震性の照査」等の設計を必要とする場合は、特記仕様書に記入し、それに要する費用を別途計上する。</p>
(3)線形計算	道路計画時の道路線形計算書、平面及び縦断線形図等に基づき、当該構造物の必要箇所（橋面、桁、支承、橋台、橋座、支承面、下部構造、基礎工等）について、線形計算を行い平面座標及び縦断計画高を求める。
(4)図面作成	<p>構造物の形状、主要寸法、使用材料の種別及び数量を把握できる程度の図面を作成する。</p> <p>構造物の施工及び施工管理に必要なすべての図面作成を含んでいる。</p>
(5)計画概要書	<p>計画概要書には、以下の項目が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計条件等の諸条件 ・上下部構造、基礎構造の規模及び形式の決定根拠については、一般図作成及び計画設計で決定された事項の妥当性を確認する内容を記述する。 ・道路、鉄道、河川等との交差条件、架設時通行規制条件 ・橋梁一般図作成業務又は計画設計業務時に提示された問題点を把握し、これを業務に反映させた内容を記述する。 ・構造解析の方法、モデル化の方針、特殊条件下の検討の有無（軟弱地盤対策、近接施工、段階施工、動的解析等）設計順序等を記述する。 ・施工計画書を作成しないときは、概略の施工計画（施工方法、施工順序、仮設時応力）、主要機械の選定を記述する。 ・工事で詳細設計を行う場合は、架設時の検討を記述する。
(6)施工計画書	<p>特殊な構造物で、特殊な架設工法や架設時応力が卓越し部材設計に重要な影響を及ぼす場合には、設計上必要な施工計画書を作成する。例えば、押し出し工法、張出架設工法、一括架設、ケーブル架設、大規模プレキャスト工法等である。</p> <p>施工計画書を作成する場合は、特記仕様書に明記するものとし、以下の項目が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地の立地条件及び輸送・搬入条件等を基にした、上部工の架設計画。

	<ul style="list-style-type: none"> ・構造物の規模 ・道路、鉄道の交差条件、河川の渡河条件、架設時通行規制条件 ・計画工程表 ・施工順序、施工方法 ・資材、部材の搬入計画等 ・工事費積算にあたって必要な仮設物の設計等の計画 ・設計と不可分な施工上の留意点についてもとりまとまる
(7)数量算出	<p>通常の設計に含まれる業務内容は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の積算に必要な構造物本体及び支保工等の材料数量の算出。 <p>通常の詳細設計に含まれる業務内容は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の積算、施工に必要な構造物本体及び支保工等の数量算出 ・構造物掘削（掘削、埋戻し、残土）の土量算出 ・構造物掘削により生じる永久のり面工の数量算出（但し、平面図、横断図等から算出できるものに限る。） ・構造物掘削（普通部）の施工に要する一般的割掛費算出のための数量算出
(8)その他の留意事項	<p>基本詳細設計業務には、上部構造形式の検討や支間割検討は含んでいないので、検討が必要な場合は、調査等共通仕様書の橋梁概略形式検討を含めて発注する必要がある。</p> <p>特に、橋梁一般図作成時や計画設計時及び基本設計時と条件等が異なる場合は、形式検討や支間割検討の見直しが必要となる場合もあるので、橋梁概略形式検討を行う。条件が異なる場合とは、以下のような場合が想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細な測量や土質調査等により条件が変更した場合 ・協議の結果、交差条件に変更が生じた場合 <p>橋梁概略形式検討結果により、発注時の構造種別と基本設計を行う構造種別に差異が生じた場合は、設計変更を行う。</p> <p>橋梁概略形式検討業務や、その他の現地踏査、透視図作成、協議用資料作成等を特記仕様書に記載する場合は、その費用を別途計上する。</p>